

資料

8-15
No 20

『婦人少年調査資料』

昭和二十六年十一月

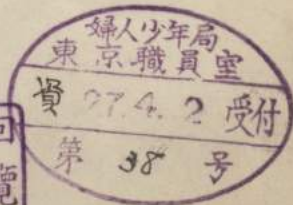
各國における婦人年少者労働保護規定集

— 國際基準、米、英、獨、韓、ソ、中共、日本 —

国立国会図書館調査立法考査局

労働省婦人少年局

婦人少年局職員室主任殿



回覽



は し が き

目下労働法規改正問題をめぐつて賛否兩論が展開されているが、労働基準法、なかんづく婦人および年少者の労働條件に關する是非の聲が一きわ高いようである。われわれは、ここに各國の現行法令と日本の基準法とを比較對照する意味から、各國の婦人・年少者労働保護規定の編さんを試みた。短期間に資料を収集したことであるから不充分さを免れないが、この問題の検討の上に大方の参考となることを願う次第である。因みに本稿は『凡例』に明らかなように、国立国会図書館調査立法考査局と労働省婦人少年局との共同の作業によつて成つたものである。

昭和二十六年十一月

国立国会図書館調査立法考査局
労働省婦人少年局

凡 例

一 國際勞働基準、勞働大臣官房勞働統計調查部譯編「國際勞働條約及び勸告集」六冊に基ずき、これを口語文に改めて使用した。

二 アメリカ、「公正勞働基準法」(一九四九年改正新法)は勞働省基準局譯文により、同附屬「規則集」は調立局勞働調査室譯によつた。

三 イギリス、「工場法」(一九三七年法)については厚生省勞働局の立派な譯本があるので、本書はこれを原本と對照しつつ口語譯して用い、一九四八年改正部分については調立局勞働調査室で譯出した。

四 ドイツ、「年少者保護法」(一九三八年)以下全部調立局社會法令調査室の譯出に係る。

五 大韓民國、「兒童勞働法」(一九四七年)は勞働省婦人少年局譯文を用いた。

六 ソ連、「勞働法典」は法務府「法務資料第三〇五號ソヴェト連邦の勞働法規集」によつた。

七 中華人民共和國、「中華全國總工會の勞資關係に關する暫行處理辦法」(一九四九年)は調立局文教調查譯に従つた。

八 日本、調立局勞働調査室で編集した。

九 附録、「米國各州の兒童街頭勞働法」及び「各國年少勞働者保護規定一覽表」は勞働省婦人少年局で編集したものである。

内 容 目 次

第一 國際 基準

A 兒童及び年少者

(一) 條 約

1	農業に使用し得る兒童の年令に關する條約(條約番號第一〇號)	一
2	工業に使用し得る兒童の最低年令を定むる條約(第五九號)	一
3	工業における兒童及び年少者の雇用に對する適性體格検査に關する條約(第七十七號)	三
4	非工業的業務における職業適性のための兒童及び年少者の體格検査に關する條約(第七十八號)	六
5	非工業的業務に使用し得る兒童の年令に關する條約(第六〇號)	八
6	非工業的業務における兒童及び年少者の夜業の制限に關する條約(第七十九號)	二一
7	工業に使用される年少者の夜業に關する條約(第九〇號)	二四
(二) 勸 告		
1	農業における兒童及び年少者の夜業に關する勸告(勸告番號第一四號)	二六
2	農業技術教育の發達に關する勸告(第五一號)	二七
3	年少者の失業に關する勸告(第四五號)	二七
4	家族的企業における工業的勞務に使用し得る兒童の最低年令に關する勸告(第五二號)	三三
5	職業訓練に關する勸告(第五七號)	三三
6	徒弟制度に關する勸告(第六〇號)	三九

B 婦人の雇用

- 7 児童及び年少者の職業適性體格検査に關する勸告(第七九號) 三
 8 非工業的業務における児童及び年少者の夜業の制限に關する勸告(第八〇號) 三

(一) 條約

- 1 産前産後における婦人使用に關する條約(第三號) 三
 2 夜間における婦人使用に關する條約(第四一號)(省略) 三
 3 一切の種類の鑛山内の地下作業における婦人使用に關する條約(第四五號) 四
 4 工業に使用される婦人の夜業に關する條約(第八九號) 四

(二) 勸告

- 1 産前産後における婦人農業賃金労働者の保護に關する勸告(第一二號) 四
 2 農業における婦人の夜業に關する勸告(第一三號) 四
 3 船中における移民たる婦人及び少女の保護に關する勸告(第二六號)(省略) 四

C 労働條件

(一) 條約

- 1 労働時間を一週四十時間に短縮することに關する條約(第四七號) 四
 2 年次有給休暇に關する條約(第五二號) 四

(二) 勸告

- 1 年次有給休暇に關する勸告(第四七號) 四

D 産業安全及び衛生

(一) 條 約

1 ベーント塗に於ける白鉛の使用に關する條約(第一三號)

四五

(二) 勸 告

1 鉛中毒に對する婦人及び兒童の保護に關する勸告(第四號)

四六

第二 ア メ リ カ

1 公正勞働基準法(一九四九年改正法抜萃)

四七

2 年令證明書規則

四八

3 州證明書承認規則(一九四九年改正)

五三

4 危險業務決定手續規則

五三

5 十六才以上十八才未満の年少者の使用に對し特に危險なる業務、又は彼等の健康若しくは福祉に

五三

有害なる業務についての規則(一九四九年改正)

五五

6 十四才以上十六才未満年少者の使用規則

六三

7 調査及び検査のための州監督官利用規則

六三

第三 イ ギ リ ス

1 工場法(一九三七年)第六編「婦人及び年少者の使用」

六七

(イ) 就業時間及び休日

六七

(ロ) 特別除外例

七三

(ハ) 年少者の就業に對する適性證明書

八一

2 工場法改正法(一九四八年)抜萃

八三

第四 ド イ ッ

A 年 少 者

- 1 年少者保護法（一九三八年）同施行令 八四
- 2 國就學義務法（一九三八年） 二〇

B 婦 人

- 1 母性保護法（一九四二年）同施行令 二四
- 2 女子、重傷者及び作業能力耗弱者に對する労働時間短縮に關する國労働大臣命令（休暇令）（一九四三年） 二三
- 3 労働時間令（一九三八年） 二六
- 4 飲食店（一九三〇年）（拔萃） 二九
- 5 女子の建設、復興作業就業に關する管理委員會法律第三三號（一九四六年） 二九

第五 大 韓 民 國

- 兒童労働法（一九四七年） 一三〇

第六 ソ 連

- 1 一九二二年公布、ロシア社會主義連邦ソヴィエト共和國労働法典 一四一
- （イ）第一章 總則（拔萃） 一四一
- （ロ）第三章 ロシア共和國人民の義務労働への召集手續（拔萃） 一四二

第七 中

共

中華全國總工會の勞資關係暫行處理辦法（一九四九）（拔萃）……………一五〇

第八 日

本

1 勞働基準法（拔萃）、及び關係規則抄……………一五三

第九 附

錄

1 「米國各州の兒童街頭勞働法」（勞働省婦人少年局譯編）……………一六四

2 「各國年少勞働者保護規定一覽表」（勞働省婦人少年局編）……………一八八

第一 國際勞働條約及び勸告集

A 兒童及び年少者

(一) 條 約

1 農業に使用し得る兒童の年令に關する條約

(第十號)

一九二一年第三回總會において採擇

第一條

十四才未満の兒童は授業時間外でなければ、一切の公私の農業的企業又はその各分科に於いて使用せられ又は勞働することを得ず、授業時間外に於て使用せらるる場合にはその使用は學校出席を妨げざるものなるべし

第二條

授業の期間及時間は職業實習のため輕易なる農業的作業特に收穫に付ての輕易なる作業に兒童を使用し得る様之を按配することを得。但し右使用に依り一學年の全授業時間を八月以下に減少することを得ざるものとす。

第三條

第一條の規定は農業學校に於ける兒童のなす勞働に之を適用せず、但し右の勞働は公の機關の承認を得、且その監督を受くべきものとす。

2 工業に使用し得る兒童の最低年令を定める條約

第一回 I.L.O 總會(一九一九年)において採擇された同名の條約(第五號)を、一九三七年第二十三回總會において改正採擇したもの(第五十九號)

第一部 一般規定

第一條

一、この條約において「工業的企業」と稱するのは、次に掲げるものを特に包含する。

(イ) 鑛山業、石切業、その他土地より鑛物を採取する事業
(ロ) 物品の製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊、若しくは解體を爲し、又は材料の變造を爲す工業。(造船並びに電氣又は各種動力の發生、變更及び傳導を含む)

(ハ) 建物、鐵道、軌道、港、船渠、棧橋、運河、内地水

第四條

この條約の規定の實行を容易ならしめるため、工業的企業に於ける各使用者は、その使用する十八才未満のすべての者、及びその出生の日を記載した帳簿を備付けることを要する。

第五條

一、勞務であつて、その性質又はこれが行われる事情により、これに使用される者の生命、健康又は道徳に危険なものに關しては、國內の法律は

(イ) 年少者又は青年をかかゝる勞務に使用することを許容するため、十五才を超える年令を規定するか、又は

(ロ) 年少者又は青年をかかゝる勞務に使用することを許容するため、十五才を超える年令を規定する權限を適當の機關に付與しなければならない。

二、國際勞働機關憲章第二十二條により提出される年報には、前項(イ)に従い、國內の法律により規定される年令に關し又は前項(ロ)に従い付與される權限の行使により、適當の機關が執る措置に關し充分な情報を包含しなければならない。

第二部 若干の國に對する特殊規定

第六條

一、この條の規定は、日本に於ては第二條及び第三條の規定に代つて適用される。

路、道路、隧道、橋梁、陸橋、下水道、排水道、井戸、電信、電話裝置、電氣工作物、瓦斯工作物、水道その他の工作物の建設、改造、保存、修理、變更又は解體、及び上記の工作物又は建設物の準備又は基礎工事。

(ニ) 道路、鐵軌道又は内地水路に依る旅客又は貨物の運送(船渠、岸壁、波止場、又は倉庫における貨物の取扱を含む)、人力による運送を含まない。

二、工業と商業及び農業との分界は、各國に於ける權限ある機關がこれを定めなければならない。

第二條

一、十五才未満の兒童は、すべての公私の工業的企業又はその各分科においてこれを使用し、又は勞働することができない。

二、尤も勞務であつて、その性質又はこれが行われる事情により、これに使用される者の生命、健康又は道徳に危険なものについての外、國內の法令又は規則は、使用者の家に屬する者のみが使用される企業に於て、右の兒童が使用されることを許容することが出来る。

第三條

この條約の規定は、工業學校に於ける兒童のなす勞働に之を適用しない。但し、この種の勞働は公の機關の承認を得、且、その監督をうけるものとする。

二、十四才未満の児童は、すべての公私の工業的企業又はその各分科に於て、これを使用し又は勞働することが出来ない。但し、國內の法令又は規則は、使用者の家に屬する者のみが使用される企業に於て、右の児童が使用されることを許可することが出来る。

三、十六才未満の児童は、國內の法令又は規則により定められるところに従い、鑛山又は工場に於ける危険な又は不健康な作業に於てこれを使用し又は勞働することが出来ない。
(第七條以下省略)

3 工業における児童及び年少者の雇用に對する適性體格に關する條約(第七十七號)

一九四六年第二十九回總會において採擇

第一部 總 則

第一條

一、この條約は、公有であると私有であると問わず、工業的企業において、又はこれに關連して雇用され又は勞働する児童及び年少者に適用する。

二、この條約において工業的企業と稱するのは特に左に掲げるものを包含する。

(イ) 鑛山業、石切業、その他土地より鐵物を採取する事業

(ロ) 物品の製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解體をなし、又は材料の變造をする工業、(造船並びに電氣又は各種動力の發生、變更及び傳導に従事する諸企業を含む)

(ハ) 建築及び土木工事に従事する企業(建設、修理、保存、變更及び解體工事を含む)

(ニ) 道路、鐵軌道、内地水路又は航空による旅客又は貨物の運送(船渠、岩壁、波止場、倉庫又は航空港における貨物の取扱を含む)

三、權限ある機關は工業と農業及びその他の非工業的職業との分界を定めるものとする。

第二條

一、児童及び十八才未満の年少者は、嚴密な體格検査によつて使用さるべき作業に適すると診斷されるのでなければ、工業的企業にこれを使用することができない。

二、使用に對する適格性を診斷すべき體格検査は、權限ある機關の承認する有資格の醫師によつて行われなければならない。又該検査は、健康證明書により又は勞働許可書、若しくは勞働手帳に裏書することによつて、これを證明しなければならない。

三、使用に對する適性を證明すべき書類は次の場合に發行することができる。

(イ) 使用の特殊の條件に基き

(ロ) 使用の適格性を診断する體格検査に關する法令及び規則の施行につき、責任を有する當局が同一部類の健康上の危険をもつものとして分類した職務群、又は職業群に對して

四、國內の法令又は規則は、使用の適格性を證明する書類を發行する權限ある機關を定め、且つ、該書類の作成及び發行に關し守らるべき條件を定めなければならない。

第三條

一、兒童又は年少者は彼が十八才に達するまで、その從事する職業における適格性に對し醫的監督を受けなければならない。

二、兒童又は十八才未満の年少者を繼續して雇用する場合は、一年を超えない間隔において繰り返し體格検査を受けしめなければならない。

三、國內の法令又は規則は、次ぎの規定を含まなければならない。

(イ) 以前の検査に現われたところにより、その兒童又は年少者の職業における危険に關し、及び健康狀態に關し有效な監督を行うために、年次検査の外に、又は更に頻繁に、體格検査を必要とする特別の場合の規定を設けること。

(ロ) 例外的場合において權限ある機關に、再體格検査を行

わしめる權限を與えること。

第四條

一、高度の健康上の危険のある職業においては、少くとも二十才に達するまで使用適格の體格検査及び再検査を行わねばならない。

二、國內の法令又は規則は少くとも二十一才まで使用適格の體格検査、及び再検査を必要とする諸職業又は諸職務の範圍を定めるか、又はこれを定める權限を適當な權限ある機關に與えねばならない。

第五條

前諸條に規定された體格検査については、兒童又は年少者若しくはその兩親に費用の負擔をかけてはならない。

第六條

一、權限ある機關は、體格検査によりある種の作業に不適當なること、又は身體上に缺陷若しくは限界をもつことが明かにされた兒童、及び年少者の職業指導並びに身體的回復及び職業上の復職について適當な措置をとらねばならない。

二、かかる措置の性質及び範圍は、權限ある機關がこれを決定するものとする。このためには、勞働、保健、教育、及び社會の各關係機關の間において協力を保たねばならないし、又かかる措置を實施するために、これら各機關の間に有效な連絡が保たねばならない。

三、國內の法令又は規則により、使用に對する適格性が明確に決定されない兒童、及び年少者に對して、次ぎのものの發行を規定することができる。

(イ)一定期間有効であり、その期間の満了とともに年少者が、再體格検査を受けることを要する如き、假の勞働許可書又は健康證明書、

(ロ)特別の使用條件を必要とする許可書又は證明書

第七條

一、使用者は國內の法令又は規則により規定される、使用に對する醫學的反證がないことを示した使用適格の證明書、又は勞働許可書、若しくは勞働手帳を備え付け、勞働監督官に提示し得るようしておかなければならない。

二、國內の法令又は規則は、この條約の嚴密な施行を確保するために、その他の監督方法を定めなければならない。

第二部 若干の國に對する特別規定

第八條

一、人口の稀薄又はその地域の開發の状態のために、權限ある機關がこの條約の規定の施行を不可能と認める如き、廣大な地域をもつた加盟國については、該機關にかかる地域に對し一般的に又は特定の企業若しくは職業について、その適當と認める如き除外例を設けてこの條約の適用を免かれしめるこ

とができる。

二、各加盟國は國際勞働機關憲章第二十二條により提出されるべきこの條約の適用に關するその第一年次報告において、この條の規定を援用せんとする地域を指摘することを要し、且つ如何なる加盟國もその第一年次報告の日付後は、指摘された地域についての外、この條の規定を援用することはできない。

第九條

一、この條約の批准を容れた法令又は規則の採擇の日付以前に兒童及び年少者の工業における使用適格の體格検査に關する法令又は規則を有しなかつた加盟國は、その批准とともに發する宣言において、第二條及び第三條に規定する十八才の代りに十八才よりも少ない年令をもつてすることができるが、如何なる場合にも十六才よりも少なくすることはできないし、又第四條に規定する二十一才の代りに二十一才よりも少ない年令をもつてすることができるが、如何なる場合にも十九才よりも少なくすることはできない。

二、かかる宣言をなした加盟國は、何時でもその後發する宣言により以前の宣言を取り消すことができる。

三、この條の第一項による宣言を實施している加盟國は、毎年この條約の適用に關するその年次報告において、この條約の條項の完全な適用を目指して如何なる進歩がなされたかにつ

いて報告をしなくてはならない。

(第十條以下省略)

4 非工業的業務における職業適性のための児童及び年少者の體格検査に關する條約(第七十八號)、

一九四六年第二九回總會において採擇

第一部 總 則

第一條

一、この條約は、非工業的業務において、賃金のために雇用され、又は直接若しくは間接に收益のために労働する児童及び年少者に適用する。

二、この條約の目的上「非工業的業務」と稱するのは、主務官廳が、工業、農業、又は海上の業務と認定する以外の全業務を包含する。

三、主務官廳は、非工業的業務と工業、農業及び海上の業務を區分する分界線を決定しなければならない。

四、國內の法令又は規則は、両親及び児童又は被保護者のみが使用される家族企業において、児童又は年少者の健康に危険に非ずと認められる業務における雇用をこの條約より除外することができる。

第二條

一、児童及び十八才未満の年少者は、完全な體格検査により當該労働に適すると認められるに非ざれば、非工業的業務に於ける雇用又は労働にこれを使用してはならない。

二、職業適性のための體格検査は、主務官廳が認可した有資格の醫師によりなさるべく、且つ、體格證明書により又は労働許可書若しくは労働手帳の裏書によりこれを證明しなければならない。

三、職業適性を證明する書類は次ぎの條件で發行することができさる。

(イ) 特殊の雇用條件を定めること。

(ロ) 職業適性のための體格検査に關する法規の施行について、責任ある當局が分類する類別と同様の、健康上の危険を含む特殊の労働、又は労働類別若しくは職業類別に對して發行すること。

四、國內の法令又は規則は、職業適性を證明する書類を發行する主務官廳を特定し、且つ、書類の作成及び發行上遵守すべき條件を決定しなければならない。

第三條

一、児童又は年少者が従事する業務に對する適性は、十八才に達するまでこれを醫師の監督の下におかなければならない。

二、児童又は十八才未満の年少者の繼續雇用については、一年を超えない期間毎に體格検査を反復しなければならない。

三、國內の法令又は規則は

(イ) 兒童又は年少者の職業關係の危險及び健康狀態の點で從來の検査により示されたものに關通し、有效な監督を確保するため、年次検査又は年數回の検査の外に、醫師の再検査を要求すべき特殊事情を規定しなければならない。
(ロ) 例外的場合に醫師の再検査を要求する權能を主務官廳にあたえなければならない。

第四條

一、高度の健康上の危險を伴う業務においては、職業適性のための醫師の検査及び再検査は少なくとも二十一才までこれを必要としなければならない。

二、國內の法令又は規則は、少なくとも二十一才まで職業適性のための醫師の検査及び再検査を必要とする業務、又は業務部門を特定し、又は特定する權限を適當な機關に付與しなければならない。

第五條

前諸條が要求する醫師の検査は、兒童、年少者又は兩親に何等の費用をも負擔させてはならない。

第六條

一、醫師の検査の結果、或る種の勞働に不適當であるとか、又は身體上障害若しくは制限を有することが判明した兒童及び年少者について、職業指導と肉體的及び職業的再適應とのた

め、主務官廳は適當な措置をとらなければならない。

二、主務官廳は、かかる措置の性質及び範圍を決定しなければならない。このため關係ある労働、保健、教育及び社會の各機關の間に協力をなし、且つ、かかる措置の遂行のためこれら機關間に有效な連絡を維持しなければならない。

三、國內の法令又は規則は職業適應性が明瞭に決定されない兒童及び年少者に對し、左記を發行する規定を設けることができる。

(イ) 短期間有効の假労働許可書又は醫師の證明書
右の期間満了の場合、年少労働者は再検査を受けなければならない。

(ロ) 特殊の雇用條件を必要とする許可書又は證明書

第七條

一、使用者は國內の法令又は規則が規定する業務に對し、何等醫師の反對がない旨を示す所の職業適性のための醫師の證明書、又は労働許可書、若しくは労働手帳を綴じ込み、保存して労働監督の檢閲に供さなければならない。

二、國內の法令又は規則は左記を決定しなければならない。

(イ) 自身の利益のため、又は兩親の利益のため、行商その他街路若しくは公開の場所で行う業務に従事する兒童及び年少者に對して、職業適性のための醫師の検査制度の適用を確保するためとるべき證明に關する措置

(ロ)その他、この條約の嚴重な施行を確保するためとるべき監督の手段

第二部 若干國に對する特別規定

第八條

一、人口稀薄又はその地域の發展段階の理由で、主務官廳がこの條約の規定の施行が實際的に不可能であるとみとめる廣汎な地域を有する加盟國については、主務官廳はかかる地域に對してこの條約を適用しないか、又は特殊企業若しくは職業について適當とみとめる例外を附して、適用しないことができる。

二、各加盟國は、國際勞働機關憲章第二十二條により提出するこの條約の適用に關する第一回年次報告において、該加盟國がこの條約の規定を援用せんとする地域を指示しなければならない。且つ、如何なる加盟國も、第一回年次報告の日附後は、右に示した地域以外この條の規定を援用することができない。

三、この條の規定を援用する各加盟國は爾後の年次報告において、この條の規定を援用する權利を放棄する地域を指示しなければならない。

第九條

一、この條約の批准を承認する法令又は規則の制定日以前、非

工業的業務における年少者の職業適應のための體格検査に關する法規をもたなかつた加盟國は、この條約批准に添付する宣言を以て、第二條及び第三條に規定する十八才の代りに、いかなる場合にも十六才を下らざる十八才未満の年令、及び第四條に規定する二十一才の代りにいかなる場合にも十九才を下らざる二十一才未満の年令をおきかえることができる。

二、右のような宣言をした加盟國は、何時でも次ぎの宣言を以て、當該宣言を廢棄することができる。

三、この條第一項による宣言を施行している各加盟國は、この條約の適用に關する年報において、この條約の規定の完全適用の見地から進歩のあつた程度を指示しなければならない。

(第十條以下省略)

5 非工業的勞務に使用し得る兒童の年令に關する條約

第十六回ILO總會(一九三二年)において採擇された同名の條約(第三十三號)を、一九三七年第二十三回總會において改正採擇したもの(第六十號)

第一條

一、この條約は農業に使用し得る兒童の年令に關する條約(一九二一年「ジュネーヴ」)、一九三六年の最低年令(海上)條約(改正)、又は一九三七年の最低年令(工業)條約(改

正)に於て處理されないすべての勞務にこれを適用する。

二、各國における權限ある機關は、關係ある主な使用者團體及び勞働者團體に諮問の後、この條約の適用を受ける勞務と、前記三條約に於て處理される勞務とを區別する分界を定めなければならない。

三、この條約は次のものにこれを適用しない。

(イ)海上漁撈における勞務

(ロ)技術學校及び職業學校において行われる勞働、但し、右勞働は本質上教育的性質を有し、商業的利益を目的とせず、且つ公の機關により制限され、承認され、及び監督されるものとする。

四、各國に於ける權限ある機關は、次のものをこの條約の適用から除外することができる。

(イ)使用者の家に屬する者のみを使用される設備における勞務、但しこの條約第三條又は第五條の意味に於て害あり妨げあり、又は危険である勞務を除くものとする。

(ロ)家内に於ける家事上の勞働であつて、その家に屬する者により遂行されるもの。

第二條

十五才未満の兒童、又は國內の法令若しくは規則により初等學校に出席することをなお要求される十五才以上の兒童は、以下に別段の規定ある場合を除き、この條約の適用を受けるすべて

の業務に於てこれを使用することができない。

第三條

一、十三才以上の兒童は、授業時間外に於て次の輕易勞働にこれを使用することができる。

(イ)その健康又は正常な發達に害がなく、且つ

(ロ)その學校出席又は學校において行われ、授業を受けるその能力を妨げるが如きものでないもの。

二、十四才未満の兒童は

(イ)授業日であると學校日であるとを問わず、一日二時間を超えてこれを輕易勞働に使用することが出来ない。

又、

(ロ)一日總數七時間を超える時間を、學校と輕易勞働とに於て費すことができない。

三、國內の法令又は規則は、十四才以上の兒童の輕易勞働に使用することが出来る一日の勞働時間を定めなければならない。

四、輕易勞働は次のときにこれを禁止しなければならない。

(イ)日曜日及び法定の公の休日

(ロ)夜間

五、前項において「夜間」と稱するのは

(イ)十四才未満の兒童については、午後八時と午前八時との間の時間を包含する少くとも繼續十二時間の時間とい

う。

(ロ) 十四才以上の児童については、國內の法令又は規則により定められる時間、但し、その長さは晝間代償休憩を與える熱帶諸國についての外、十二時間を下ることができない。

六、關係ある主な使用者團體及び労働者團體に諮問した後、國內の法令又は規則は次のものを定めなければならない。

(イ) この條の適用上輕易労働と認められる労働の種類

(ロ) 児童が輕易労働に使用されるに先だち、保障として遵守さるべき豫備的條件

七、前記第一項(イ)の規定の留保の下に

(イ) 國內の法令又は規則は、第二條に掲げられる十五才以上の學校休日の期間中に許容さるべき労働、及び一日の労働時間を定めることができる。

(ロ) 義務教育に關する規定が存在しない國に於ては、輕易労働に費される時間は一日四時間半を超えることができない。

第四條

一、藝術、科學、又は教育のために、國內の法令又は規則は児童が公衆娛樂に又は活動寫眞「フィルム」製作の際の役者、若しくは補役として出場し得るため、この條約第二條及び第三條の規定に對する例外を、各個の場合において下付される

許可證により許容することができる。

二、但し

(イ) 右例外は、曲藝、寄席、又は酒場餘興における勞務の如き、第五條の意味において危險な勞務については許容されないものとする。

(ロ) 児童に對する親切な待遇、充分な休息及び教育の繼續を確保するため、児童の健康、身體上の發達及び道徳に關し嚴重な保障を規定しなければならない。

(ハ) この條に従い許可證の下付された児童は、午後十二時後これを使用してはならない。

第五條

勞務であつて、その性質上又はこれが行われる場合の情況により、これに使用される者の生命、健康、又は道徳に危險なものに、年少者及び青年を使用し得ることに關し、國內の法令又は規則はこの條約第二條に掲げられるものに比し、一層高い年齢を定めなければならない。

第六條

街上若しくは公衆の出入する場所における巡回商業のための勞務、露店における常時的勞務、又は巡回業務における勞務の狀態が、一層高い年齢の定めらるべきことを要求する場合においては、右勞務に年少者及び青年を使用し得ることに關し、國內の法令又は規則はこの條約第二案に掲げられるものに比し、一

層高い年令を定めなければならない。

第七條

この條約の規定の適當な實施を確保するため、國內の法令又は規則は次に關し規定しなければならない。

(イ) 公の検査及び監督の適當な制度

(ロ) 各使用者に對し、第六條の適用される勞務以外の勞務であつて、この條約の適用を受けるものにおいて、その使用する十八才未満のすべての者の氏名及び出生日を記載した帳簿を備付けることを要求しなければならない。

(ハ) 第六條の適用を受ける勞務及び業務に従事する所定年令未満の者の識別及び監督を容易ならしめるための適當な方法

(ニ) この條約の規定を實施するための法令又は規則の違反に對する處罰

第八條

國際勞働機關憲章第二十二條により提出さるべき年報には、次のものを含めてこの條約の規定を實施するためのすべての法令及び規則に關する充分な情報を含むなければならない。

(イ) 國內の法令又は規則が第三條の適用上輕易勞働であると定める勞務の種類を表

(ロ) 第五條及び第六條に従い、國內の法令又は規則が第二條に定められるものに比し、一層高い使用年令を定めた勞

務の種類を表

(ハ) 第四條の規定に従い、第二條及び第三條の規定に對する例外が許容される場合の情況に關する充分な情報
(第九條以下省略)

6 非工業的業務における兒童及年少者の夜業の制限に關する條約(七十九號)

一九四八年第二十九回ILO總會において採擇

第一部 總 則

第一條

一、この條約は、非工業的業務において賃金のために使用され、又は直接間接に利益のために勞働する兒童及び年少者に適用する。

二、この條約において非工業的業務と稱するのは、權限ある機關により工業的、農業的、又は海事業務と認められるもの以外のすべての業務を包含する。

三、權限ある機關は、非工業的業務と、工業的、農業的及び海事業務との分界線を決定しなければならない。

四、國內の法令又は規則は、次のものをこの條約の適用から除外することができる。

(イ) 私的家庭における家事的勞務

(ロ) 両親及び児童又は被保護者のみを使用される家族的企業において、児童又は年少者に有害、不利又は危険と認められない業務における使用

第二條

一、全時的又は一部の雇用をみとめられる十四才未満の児童、及び全時的の就學義務がなおある十四才以上の児童は、夜八時から朝八時に至る時間を包含する少くとも十四時間の繼續時間中夜間にこれを使用し、又は勞働してはならない。

二、尤も國內の法令又は規則は、地方的事情が要求する場合に於ては、夜八時三十分よりも遅く定めてはならず、又朝六時よりも早く定めてはならない他の十二時間に代えることができる。

第三條

一、全時的就學義務がもはやない十四才以上の児童、及び十八才未満の年少者は、夜十時から朝五時に至る時間を包含する少くとも十二時間の繼續時間中、夜間にこれを使用し又は勞働してはならない。

二、尤も特定の活動部門又は特定の地域に關する例外的事情存する場合には、權限ある機關は關係ある使用者と勞働者との團體と協議した上、その部門又は地域に使用される児童及び年少者について、夜十時から朝六時に至る時間に代えるに、夜十一時から朝七時に至る時間を以てすることが出来る。

第四條

一、氣候により晝間勞働が特に困難な國においては、晝間補償の休憩を與えられるときは、夜間を前諸條に定められるよりは短くすることができる。

二、重大な緊急事故の場合に國益のため必要あるときは、政府は十六才以上の年少者について夜業禁止を停止することができる。

三、國內の法令又は規則は、職業訓練の特別の必要あるとき、十六才以上の年少者をして夜間に勞働することを得しめるため、一時的個人免許證を發行する權限を適當の機關に付與することができる。尤も休憩時間は二十四時間毎に繼續十一時間を下らないものとする。

第五條

一、國內の法令又は規則は、児童又は十八才未満の年少者をして、公衆娛樂場における出演者として夜間に出場し、又は映画製作における出演者として夜間参加することを得しめるため、個人的免許證を交付する權限を適當の機關に付與することが出来る。

二、かかる免許證が交付さるべき最低年令は、國內の法令又は規則によつてこれを定めなければならない。

三、娛樂の性質若しくはこれが行われる事情のため、又は映畫フィルム等の性質若しくはこれが製作される事情のために、娛

樂又はフィルム製作における参加児童又は年少者の生命、健康又は道徳に危険である場合、かかる免許證はこれを交付することができない。

四、次の條件は免許證下付に適用する。

(イ) 労働時間は夜半後繼續してはならない。

(ロ) 児童又は年少者の健康及び道徳を保護し、彼らについての親切な待遇を確保し、且つその教育の阻害をさけるため厳格な保障を定めなければならない。

(ハ) 児童又は年少者は、少なくとも十四時間の繼續的休憩時間を與えられねばならない。

第六條

一、この條約の規定の有效な實施を確保するため國內の法令又は規則は、

(イ) 條約の適用を受ける各種の活動部門の特別の要求に適合する、公の監督制度を設けなければならない。

(ロ) すべての使用者に對し、その使用する十八才未満のすべての者の氏名及び出生日並びにその労働時間を示す帳簿を保存し、又は公の記録に利用させることを要求しなければならない。街頭又は公衆の出入する場所において労働する児童及び年少者については、帳簿又は記録は労働契約により定められた労働時間を示さなければならない。

(ハ) 使用者のため、又は自己のため、街頭又は公衆の出入

する場所に於て行われる勞務に従事する十八才未満の者の身元證明、及び監督を確保するため、適當の措置を講じなければならない。

(ニ) かかる法令又は規則の違反に對し、使用者その他責任ある成年者に適用すべき刑罰を定めなければならない。

二、國際労働憲章第二十二條により提出される年報には、この條約の規定を實施するすべての法令及び規則に關する充分な情報、並びに特に左のものに關する情報を含まねばならない。

(イ) 第二條第一項に定められる時間を同條第二項の規定により置きかえる時間

(ロ) 第三條第二項の規定を援用する程度

(ハ) 第五條第一項の規定により個人的免許證を交付する機關及び同條第二項の規定に従い免許證の交付につき定められる最低年令

第二部 或る國に對する特殊規定

第七條

一、この條約の批准を承認する國內の法令又は規則の制定の日以前に、非工業的業務における児童及び年少者の夜業を制限する法令又は規則をもたなかつた加盟國は、その批准に添付する宣言により、十八才より低き年令限度に代えることがで

きる。尤もいかなる場合にも、第三條に定められる年令限度について十六才より下ではない。

二、かかる宣言をした加盟國は、何時でも爾後の宣言により當該宣言を廢棄することができる。

三、この條の第一項によりなした宣言を施行している加盟國は、この條約の適用に關するその年報において、條約の制定の完全適用の見地から進歩のあつた程度を提示しなければならない。

(第八條省略)

第三部 最終規定

第九條

この條約の規定は、この條約により定められるものよりも有利な條件を確保するいずれの法律、裁定、慣習、又は使用者と労働者との間の協約にも影響を及ぼすものではない。

(第十條以下省略)

7 工業に使用される年少者の夜業に關する條約

一九一九年第一回總會において採擇された同名の條約(第六號)を一九四八年第三十一回總會において改正採擇したもの(第九十號)

第一部 總則

第一條

一、この條約に於て「工業的企業」と稱するのは、左に掲げるものを特に包含する。

(イ) 鑛山業、石切業、その他土地より鑛物を採取する事業
(ロ) 物品の製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解體をなし、又は材料の變造をなす企業、(造船に従事、又は電氣若しくは各種動力の發生、變更又は傳導に従事する企業を含む)。

(ハ) 建設工事及び土木工事に従事する企業、(建築、修理、保存、變更及び解體工事を含む)。

(ニ) 道路又は鐵軌道による旅客、又は貨物の運送に従事する企業、(船渠、岩壁、波止場、倉庫又は空港における貨物の取扱を含む)。

二、工業と農業、商業及びその他の非工業的職業との分界は、權限ある機關がこれを定めなければならない。

三、國內の法令又は規則は、父母及び子女、又は被後見人のみを使用される家庭企業において、年少者に有害又は危険と認められない作業における使用をこの條約の適用より除外することができる。

第二條

一、この條約において「夜間」とは、繼續する少くとも十二時間の時間を謂う。

二、十六才未満の年少者については、右の時間は夜十時より朝六時に至る時間を包含しなければならない。

三、十六才以上十八才未満の年少者については、この時間は権限ある機関の定める夜十時より朝七時に至るまでの間における、少くとも七時間の繼續する時間を含まなければならない。権限ある機関は、異なる地域、工業、企業、又は工業若しくは企業の分科に對し異なる時間を定めることができる。夜十一時後に始まる時間を定めるに先だち、關係のある使用者團體及び労働團體と協議しなければならない。

第三條

一、十八才未満の年少者は次に規定する場合の外、公私一切の工業的企業又はその各分科において、夜間これを使用し又は労働することができない。

二、権限ある機関は絶えず作業するを必要とする特定の工業又は職業における徒弟訓練、又は職業教育のために、關係のある使用者團體又は労働者團體と協議の上、十六才以上、十八才未満の年少者を夜間使用することを許可することができる。

三、前項により夜業に使用される年少者には、前後二回の労働時間の間において、少くとも、十三時間の繼續する休憩時間を與えなければならない。

四、パン焼業における夜業ををすべての労働者に禁止した處に

あつては、権限ある機関は十六才以上の年少者の徒弟訓練又は職業教育のために、夜九時より朝四時に至る時間をもつて、第一條第三項に基き、権限ある機関により定められる夜十時より朝七時に至るまでの間における少くとも七時間の繼續する時間に代えることができる。

第四條

一、氣候のため晝間の作業を特に困難とする國においては、夜間及び禁止時間は前數條に規定するところよりこれを短縮することができる。但し、晝間において代償休憩を與えなければならない。

二、防止又は豫見することができず、回歸性を有せず、且つ工業的企業の正常の操業を妨げる緊急事故の場合においては、第二條及び第三條の規定は十六才以上十八才未満の年少者の夜業にこれを適用しない。

第五條

重大なる緊急事故の場合において、公益のため必要ある時は、政府は十六才以上十八才以上十八才未満の年少者に對する夜業禁止を停止することができる。

第六條

一、この條約の規定を施行する法令又は規則には、左の事項に關する規定を包含しなければならない。

(イ) この條約の規定を關係者に確實に知らしめるに足る規

定を設けること。

(ロ) この條約の規定を遵守する責任ある者を定めること。

(ハ) この條約の規定の違反に對する充分の罰則を設けること。

(ニ) 有效な施行を確保するに足る監督制度の維持を規定すること。

(ホ) 公私一切の工業的企業における使用者をして、その使用する十八才未満のすべての者の氏名及び出生の年月日、その他權限ある機關の要求する適切な事項を示す帳簿又は公の記録を備えつけしめること。

二、國際勞働憲章第二十二條に基き、加盟國が提出する年報には、右の法令及び規則に關する詳細な情報、及びこれに基いて行われた監督の結果の概要を包含しなければならぬ。

第二部 或る國に對する特別規定

第七條

一、この條約の批准を許容する法令又は規則の採擇の日以前、十八才より低い最低年令を規定する工業における年少者の夜業を制限する法令又は規則を有する加盟國は、その批准に添付する宣言により、十八才より低い最低年令を以て第三條第一項に規定する最低年令に代えることができる。但し、いかなる場合においても十六才を下ることができない。

二、右の宣言を行つた加盟國は、何時でも後日の宣言を以て右の宣言を取消すことができる。

三、この條約第一項によつて行われた宣言が有效である加盟國は、この條約の適用に關する年報において、この條約の規定の完全適用の目的を以てなされた改善の程度を毎年明示しなければならぬ。

(第八條以下省略)

(二) 勸告

1 農業に於ける兒童及び年少者の夜業に關する勸告(十四號) 一九二一年第三回總會において採擇

國際勞働機關の總會は左の通り勸告す。

第一條

國際勞働機關の各締盟國は、十四才未満の兒童に對し其の生理的必要に適應し、且つ十時間より少からざる繼續の休息時間を確保する様、農業的企業に於ける其の夜間使用を取締るの措置をとること。

第二條

國際勞働機關の各締盟國は、十四才以上十八才未満の年少者に對し、その生理的必要に適應し、且つ九時間より少からざる繼

續の休息時間を確保する様農業的企業に於けるその夜間使用を取締るの措置を執ること。

2 農業技術教育に關する勸告（第十五號）

一九二一年第三回總會において採擇

（前文省略）

國際労働機關の總會は、左の通り勸告す。

國際労働機關の各締盟國は、職業的農業教育を發達せしむる様、殊に農業賃銀労働者をして農業に従事する其の他の者と同一條件の下に、右教育を受けしむる様力むること。

國際労働機關の各締盟國は、職業的農業教育を發達せしむる爲の法令の執行並びに右の爲め支辨したる經費、及び執りたる措置に關し、能う限り充分なる情報を含む報告を定期に國際労働事務局に送付すること。

3 年少者の失業に關する勸告（四十五號）

一九三五年第十九回總會において採擇

（前文省略）

總會は、多數の労働者を失業せしむるの結果となりたる一般不況の匡救策として採らるべき經濟的措置に付、屢々各國政府の注意を喚起したることを想起し、

此の失業が繼續し、多數の年少者に影響を及ぼし、その結果

己むを得ず懶惰となり、ためにその品性低下し、又職業上の技能減損し、延いて國民の將來の發展が脅かさるるに鑑み、

總會がその第十八回會議に於て、年少者に對しても適用ある失業保險及び失業者のための各種の扶助に關する條約及び勸告を採擇したるに鑑み、

總會がその第十八回會議に於て年少者に對しても適用ある失業保險及び失業者の爲の各種扶助に關する條約及び勸告を採擇したるに鑑み、

正に輿論を喚起したる重大たる事態を匡救する爲、多くの國が他の措置を採用したるに鑑み、

此の方面に於て既に得られたる經驗に徴し、各締盟國が左記の原則を適用し、且つ其の原則を適用したる程度及び方法を記載せる報告書を、國際労働事務局に提出すべきことを勸告す。

義務教育終了年令、就業年令、一般教育及び職業教育

一、義務教育終了最低年令及び就業最低年令は、事情の許す限り速かに十五才を下らざる年令に定むべし。

二、（一）義務教育終了年令を超えたる少年にして、適當なる業務を見出し得ざるものは、學校の組織の許すときは適當なる業務を見出し得る迄全科出席を繼續することを要求せらるべきものとす。

(二) 本項に於て「適當なる」とは、主として當該業務の持續性あること、及び其の將來見込あるものなることをいふ。

(三) 本項の適用に關しては、教育機關、職業紹介機關、及び失業保險機關の間に緊密なる協力を保つべし。

三、本勸告に於て「少年」とは十八才未満の者をいう。

四、義務教育未だ存せざる國に在りては、一及び二に従い能う限り速かにこれを採用すべし。

五、權限ある公の權力は必要あるときは一及び二に依り延長せられたる教育期間中兩親に生計手當を與うべし。

六、右に勸告せる諸措置の適用に依り、學校出席期間が延長せらるる少年の爲の教科目は、特にその一般教育の向上を目的とすべきも、職業的活動のための一般的訓練をも圖るべし。

七、(一) 必要な適性を具えたる少年に對しては、義務教育終了最低年令を超えて中等學校又は技術學校に入學するための措置を執るべし。

(二) 授業料の免除又は減額は、本原則を適用するに付適當なる方法なるべし。

八、全科出席期間を終了せる少年は、十八才に達する迄は、一般教育及び職業教育を併せ行ふ補習科に出席することを要求せらるべきものとす。

九、(一) 右の出席が一切の少年に付強制的ならざる場合に於

ては、右の出席は少くとも少年失業者に付ては強制的とせらるべし。右少年失業者は毎日所定の時間出席することを要し、その不可能なるときは毎週所定數の時間出席することを要するものとす。

(二) 少年失業者の相當多數存する地方に在りては、特別の科を組織すべし。

(三) 前二項に従い組織せる科に出席せる少年をして、業務を見出したる後に於ても成るべく同様の教育を繼續することを得しむるための措置を執るべし。

十、九の適用に依り出席を要する科に出席することを拒絶せしことに付、正當なる理由を示すこと能はざる少年失業者は、各場合に應じ失業給付及び手當の受領に付き一時的に全部又は一部之を失格とすることを得。

十一、(一) 十八才より二十五才迄の失業者のため、一般教育の科目を有する職業訓練所を設置すべし。右訓練所が寄宿制たるや非寄宿たるやは事情により決定せらるべきものとす。

(二) 右訓練所は、使用者團體及び労働者團體と協力して之を組織すべし。

十二、(一) 右訓練所の課程は、實際的科目の外に職業及び教育に關する一般科目を包含すべし。

(二) 右訓練所に於て講義を擔任する者は適當なる報酬を受

くべく、且つ能う限り有資格者たる年少失業者中より特別の注意を以て選任せらるべきものとす。

十三、九又は十一の適用に依り設置せらるる料又は訓練所に出席する者は、旅費その他の必要なる費用を償うための補足給付を與えらるるべし。

十四、中等教育、技術教育、又は高等教育を終了したるとき就職し得ざる者に付ては左記の措置を執るべし。

(イ) 右の者をして工業、商業、その他の企業及び行政機關に於て實際的經驗を得ることに依りその理論的訓練を補足することを得しむるための措置。但し右の者が一般労働者を排除することを防止する爲あらゆる注意を拂うべきものとす。

(ロ) 聽講料免除及び奨學給費の如き方法により、右の者が其の技術教育若しくは高等教育を終了せし學校、又は一般教育若しくは職業教育の他の學校に引續き出席することを容易ならしむる爲の措置。

(ハ) 右の者に人員過剰なる職業に關する情報を與え、且つ職業上の轉向に障礙となる偏見を改めしむるための措置。

十五、年少失業者のための教育機關、娛樂機關、社會施設及び作業場の有資格職員を養成するため特別の措置を執るべし。

右養成は、必要なる資格を有する年少失業者の入所を許さるる特別の機關に於て之を施すこと適當なるべし。

年少失業者のための娛樂及び社會施設

十六、(一) 年少失業者の一般教育及び職業教育を向上せしむるための措置に併せて、娛樂機關、體育機關、讀書室等の設置の如き、年少失業者をして閑暇を有用且つ快適に利用し得しむる爲の措置を執るべし。

(二) 右機關は失業者の専用とせず、就職者及び失業者間の組織的分離を避くるため年少就職者にも之を開放すべし。

(三) 右機關は有資格者の監督を受くべきも、その活動は能う限り年少者との協力に依り、且つ年少者の間に於て之を處理すべし。

十七、相當多數の年少失業者の存する地方に在りては、廉價に食事及び宿泊を爲し得る社會施設及び宿泊所を設置するたための措置を執るべし。

職業團體及び私の團體に依る措置

十八、公の權力は、職業團體及び他の團體に依り設置せらるる年少失業者のための教育施設を援助すべし。

十九、職業的訓練を施すに非ずして、普通の雇傭條件とは異なる條件の下に業務に従事せしむることを主要目的とする作業場を、十八才乃至二十四才の年少失業者のため設置すること望ましいと認めらるる場合に於ては、此等の異常なる條件が弊害

をもたらしことを防ぐ爲め充分なる保障を設くべし。

二十、作業場の入所は嚴に任意とす。

二十一、公のものと私のものとを問わず、作業場が軍事教練のための施設となるを防止する爲あらゆる注意を拂うべし。私設の作業場は公の非軍事的機關の監督を受くべし。

二十二、醫學的診斷を受け、且つ刺當てらるる勞働に肉體上適することを認められたる者に非ざれば、作業場に入ることを得ず。

二十三、一切の作業場に於ては、嚴重に衛生的なる状態を保持すべし。

二十四、居住状態及び紀律に特別の注意を拂うべし。作業場の組織は能う限り年少失業者の自治に依らしむべし。特に紀律に關し然りとす。

二十五、年少者をしてその家庭と常に接觸を保たしむる爲め、作業場は事情の許す限りその家庭に近く之を設くべし。

二十六、(一) 作業場の作業計畫は、該作業場が一般労働者と競争することを避くるが如きものなるべし。

(二) 作業は能う限り關係者の年令、性、體力、及び職業に適應するものたるべし。

二十七、作業場に於て使用せらるる年少者の報酬は、食事並びに作業服及び宿泊が供せらるるときは右作業服及び宿泊の外に現金給與を包含すべきものとす。

二十八、作業場を使用せらるる者は社會保險制度に加入するを得べし。且つ右の者に關し支拂うべき釀出金は作業場に依り支拂うべし。

二十九、一般強制災害補償保險制度の存せざる場合に於ては、作業場は保險により補償義務を履行すべし。但し自家保險者たる公の權力が右作業場を設置する場合は此の限りに在らず。

三十、(一) 作業場の作業計畫中に一般教育、職業的訓練、競技、運動及び自由時間を充分に加ふる爲め、生産的作業に費さるる時間は一週四十時間を遙に下るべし。

(二) 作業場には圖書室を備うべし。

三十一、(一) 作業場の職員の養成及び選任に付ては、詳細なる規則を設くべし。且つ作業場職員は社會問題一般、就中年少者問題に關し充分なる智識を有すべし。

(二) 年少婦人のために特別に設置せらるる作業場の職員は主として婦人を以て之に充つべし。

(三) 助手の地位は能う限り、作業場入所者にして適當なる資格を具備すると認められたるものを以て之に充つべし。

(四) 右作業場は有資格者の監督の下に置かるべきも、その活動は能う限り年少者との協力に依り且つ年少者の間に於て之を規律すべし。

三十二、(一) 作業場制度の一般的監督のため中央監督會議を

設置すべし。

(二) 中央監督會議は、労働者及び使用者の最代表的團體の代表的、並びに職業紹介、土木事業、農業、保險衛生、安全、教育及びその他年少者の福利方面の所轄官公署の代表者を網羅すべし。

(三) 右代表者中には一定数の婦人を加うべし。

三十三、中央監督會議又は他の適當なる機關は、作業場入所者を普通の業務に就かしむる目的を以て公の職業紹介所と緊密なる協力をなすべし。

三十四、作業場入所者間に團體精神を涵養し、且つ國內移住計畫、土木事業、手工業等に從事する協同労働團を組織することとを奨励するための措置を執るべし。

年少失業者の爲めの特別土木事業

三十五、(一) 年少失業者救済のため、特別土木事業を起すべし。右事業は能う限り右の者の年令及び職業に適合するものたるべし。

(二) 中等教育、技術教育又は高等教育を終了したる年少失業者に付ては、右事業は能う限り右の者の訓練に適合するものたるべし。

(三) 適當且つ可能なる限り、特別作業場のために勧告せらるる保障は、年少失業者救済のために起す土木事業にも之

を適用すべし。

職業紹介及び普通の業務の就職口の開拓

三十六、國內の公營職業紹介組織は、少年の職業紹介のため特別の地方的及び中央的施設を包含すべし。

三十七、少年職業紹介所は、

(イ) 二(ニ)に定めらるる適當なる職業に少年を就かしむることに努むべし。

(ロ) 職業指導部を設け又は獨立の職業指導機關と協力すべし。

三十八、使用者は、地方少年職業紹介所に對し少年の缺員及び右紹介所を経ずして爲したる少年の雇入を通告することを要求せらるべきものとす。

三十九、少年職業紹介所は左記をなすことを要す。

(イ) 少年の職業の將來を一層有望ならしむべき情報を得る爲め、職業指導機關、徒弟養成委員會、及びその他類似の機關との協力に依り職業紹介の結果を監視すること。

(ロ) 年少者に關係ある他の一切の公私の機關特に教育機關と緊密なる關係を維持すること。

四十、十八才以上の年少者の職業上の轉向を容易ならしむるため職業紹介機關と能う限り連絡を保つべし。

四十一、主要事業が恒久的に衰頹狀態に在りと認めらるる地方

にある年少失業者を現在發展しつつある職業に就かしめ、及びその職業の存する地方に赴かしむるための措置をとるべし。

四十二、政府は見習、即ち他國の慣習を知ることにより、自己の職業的資格を改善せんと欲する年少者の國際的交換を容易ならしむる目的を以て協定を締結すべし。

四十三、普通の労働時間を短縮することに依り、就職を促進せんとするの企圖は、年少者が従事する義務に關しては特に力を注ぎて之を遂行すべし。

統計

四十四、(一)失業保險機關、公營職業紹介所、及び失業統計を編纂する他の機關は、二十五才未満の者の失業状態を示す數字をその統計中に包含せしむべし。

(二)右數字は失業の分布を示すため左記に従い分類せらるべし。

(イ) 性

(ロ) 年令(少年及び他の年少者を各別に分類すること)

(ハ) 職業(有給業務に就きたることなき者を別にし、其の訓練を受けたる又は求職したる職業に従い分類すること)

四十五、右の統計を補足するため、及び右の統計が存せざる場

合には、之が代用として、前記の資料、並びに關係者の失業期間、及び職業上の經歷の如き事項に關する補足的資料を得る目的を以て時々特別の調査を行うべし。

四十六、一般人口調査報告が失業に關する資料を包含する場合に於ては、能う限り四十四に掲げらるる資料を得る目的を以て該報告を分析すべし。

四十七、本報告が各國に於て完全に適用せらるるに至る迄は、義務教育終了年令未満の兒童にして當該年度中授業時間外に業務に従事せるものの數を示す年次報告を作成すべし。右報告は姓、年令、集團及び職業に依り分類せらるべし。且つ右業務が行われたる曜日及び季節並びに労働時間の數及び労働の時刻に付てその詳細を示すべし。(本文終り)。

4 家族的企業に於ける工業的勞務に使用し得る兒童の最低年令に關する勸告(第五十二號)

一九三七年第二十三回總會において採擇

(前文省略)

一九三七年の最低年令(工業)條約(改正)が、一九一九年の條約に含まれる家族的企業に對する除外の範圍を制限するも、なお勞務であつて、その性質又はこれが行われる事情により、これに使用される者の生命、健康又は道徳に危険なものに付ての外、上述の企業をその適用範圍より除外することを許容

しているに鑑み、この除外を、遠からざる將來に於て全廢することができるといふことを希望することが合理的であるに鑑み、總會は國際労働機關の加盟國が、最低年令に關するその立法を家族の企業を含むすべての工業的企業に適用するためあらゆる努力をなすべきことを勧告する。

5 職業訓練に關する勧告（五十七號）

一九三九年第二十五回總會において採擇

（前文省略）

國際労働機關憲章の前文は、職業教育及び技術教育の組織化を労働條件の改善のために必要な革新事項のうちに掲げているのみに鑑み、國際労働總會は、特にその第三回會議（一九二一年）に於て農業技術教育の發達に關する勧告を、及びその第二十三回會議に於て一九三七年の職業教育（建築業）勧告を採擇することにより、既にある程度この問題を處理したのに鑑み、總會はその第十九回會議に於て一九三五年の失業（年少者）勧告を採擇することにより、職業訓練のための措置の一般化に寄與し、且つ該總會中に採擇された決議の結果として、労働者の職業訓練のすべての方面に於ける問題を總會の會議事項に挿入することに決定されたのに鑑み、職業訓練の有效な組織は労働者及び使用者双方のため、並びに社會全體のため望ましいのに鑑み、各國に於ける經濟的機構及び條件の急激な變化、生産方法

の絶えざる變化、並びに労働者の社會的進歩及び一般教化の要素としての職業訓練の觀念の擴張は、多數の國に於てこの問題の全體についての新しい調査を行わしめるに至り、且つ現時の要求に一番よく適合した原則を基礎として、職業訓練を改善するの一般的希望を惹起させたのに鑑み、これらの事情に於ては、各加盟國が、その國民經濟の各部門、及び各種の職業と、その國の慣習及び傳統からの特殊の要求を考慮し、且つ農業又は海運業の如き或る種の活動部門のための職業訓練に關しては、その要求に従ひ他の特別の措置を講ずることを條件として、その領域に適用すべき原則及び方法を掲げることが現時に於ては特に望ましいのに鑑み、總會は次の勧告をする。

第一部 定 義

一、この勧告に於て

（イ）「職業訓練」と稱するのは、技術的又は職業的知識を習得し、又は向上させることができるすべての訓練方法を言い、訓練が學校において施されると作業場に於て施されるときを問はない。

（ロ）「技術及び職業教育」と稱するのは、職業訓練のため學校に於て施されるすべての程度の理論的及び實地的教育をいう。

（ハ）「徒弟教育」と稱するのは、使用者が契約により年少

者を雇用し、且つ豫め定められた期間及び徒弟が使用者の業務に於て労働する義務ある期間、職業のため組織的に年少者を訓練し又は訓練させることを約束する制度をいう。

第二部 一般的組織

二、(一) 各國に於て職業訓練を行う各種の公私の施設の事業は、獨創の精神と諸々の産業、及び地方の要求に對する適合性とを危くすることなくして、一般計畫に基きこれを調整し、且つ發達させなければならない。

(二) 右の計畫は次のものを基礎としなければならない。

- (イ) 労働者の職業的利益、並びに教養的及び道德的要求
- (ロ) 使用者の労働力の需要
- (ハ) 社會の經濟的及び社會的利益
- (ニ) 右の計畫をたてるに當つては、次の要求をも考慮しなければならない。

(イ) 一般教育と職業の指導及び選擇とに於て達成された發達の段階

(ロ) 技術と労働組織との變遷

(ハ) 労働市場の機構とこれが發達の傾向

(ニ) 國民經濟政策

(四) 第(一)項に掲げた調整及び發達は、第(二)及び第

(三) 項に掲げた問題の各方面に關係ある機關、並びに特に使用者及び労働者の職業的團體を含む利害關係者の組織的協力をもつて、全國的規模においてこれを企てなければならない。

第三部 事業の職業的準備

三、(一) 性質上全然一般的であるべき義務教育は、一般教育の必要缺くべからざる一部であつて、且つ將來の職業指導を容易にするところの筋肉労働の觀念、これに對する趣味、及びこれを尊重する念を發達させる準備をすべての兒童に對し提供するものでなければならない。

(二) 右の準備は、實際の作業により兒童の目と手を訓練することを特に目的としなければならないが、右の作業の重要度と性質とは義務教育の一般目的と兩立するものでなければならない。實際の作業の計畫をたてるに當つては、その地方の重要産業の性質を考慮しなければならないが、職業訓練の企圖はこれをさけなければならない。

(三) 右の準備は少くとも一年の期間にわたるべく、遅くとも十三才に始め、且つ義務教育の修了までこれを繼續しなければならない。

四、(一) 兒童の聽業的能力を決定し、且つ將來の労働力を供給する上において選擇を容易にするため、長期間の職業訓

第四部 技術及び職業教育

練を必要とする職業に就かんとする児童、及び特に徒弟とならんとする児童に對し、一般教育より職業教育へ移る事前の準備を利用することができるようになければならぬ。

(二) 右の準備は義務教育期間の終了後これを行わなければならない。尤も當該國に於ける現行の法令又は規則が十四才以上の卒業年令を定める場合には、右の準備は義務教育の最後の年中にこれを行うことができる。

(三) 右の準備の期間は、關係職業と、年少者の年令及び教育的資格を適當に考慮してこれを決定しなければならない。

(四) 右の準備のための科目については、實際の作業に特別の重要性を置かなければならないが、右の作業は理論的課程又は一般教育課程以上に出てはならない。實地的及び理論的教育は相互に補足し合うようにこれを按配しなければならない。準備は生徒の智的及び筋肉の能力の一般的發達を目標とし、日つ不常な専門化をさけることにより、右生徒が充分な訓練を受けるに最も適する職業集團は何であるかを決定することを可能ならしめるものでなければならぬ。實地的及び理論的教育は、右の事前的準備とその後の職業訓練との間の繼續性を確保するようこれを訓練しなければならない。

五、(一) 各國に於て學校網を作るべく、右は數、場所及び科目に關し各地方の經濟的要求に適合するようにし、且つ労働者にその技術的又は職業的知識を發達させるのに充分な機關を與えるようにしなければならない。

(二) 經濟的不況又は財政的困難の場合に於て、技術及び職業教育のための施設の減少により、將來の需要を充すに必要な訓練労働者の供給が阻害されないことを確保するため措置を講じなければならない。

(三) 充分な數の職業及び技術學校が未だ存在しない國に於ては、かかる施設を實行することができるとは充分な大きさの企業か、その企業により使用される労働者數に比例してある數名の年少労働者を訓練する費用を負擔することが望ましかろう。

六、(一) 技術及び職業學校に於ける就學は無料で行わなければならない。

(二) 學校通學は事情の必要である限り、無料の食事、作業衣、及び道具の供給無料乗車又は乗車賃の割引乃至は生活手當の如き形式を以て經濟的援助を與えることにより、これを促進しなければならない。

七、(一) 課程は若干の級別に組織し、右は經濟活動の各部門

につき、(イ)工員及び類似の階級、(ロ)中間階級の職員、(ハ)管理的職員の訓練の必要に適合する様にしなければならぬ。

(二) 各種の學校及び各級に於ける數科目は、一學校より他の學校への轉校を容易になし得る様、且つ必要な知識を有する有望な生徒を、下級より上級へ移り、及び大學又は同等の施設に於ける一層上級の技術教育を受け得る様、これを調整しなければならぬ。

八、技術及び職業學校の教科目は、労働者の將來の職業的適性を保護する様これを編成すべく、且つこの目的のため次のことが特に望ましい。

(イ) 初學年に於ける課程の主な目的は、理論的及び實際的知識の健全な基礎を生徒に與えるものとし、過度又は早熟の専門化を避けること。

(ロ) 生徒がその職業遂行の基礎となる理論的原則を廣く把握することができるよう注意を拂はなければならないこと。

九、(一) すべての學校の技術及び職業教育に於いては、全時的授業の科目中に、又一部の授業については時間が許す限り、成年のための短期特別講義の外に、一般的教育價值のある科目、及び社會問題に關する科目を加えなければならない。

(二) 科目中には家庭的問題の講義を加うべく、これが聽講は年少労働者に對し、事情に應じ義務的又は選擇的とすることが出来る。

十、(一) 男女労働者はすべての技術及び職業學校に入學する平等の權利を有しなければならぬ。但し婦人及び少女は、保健のため法律上禁止される作業に繼續的に従事することを要求されないものとし、尤も訓練のためかかる作業に短期間従事することは許されるものとする。

(二) 婦人及び少女が主として使用される職業(家庭的職業及び家事的労働を含む)のために、技術及び職業訓練に關する適當な施設を設けなければならない。

第五部 雇用前及び雇用中の職業訓練

十一、(一) 職業の性質、當該企業の技術的機能、充分な徒弟制度、及び職業的傳統の缺除、又はその他の地方的事情のために、年少者に對し雇用中充分な職業訓練を確保することが不可能な場合に於ては、かかる訓練は雇用前に全時的授業時間の學校に於てこれを施さなければならない。

(二) 年少者が前項に掲げた事情に於て、職業訓練を施される場合に於ては、實地訓練は實際の企業的環境にできるだけ類似した環境に於て施さるべく、且つ事情が許すときは作業場に於ける實際の作業期間によりこれを補足しなければならない。

ばならない。

(三) 職業訓練が雇用中に施される場合に於ては、當該企業の大きさ及び組織が許すときは、訓練を施すに特に適した別個の作業場を當該企業内に設けることが望ましい。

十二、(一) すべての労働者は一部の授業の時間の補習的講義に出席することにより、その技術的及び職業的知識を發達させる機会を與えらるべく、右は雇用前職業訓練を受けたと否とを問わない。

(二) 右の講義はできるだけ労働の場所又は労働者の家庭の近くの施設に於てこれを施さなければならない。

(三) 右の講義の科目は、次の者の特別の要求に適合させなければならない。(イ) 徒弟、(ロ) 年少者であつて一層良い地位を得させることを容易にすることが可なるもの、(ハ) 成年労働者であつて技術的資格を獲得し、又はその技術的若しくは職業的知識を發達させ、又は改善しようとする者。

(四) 義務として補習的講義に出席する徒弟、及びその他の年少労働者が右講義に出席する時間は、通常の労働時間中に包含されなければならない。

第六部 調整及び情報提供に關する措置

十三、技術及び職業學校と、當該工業又はその他の活動部門と

の間に於て、特に學校の管理機關又は諮問機關に於ける使用者及び労働者の参加により密接な協力を保たなければならない。

十四、權限ある行政機關と技術及び職業教育施設、公共職業紹介所、及び關係團體、特に使用者及び労働者の職業的團體との間に協力を確保するため、地方諮問委員會を設置しなければならない。

(一) 右委員會の任務は、次のものに關し權限ある機關に助言することにあらねばならない。

(イ) 當該地方に於ける職業訓練、指導及び選擇に關する公私の活動の促進及び調整

(ロ) 課程の編成及び實際上の要求の變化に對するかかる課程の調節

(ハ) 技術又は職業學校においてたと企業においてたるとを問わず、職業學校を受けている年少者の労働條件、及び特に次のことを確保するための措置

① 右年少者の行ふ労働が適當に制限され、且つ専ら教育的性質を有すること。且つ、

② 技術及び職業學校における生徒の労働が營利の目的を有しないこと。

十五、(一) 年少者がその嗜好及び能力に適合した訓練を受けることができる職業、右の訓練を受けることができる條件、

及び與えらるべき便宜、並びに年少者の雇用及びその前途のために各種の訓練により與えられる利益に關し、小冊子、論文、談話、「フィルム」、「ポスター」、企業見學及び展覽會等により、關係者に情報を提供する措置を講じなければならぬ。

(二) 初等及び中等學校、職業指導所、公營職業紹介所、並びに技術及び職業教育施設は、かかる情報を提供することにより協力しなければならない。

第七部 證明書及び交換

十六、(一) 一定の職業のための技術及び職業訓練の修了試験に必要な資格は、劃一的にこれを定め、且つ右試験の結果として發せられる證明書は全國を通じて承認されなければならない。

(二) 使用者及び労働者の職業的團體が、右の試験の管理において權限ある機關を援助することが望ましかろう。

(三) 男子及び女子は、同一の學科の完了において同一の證明書又は免狀を受ける平等の權利を有しなければならない。

十七、(一) 訓練を了えた生徒の、地方的、全國的及び國際的交換は、右生徒をして一層廣い知識と經驗を獲得することを得させるため望ましかろう。

(二) 使用者及び労働者の職業的團體は、できるだけ右の交換を組織化するに當り協力しなければならない。

第八部 教 員

十八、(一) 理論的講義を擔當する教員は、大學の學位又は技術學校若しくは教員養成學校における訓練後授與される免狀を有する者の中よりこれを募集し、且つ右教員が生徒を教育する活動部門の實際的智識を有し、又は習得しなければならない。

(二) 實地的講義を擔當する教員は、實際的經驗上資格ある者の中よりこれを募集すべく、右教員が教える科目に付き廣い經驗を有し、且つその科目についての理論的知識と一般教養とに關し充分資格ある者でなければならない。

(三) 工業及び商業より募集される教員は、その教授能力と必要に應じ理論的知識及び一般教養とを發達させるため特別の訓練をできるだけ受けなければならない。

十九、教員の資格を改善し、且つその知識を新しくするため、次の方法を考慮しなければならない。

(イ) 各企業と實地訓練を施すことを擔當する教員との間において、例えば正規の「新知識注入」作業期間の設定により接觸を保つこと。

(ロ) 教員が個人的に學ぶことができる特別講義、及び教員

集團のための短期休暇制度についての教育施設を設けること。

(ハ) 特別の場合には旅費、若しくは研究費又は特別の支給、若しくは無給休暇を與えること

二十、工業及び商業において使用される者を特別科目の講師に任命するため、使用者と教育機關との間に取極めをしなければならない。

(本文以上)

6 徒弟制度に關する勸告 (六十號)

一九三九年第二十五回總會において採擇

(前文省略)

總會は、職業訓練の組織化に關し適用さるべき原則及び方法を掲げた一九三九年の職業訓練勸告を採擇し、

各種 訓練方法中、徒弟制度は特に當該企業において行われ且つ親方と徒弟との間の契約關係を伴うを以て特別の問題を提起するに鑑み、

徒弟制度の効果は、徒弟制度を規律する條件、並びに就中親方及び徒弟の相互權利義務の條件の定義及び遵守に大いに依存するに鑑み、

各加盟國が次の原則及び規則を考慮に入れなければならないことを勸告する。

一、この勸告において徒弟制度と稱するのは、使用者が年少者

を雇用すること、並びに徒弟が使用者の業務において勞働する義務がある、豫め定められた期間中その一業態のために組織的に徒弟を訓練し、又は訓練させることを契約を以て約束する制度を言う。

二、(一) 右の訓練制度を必要とみとめる業態においては、徒弟制度をできるだけ有効ならしめるため措置を講じなければならない。

右の業態は各國においてその業態に必要とされる熟練の程度と實際的訓練期間の長さとを考慮してこれを指定しなければならない。

(二) 前項に掲げられる措置は、全國を通じ、各業態において必要とされる熟練の程度と徒弟制度の方法及び條件とに付て劃一性を確保するため充分な調整を行う條件の下に、法令若しくは規則により、又は徒弟制度の監督責任を有する公の機關の決定により、又は勞働協約により、又は右の種々の方法により、これを講ずることができる。

三、(一) 前項に掲げられる措置は次に關し決定をしなければならない。

(イ) 徒弟を採用し、且つ訓練するため、必要とされる使用者の技術的及びその他の資格

(ロ) 年少者の徒弟制度への入門を規律する條件

(ハ) 親方及び徒弟の相互的權利義務

(二) かかる措置をなすに當つては、特に次の原則を考慮に

入れなければならない。

(イ) 徒弟を採用する使用者は、自ら充分な訓練を施す資格を有するか、又はその業務に使用される他の者であつて必要な資格を有するものをしてかかる訓練を施させることができる者であることを要し、且つかかる訓練が施さるべき企業は、當該業態において習得すべき適當な訓練を徒弟に確保するに必要な條件に適合するものでなければならない。

(ロ) 年少者は所定の年令に達するまでは徒弟として入門することを許されざるものとし、右年令は就學義務が終る年令未満であつてはならない。

(ハ) 徒弟として入門するために必要な一般教育の最低基準が、就學期間の終りにおいて通常達せられる所よりも高い場合においては、右の最低基準は各種業態の種々の要求を適當に考慮してこれを定めなければならない。

(ニ) 徒弟としての入門はすべての場合において健康診斷を受けることを條件とし、且つ當該業態が特別の體質又は精神的能力を必要とするときは、右はこれを明瞭にし、且つ特別の検査を受けるものとしなければならない。

(ホ) 適當の機關に徒弟を登録するため、及び必要な場合には、その人數を制限するため措置を講じなければなら

ない。

(ヘ) 徒弟の一使用者より他の使用者への移動が、徒弟制度の中斷をさけるため、若しくは徒弟の訓練を完成するため、又はその他の理由のため必要又は望ましいと認められる場合には、右移動を容易ならしめる措置を講じなければならない。

(ト) 徒弟期間（見習期間を含む）は、技術又は職業學校において徒弟が受ける事前の訓練を適當に考慮して、豫めこれを定めなければならない。

(チ) 徒弟期間の満了において、及び必要な場合には、徒弟期間中徒弟の試験を行い、又試験を行う方法を定め、且つ、これが成績に基き證書を授與するため措置を講じなければならない。かかる試験において必要とされる資格は、同一の業態に對し、劃一的の方法を以てこれを定め、且つ、かかる試験の結果として授與される證書は全國を通じて認められなければならない。

(リ) 徒弟制度を規律する規則が遵守されていること、施される訓練が充分であること、及び徒弟制度の條件において合理的な劃一性が存在することを特に確保するため、徒弟に對する監督制度を設けなければならない。

(ヌ) 徒弟契約の様式及びこれに含まれる條件についての要件は、例えば、標準契約の作成の如きものよりこれを

明瞭にし、且つ、前記（ホ）項に掲げられる機關に契約を登録するための手續はこれを定めておかなければならぬ。

四、

（一）徒弟に支給さるべき現金又はその他のものが如何に定めらるべきやに關し、並びに徒弟期間中の報酬増加率に關し、徒弟契約中に條項を設けておかなければならない。

（二）當該事項に關し何等の法令若しくは規則もないか、又は法令若しくは規則が徒弟に適用しない場合においては、徒弟契約中に次に關する條項をも設けておかなければならない。

（イ）疾病中における（一）に掲げられる報酬

（ロ）有給休暇

五、

（一）徒弟制度の關係當事者、特に使用者及び労働者の團體は、徒弟制度の監督に付き責任ある公の機關と協力すべきことが望ましかろう。

（二）職職制度の監督に付責任ある機關と一般及び職業教育機關、職業指導施設、公共職業紹介所、並びに労働監督機關との間において密接な協力を維持しなければならない。

六、この勧告は海員の見習には適用しない。

（本文以上）

7 兒童及び年少者の職業適性體格検査に關する勸告（七十九號）

一九四六年第二十九回總會において採擇

（前文省略）

一九四六年の年少者體格検査條約が、兒童及び年少者の健康を不適當な業務の危險に對し保護するため適性體格検査に關する法規の基礎を定めているが、實際的細目方法の選擇を國內の法令又は規則に委ねているので、且つ、

年少者體格検査制度が各加盟國の一般行政機構と合致する様にその制度の實際的適用を認めると共に、條約が兒童及び年少者に確保しようとする保護をできるだけ高い水準に維持するため、この條約の合理的に畫一的な適用を確保することが望ましいので、且つ、

若干の國において、満足な結果を與えるものと認められ、且つ全加盟國の指針になり得る方法を全加盟國に周知させることが望ましいので、總會は各加盟國が國內狀況の許す限り速かに次の規定を適用し、且つこれが實施のため執られる措置に關し、理事會の要求する如く國際労働事務局に報告することを勧告する。

一 規律の範圍

一、一九四六年の年少者（非工業的業務）體格検査條約の規定は、公私を問わず、左の企業及び設備において行われ、又はこれに關連するすべての業務に適用されなければならない。

（イ）配達業務を含む商業的設備

（ロ）配達業務を含む郵便及び電氣通信業務

（ハ）被傭者が主として書記的勞務に従事する設備及び管理的施設

（ニ）新聞企業（編集、發送、配達業務、及び街頭又は公衆の出入する場所における新聞紙の販賣）

（ホ）ホテル、下宿屋、料理店、クラブ、カフェー及びその他の飲食店、並びに私人家庭における賃金のための家事勞務

（ヘ）病人、不具者、貧困者、及び孤兒の治療及び保護のための設備

（ト）劇場及び公衆娛樂場

（チ）行商、各種物品の呼賣、及び街頭又は公衆の出入する場所において行われるその他の職業又は業務

（リ）その他の勞働、職業又は業務であつて、工業、農業又は海上において行われないもの

二、一九四六年の年少者體格検査（非工業的業務）條約が兩親及び兒童又は被保護者のみが使用される家族企業において、兒童及び年少者の健康に危険でないと認められる勞務をその

適用より除外することを加盟國に許すところの選擇の自由に對する權利を侵すことなく、政府は、通常、危険に非ずと考慮する業務が或る種の仕事に必要な適合性を有しない個人に對し危険であり得ることを考慮にいれて、従事する者の間に存する家族關係を考慮することなく、利潤のために行われるすべての業務に對し、業務適性體格検査に關する規律の適用を擴張するよう努めなければならない。

二 體格検査に關する規定

三、前記二條約の第二條によつて要求される、特殊業務に對する兒童又は年少者の適性を適用するための就職の場合の體格検査を阻害することなく、すべての兒童がなるべく義務教育終了前、一般體格検査を受け、その結果が職業指導機關により用いられることが望ましい。

四、就業の場合必要な完全體格検査は、

（イ）當該業務に對する適不適を發見するに有用なすべての臨床、レントゲン、及び實驗所の試験を包含し、且つ

（ロ）各場合に保健に關する適當な忠告を伴うものでなければならない。

五、定期検査は、

（イ）一定の業務に就業する場合における検査と同一の方法で行わなければならない。

(ロ) 保健に關する適當な忠告を伴い、且つ必要の場合には、業務變更の目的を以て補助的職業指導を伴うものでなければならぬ。

六、

(1) 検査の結果は、検査施行の責任ある醫療機關の綴り込みに保存するため、全部索引カードにこれを記入しなければならぬ。

(2) 使用者に知らせる意圖を以て體格證明書に記入した通知又は許可書、又は勞働手帳に裏書した體格検査に關する記述は、検査において判明した職業適性の限界、及びその結果として勞働條件について採らなければならない豫防手段を充分明示しなければならぬ。

但し、検査により發見した生來の缺陷、又は疾病の診斷の如き秘密事項を、如何なる場合にも包含してはならぬ。

七、

(1) 多くの場合青年期が十八才で終らず、且つ従つて特別保護の必要がなお存するので、工業的又は非工業的業務に従事するすべての年少勞働者に對し、少なくとも二十一才まで強制體格検査を延長することが望ましい。

(2) 最少限度として、前記二條約の第四條に従い、二十一才まで體格検査の延長を必要とする危険の程度は、自由に認定されなければならない。検査の延長は特にすべての鑛山業務、病院内業務、並びに舞踏及び曲藝の如き公衆娛樂

における業務に適用されなければならない。

八、前項の規定は高度の健康上の危険の故に或る種業務における年少者の従業を禁止するか、又は勞働者の年令に拘わらず、右の業務に従事する全部の者の保健監督を必要とする國際條約の規定又は國內法規の規定の適用義務を妨げるものとしてこれを解釋してはならない。

三 體格検査により職業不適格又はたゞ部分的

に適格とみとめられた者に對する措置

九、前記二條約の第六條の規定を實施するために主務官廳がとる措置は、特に體格検査により身體上の障害若しくは制限を有するか、又は一般的に業務に適しないとかみとめられた兒童及び年少者に對し、左記のものを確保するための措置を含まなければならない。

(イ) その障害若しくは制限を除去し、又は緩和するため適當の醫療を受けること。

(ロ) 學校に戻ることを奨励され、又は彼等に氣持のよいと思われ、且つその能力の範圍内で適當な業務を指導され、かくしてかかる業務に對する訓練の機會を與えられること。

(ハ) 醫療、通學、又は職業訓練の期間中、必要あるときは財政的援助の利益を有すること。

十、身體上の抵抗において缺陷あり又は決定的の障害を有する
と認められる児童及び年少者の適當な業務への指導を容易
ならしめるため、醫療施設の雇用問題を取扱う權限ある施設
との共同責任の下に、資格ある専門家が、缺陷あり又は障害
ある年少労働者の各種別に適する職業及び業務のリストを作
成することが望ましい。

これらのリストは、體格検査をする醫師の指針としてこれ
を利用すべきも、拘束力があつてはならない。

四 責任ある機關

十一、(一)年少労働者の體格検査の充分な有効性を確保する
ため、産業衛生について資格あり、且つ児童及び年少者の
健康に關する醫療問題について廣い經驗を有する體格検査
醫師の集團を訓練するため、措置が執られなければならない。
い。

(二)權限ある機關は、この目的のため講習會及び實地研究
會を設けることを確保しなければならない。

(三)検査醫師は(一)項に指示した資格に基いてこれを選定
しなければならない。

十二、職業適性體格検査制度は、検査を行う責任ある醫療施設
と児童及び年少者の雇用を許可し、且つその労働條件を監督
する責任ある施設との間の密接な協力を確保するが如き方法

で、これを管理しなければならない。

五 實施方法

十三、(一)工業的又は非工業的企業において、その企業の構
内において、又はその操業に關連して、使用される児童及
び年少者に對する正規の職業適性體格検査を確保するた
め、使用者は検査のための規則によつて定められる年令制
限未滿のすべての年少労働者について、雇用の通知を特定
の機關に送付することを要する。

(二)この機關は次のものとする。

(イ)検査を行い、且つ、検査の結果について完全な記錄
を保存する、責任ある正式の醫療施設

(ロ)検査の結果に基いて児童又は年少者の雇用を許可す
る權限ある施設

十四、児童又は年少者であつて、自己のためたとその兩親の
ためたとを問わず、行商又は街頭若しくは公衆の出入する
場所で行われるその他の業務に従事する者の職業適性のため
の正規の體格検査を確保するため、

(イ)適性のための體格検査が強制的のものである年令制限
未滿の年少の行商労働者は、職業適性證明書に基いて、勞
働官廳の係により特に發行され、且つ年次再検査の結果に
基いて年々更新される、個人的免許狀をうけることを要す

る。免許狀には通し番號、及び寫眞、乃至署名、その他所持人の身元證明方法を掲ぐべく、且つ又次ぎのものに關する情報を含まなければならない。

(一) 所持人の氏名、年令及び住所

(二) その両親の氏名及び住所、並びに両親が免許狀の發行された業務に従事することを見童又は年少者に許容したことの記述

(三) 就業の場合における體格検査、及びその後の再検査の結果

(ロ) 前記免許狀の所持人は、免許狀の番號に合致する通し番號を有する、見易きバッヂをつけることを要する。

(ハ) 正規に年少の行商労働者に關する書類を點檢し、且つ職業適性検査に關する規則の遵守を確保するため、法令の實施につき責任ある労働監督施設と地方機關、特に豫防警察施設との間に充分な協力が保たなければならない。

(本文以上)

8 非工業的業務における兒童及び年少者の夜業の制限に關する勸告(八十號)

一九四六年第二十九回總會において採擇

(前文省略)

一九四六年の年少者の夜業(非工業的業務)條約は、多數の

年少者を使用する非工業的業務における夜業の危險に對し、立法的保護のための基準を定めているので、

その規定の適用をうける業務の多様なるため、且つ各國に存する種々の慣行及び事情のために、條約はそれに定められる基準の實施において、これが適合方法を國內の法令及び規則にまかしているとはいへ、それにも拘わらず條約の劃一的適用をできる限り確保することが望ましいので、

總會は、各加盟國が國內事情の許す限り速かに次の規定を適用し、且つこれが實施のため執つた措置に關する報告を、理事會の要求するところに従い提出することを勸告する。

一 規律の適用範圍

一、一九四六年の年少者夜業(非工業的業務)條約の規定は、公私を問わず、次の企業又は施設において、又はこれに關連して行われるすべての業務に適用されなければならない。

(イ) 配達業務を含む商業的設備

(ロ) 配達業務を含む郵便及び電氣通信業務

(ハ) 被傭者が主として書記的勞務に従事する設備及び管理的施設

(ニ) 新聞企業(編集、發送、配達業務、及び街頭又は公衆の出入する場所における新聞紙の販賣)

(ホ) ホテル、下宿屋、料理店、クラブ、カフェー及びその

他の飲食店

(ヘ) 病人、不具者、貧困者、及び孤兒の治療及び保護のための設備

(ト) 劇場及び公衆娛樂場

(チ) 行商、各種物品の呼賣り、及び街頭又は公衆の出入する場所において行われるその他の職業又は業務

(リ) その他の労働、職業又は業務であつて、工業、農業又は海上において行われないもの。

二、一九四六年の年少者夜業（非工業的業務）條約は、私人家庭において賃金又は所得のために行われる家事労働、並びに両親及びその子又は被保護者のみで使用される家庭企業において、兒童又は年少者に有害、不利又は危険であると認められない労働における雇用を、その適用範圍から除外することを加盟國にまかせている。選擇の自由を阻害することなくして、次の望ましいことに加盟國の注意が喚起される。

(イ) 家事労働に従事する兒童及び十八才未満の年少者の夜業を制限するため、適當な立法的及び行政的措置を採用すること。

(ロ) 利潤のために行われるすべての企業に對し、これに従事する者の間に存する家族關係を考えずに、非工業的業務における夜業の制限に關する規律の適用を擴張すること。

二 公衆娛樂業における使用

三、一九四六年の年少者夜業（非工業的業務）條約第五條の規定により、兒童及び年少者が公衆娛樂場における出演者として夜間に出場し、又は映畫製作における出演者として夜間参加することを許す個人的免許證を交付する權限が地方機關に付與される場合、かかる免許證の發行に關する監督的管理權は、關係者が免許證の拒否に對し、又はこれに誤せられた條件に對し、上訴することが出来る上級の機關に與えられなければならない。

四、免許證は限られた期間に對し發行さるべく、且つ各場合の事情において、兒童又は年少者の保護上必要なすべての條件に従わなければならない。

五、免許證は、兒童の職業訓練の必要又は才能からみて正當と認められる例外の場合においてのみ、十四才未満の兒童に對し交付さるべく、且つ次の條件に従わなければならない。

(イ) かかる免許證は、原則として劇又は音樂教育のための施設に出場する兒童に制限されねばならない。

(ロ) 夜間使用は、できる限り一週三晩、又は一層長き期間にわたる計算されたときは一週平均三晩に限られねばならない。

(ハ) 使用は夜十時までに終らなければならないか、又は繼

續十三時間の休憩時間を與えられねばならない。

三 監督方法

六、一九二三年の勞働監督勸告第十二項によれば、監督機關は同一の權利義務を有し、且つ同一の權限を行使する男子及び婦人を含むべきであるが、この第十二項に定められる原則を尊重しつつ、年少勞働者の保護に関する法令及び規則の實施を婦人監督官にまかせることが特に満足的であると認められた若干の國の經驗を考慮することが望ましい。

七、年少者の保護に関する法令及び規則の遵守を確保するための正規の監督の外に、一九四六年の年少者夜業（非工業的業務）條約の規定の有効な實施を確保するため、多數の少規模な散在している企業において行われる非工業的活動に關し、一般國民により報告された所謂法律違反事件の調査に特別の注意を拂うべく、且つ特に兒童又は年少者の兩親により訴えられた告訴について即時の措置を講じなければならぬ。

八、夜業を制限する法規の實施を監督する手段を監督機關に提供する目的で、使用者が法律により保存することを要求される多額の様式を決定する場合、勞働許可證又は勞働手帳は、雇用の變更毎にこれを發行又は正式にスタンプを押さなければならぬので、年少勞働者の身元證明、年令の立證及び勞働時間を含む勞働條件の決定を容易ならしめる、勞働許可證

又は勞働手帳の有利な點を考慮することが望ましい。

九、（一）夜業に關する法令又は規則によつて保護される年少巡迴勞働者の、公の監督機關による身元證明を容易ならしめるため、

（イ）賃金のため勞働する年少巡迴勞働者は、使用者が保存する書類の外に、當該企業の外でその身元證明をなし得る書類及びバッヂを携行しなければならない。

（ロ）自己のため又は兩親のため勞働する年少巡迴勞働者は、その使用を許容する書類、及びその身元證明をなし得るバッヂを携行しなければならない。

（二）十八才未満の年少巡迴勞働者は、次のものを掲げた勞働許可證又は個人的免許證を交付されねばならない。

（イ）兒童又は年少者の氏名、年令、及び住所

（ロ）兒童又は年少者の寫眞又は署名、その他の身元證明方法、及びその許可又は免許の番號

（ハ）兒童又は年少者が賃金のために使用されるときは、使用者の氏名及び住所、並びにその勞働時間

（ニ）兒童又は年少者が自己のため又はその兩親のため勞働するときは、その兩親の氏名、及び住所並びに許可

（三）勞働許可證又は個人的免許證は、勞働省の下に在る機關により交付されることが望ましい。

(四) 年少巡迴労働者は、見易きよう、その許可又は免許の番號を附したバッヂをつけることを義務づけられねばならない。

(五) 年少巡迴労働者の労働時間の監督、並びに夜業に関する法令及び規則の實施を確保するため、地方機關特に豫防警察（存在するとき）は、教育機關、及び兒童福利機關と監督機關との充分な協力を得られなければならない。

(六) 使用者は法令又は規則の違反について、特に要求される労働の量と、許可された労働時間中にこれを遂行するために利用される時間との間の不均衡について、法律上責任を負わなければならない。

(七) 両親は、業務が自己のため又はその許可を得て行われる場合、警告を受けた後、法令又は規則の違反について法律上責任を負わなければならない。

(本文以上)

B 婦人の雇用

(一) 條約

1 産前産後における婦人使用に関する條約(第三號)

一九一九年第一回總會において採擇

(前文省略)

第一條

本條約において「工業的企業」と稱するは左に掲ぐるものを特に包含する。

(イ) 鑛山業、石切業、その他土地より鑛物を採取する事業
(ロ) 物品の製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣の爲にする仕立、破壊若しくは解體をなし又は材料の變造をなす工業、(造船、並びに電氣又は各種動力の發生、變更及び傳導を含む)。

(ハ) 建物、鐵道、軌道、港、船渠、棧橋、運河、内地水路、道路、隧道、橋梁、下水道、排水道、井、電信電話裝置、電氣工作物、瓦斯工作物、水道、その他の工作物の建設、改造、保存、修理、變更又は解體、及び上記の工作物又は建設物の準備又は基礎工事

(ニ) 道路、鐵軌道、海又は内地水路に依る旅客又は貨物の運送、(船渠、岩壁、波止場又は倉庫における貨物の取扱を含むも、人力に依る運送を含まず)。

本條約において「商業的企業」と稱するは、物品を販賣し、又は商業を經營する一切の場所を包含す。

工業及び商業との分界は、各國における權限ある機關これを定むべし。

第二條

本條約において「婦人」と稱するは、年令又は國籍に拘わらず、結婚者たると否とを問はず、一切の女性の人をいい、「生兒」と稱するは嫡出子たると否とを問はず一切の生兒をいう。

第三條

同一の家に屬する者のみを使用する企業を除くの外、一切の公私の工業的若しくは商業的企業、又はその各分科において、婦人は

(イ) その出産後六週間これを勞働せしむることを得ず。

(ロ) 六週間以内に出産することあるべき旨を記載したる診斷書を提出したる時は、その業を休むの權利を有す。

(ハ) (イ) 號及び(ロ) 號によりその休業せる期間内、公共基金より、又は保險制度の方法により、自身及びその生兒の充分且つ健康維持の扶持をなすに足るの利益を支拂わるべし、該利益の定額は各國における權限ある機關これを決定す。なお附加利益として、無料にて醫師又は免許產婆の手當を受くるの權利を有す。醫師又は產婆が出産の日の豫測を誤りたる場合と雖も、診斷書に記載の日より出産の實際にありたる日に至る迄の間、右利益を婦人が受くることを妨げず。

(ニ) 自らその生兒を保育するときは、これが爲、その勞働時間中一日二回三十分宛を、如何なる場合においても與えらるべし。

第四條

婦人が、本條約第三條(イ) 號若しくは(ロ) 號により休業せるとき、又は病氣にして妊娠若しくは出産に基くと診斷せられ、且つその婦人をして勞働するに不適當ならしむるものの結果として一層長期に亘り休業せるときは、右の休業が各國の權限ある機關の定むべき最長期間を超えざる限り、當該使用者は右休業中に解雇の通告をなし、又は右休業中満了すべき期間を附して解雇の豫告をなすことを得ず。(本文以上)

2 一切の種類の鑛山内の地下作業に於ける婦人使用に關する條約(四十五號)

一九三五年第一九回總會において採擇

(前文省略)

第一條

本條約において「鑛山」と稱するは、地表下より物質を採掘する爲の公私の企業をいう。

第二條

婦人はその年令の如何に拘らず、鑛山内の地下作業に使用せられざるべきものとす。

第三條

國內の法令又は規則は、左記の者を前記の禁止より除外することを得。

(イ) 管理の地位に在り、筋肉労働を爲さざる婦人

(ロ) 保健施設及び福利施設に使用せらるる婦人

(ハ) 實習中、鑛山の地下部分において訓練期間を費す婦人

(ニ) 非筋肉労働的職業のため、時時鑛山の地下部分に入ることを要すべきその他の婦人 (本文以上)

3 工業に使用される婦人の夜業に關する條約

(一九四八年改正) (第八十九號)

一九一九年第一回總會において採擇された「夜間における婦人使用に關する條約」(第四號)は、一九三四年第十八回總會において同名の條約第四十一號をもつて改正され、それが更に一九四八年第三十一回總會において再度改正採擇されて標記の條約となつたのである。

(前文省略)

第一部 總 則

第一條

一、この條約において、「工業的企業」と稱するのは、左に掲げるものを特に包含する。

(イ) 鑛山業、石切業、その他土地より鑛物を採取する事業
(ロ) 物品の製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣の

ためにする仕立、破壊若しくは解體をなし、又は材料の變造をなす企業(造船に従事し、又は電氣若しくは各種動力の發生、變更又は傳導に従事する企業を含む)。

(ハ) 建設工事及び土木工事に従事する企業(建築、修理、保存、變更及び解體工事を含む)

二、工業と農業、商業及びその他の非工業的職業との分界は、權限ある機關これを定めなければならない。

第二條

この條約において「夜間」と稱するのは、權限ある機關の定める夜十時より朝七時に至るまでの間における、少くとも七時間の繼續する時間を含む、少くとも十一時間の繼續する時間を含む。

權限ある機關は異なる地域、工業、企業、又は工業若しくは企業の分科に對し、異なる時間を定めることができるも、夜十一時後に始まる時間を定めるに先だち、關係のある使用者團體及び労働者團體と協議しなければならない。

第三條

婦人は年令に拘らず、同一の家に屬する者のみを使用する企業を除くの外、公私一切の工業的企業又はその各分科において夜間これを使用することができない。

第四條

第三條は左の場合にこれを適用しない。

(イ) 不可抗力の場合において、豫見することができず、且つ回歸性を有せざる作業中絶がある企業に生じた場合

(ロ) 原料及取扱材料にして、急に損敗し易きものを作業上處理すべき場合において、右原料は材料の損失を防ぐため夜業を必要とする場合

第五條

一、重大な緊急事項の場合において、國家の利益のため必要あるときは、關係ある使用者團體及び労働者團體と協議の上、政府は婦人に對する夜業禁止を停止することが出来る。

二、右の停止はこの條約の適用に關する年報において、當該政府これを國際労働事務局總長に通告しなければならない。

第六條

季節の影響を受ける工業的企業において、及び例外の事情により必要あるすべての場合において、一年につき六十日間は夜業を十時間に短縮することができる。

第七條

氣候のため晝間の作業を特に困難とする國においては、夜間は前數條に規定するところにより之を短縮することができる。但し晝間において代償休憩を與えなければならない。

第八條

この條約は左に掲げる婦人にはこれを適用しない。

(イ) 管理的又は技術的性質の責任ある地位にある婦人

(ロ) 保健及び厚生施設に使用される婦人であつて、通常筋肉労働に従事しない者

第二部 或る國に對する特別規定

第九條

工業的企業における夜間の婦人使用につき未だ公の規則の適用のない國においては、「夜間」とは當分の内、且つ三年を超えない期間内、政府は權限ある機關の定める夜十時より朝五時に至る時間中、少くとも連續七時間の時間を包含する十時間のみの時間を謂ふと宣言することが出来る。(本文以上)

9 産前産後に於ける農業婦人賃銀労働者の保護に

關する勸告(十二號)

一九二一年第三回總會において採擇

(前文省略)

國際労働機關の各締盟國は、工業及び商業に使用せらるる婦人に付き、ワシントン國際労働總會の採擇したる條約案の定むると同様なる産前産後の保護を、農業的企業に使用せらるる婦人賃銀労働者に對し確保するの措置を執ること、並びに右の措置が産前産後において一定期間休業し、且つ該期間内公共基金より又は保險制度の方法に依り、利益を受くるの權利を包含すべきこと。

(本文以上)

2 農業に於ける婦人の夜業に關する勸告 (十三號)

一九二一年第三回總會において採擇

(前文省略)

國際勞働機關の各締盟國は、婦人賃銀勞働者につき、その生理的必要に適應し、且つ九時間より少からざる休息時間(なるべく繼續すべきものとす)を確保する様、農業的企業におけるその夜間使用を取締る措置を執ること。

(本文以上)

C 勞働條件

(一) 條約

1 勞働時間を一週四十時間に短縮することに關する條約(第四十七號)

一九三五年第十九回總會において採擇

(前文省略)

第一條

本條約を批准する國際勞働機關の各締盟國は、

(イ) 生活標準の低下を來たさざるよう適用せらるべき、一週四十時間制の原則

(ロ) この目的を達成するに適當と認められる措置をとり、又はこれを助成すること

を承認することを宣言し、且つ、當該締盟國により批准せられる別個の諸條約により定められるべき詳細なる規定に従い、各種の勞務に本原則を適用することを約す。

(第二條以下略)

2 年次有給休暇に關する條約(第五十二號)

一九三六年第二十回總會において採擇

(前文省略)

第一條

本條約は左のいずれかの公私の企業、または設備に使用せられる一切の者にこれを適用する。

(イ) 物品の製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣のための仕立、破壊若しくは解體をなし、または材料の變造をなす企業(造船または電氣若しくは、各種動力の發生、變更若しくは傳導に従事する企業を含む)

(ロ) 左記の一または二以上の建設、再建設、保存、修理、變更または解體に専ら、または主として従事する企業、建物、鐵道、軌道、飛行場、港、船渠、棧橋、出水又は海岸浸蝕に對する防護工作物、運河、内地水路、海上又は空中の航行のための工作物、道路、隧道、橋渠、陸橋、下水道、排水道、井、灌溉又は排水のための工作物、電氣通信裝置、電氣又は瓦斯の發生または配給のための工作物、配

管、水道、及びその他類似の工事、又はかかる工事若しくは建設のための準備工事、基礎工事に従事する企業。

(ハ) 道路、鐵軌道、内地水路又は空路による旅客若しくは貨物の運送（船渠、岸壁、波止場、倉庫又は飛行場における貨物の取扱を含む）に従事する企業

(ニ) 鑛山業、石切業、及び土地より鑛物を採取する他の事業

(ホ) 商業的設備（郵便及び電氣通信業務を含む）

(ヘ) 設備及び行政署にしてこれに使用せられる者が、主として書記的勞務に従事するもの

(ト) 新聞企業

(チ) 病者、虛弱者、貧窮者又は精神不適者の治療又は看護のための設備

(リ) 旅館、料理店、下宿屋、クラブ、喫茶店及びその他の飲食店

(ヌ) 劇場及び公衆娛樂場

(ル) 前記の種類のいずれにも全く該當しない商業的及び工業的混合設備

二、各國における權限ある權力は、關係ある主たる使用者團體及び勞働者團體が存在する場合においてはこれに諮問したのち、前項に明示せられた企業及び設備と、本條約の適用を受けないものとの分界を定めるべきものとする。

三、各國における權限ある權力は、本條約の適用範圍から左の者を除外することができる。

(イ) 使用者の家に屬する者のみが使用せられる企業又は設備に使用せられる者

(ロ) 官公署でその雇用條件が本條約に定める所と、少くとも均しい期間の年次有給休暇を受ける權利を與える者に使用せられる者

第二條

一、本條約の適用を受ける一切の者は、一年の繼續勤務の後は少くとも六労働日の年次有給休暇を受ける權利を有す。

二、十六才未満の春（徒弟を含む）は一年の繼續勤務の後には少くとも十二労働日の年次有給休暇を受ける權利を有す。

三、左記は年次有給休暇に包含せられざるものとす。

(イ) 公の慣習上の休日

(ロ) 疾病に基く就業中絶

四、國內の法令又は規則は特別の事情ある場合に於ては年次有給休暇の中、本條所定の最少限度の期間を超ゆる部分の分割を許容することを得。

五、年次有給休暇の期間は國內の法令または規則の定むる條件に従い勤務期間に應じ増加すべきものとす。

第三條

本條約第二條に依り休暇を取る 一の者は全休暇期間に關し左

記の何れかを受くべきものとす。

(イ) 國內の法令または規則により定めらるべき方法に従い計算せらるる右の者の平常の報酬(現物報酬あらば之と同價値の現金を含む)

(ロ) 團體協約により決定せらるる報酬

第四條

年次有給休暇を受くる權利を拋棄するの協定は無効たるべきものとす。

第五條

國內の法令又は規則は年次休暇中に有價勞務に従事する者が休暇期間に關し支拂を受くる權利を剝奪せられ得ることを規定することを得

第六條

休暇を取るに先だち使用者の責に歸すべき理由により解雇せられたる者は本條約により當然受くべき休暇の各日に付第三條に定めらるる報酬を受くべきものとす。

第七條

本條約の規定の有効なる實施を容易ならしむる爲め、各使用者は權限ある權力により承認せらるる様式に左記を記録することを要求せらるべきものとす。

(イ) 各被用者が勞務に就く日及び右被用者が受くる權利ある年次有給休暇の期間

(ロ) 各被用者が年次有給休暇を取る日

(ハ) 各被用者が年次有給休暇期間に關し受くる報酬

第八條

本條約を批准する各締盟國は之が規定の適用を確保するため制裁の制度を設くべきものとす。

第九條

本條約はその定むる所より有利なる條件を保障する法令、判決、慣習または使用者及び勞働者間の協定に影響を及ぼさざるものとする。

(第十條以下省略)

(二) 勸告

1 年次有給休暇に關する勸告(第四十七號)

一九三六年第二十回總會にて採擇

(前文省略)

總會は被用者のための年次有給休暇に關する條約を採擇し、右休暇の目的は、被用者に休息、娛樂及びその能力の啓發のための機會を確保するに在ることに鑑み、

條約により定められる條件が、有給休暇制度の準據すべき最小限度の標準を設定するものなることに鑑み、

各締盟國が左の提案を考慮すべきことを勸告する。

一、(一) 休暇を受ける権利あるに至るために要求せられる勤務の繼續性は、疾病若しくは災害、家庭の用事、兵役、公民權の行使、使用者が使用せられる企業の經營上の變更又は失業期間が、所定限度を超えず、且つ右の者が再び業務に就く場合における間歇的の非任意的失業に基く中断により影響せられないものとする。

(二) 労働者が、一年を通じ規則的には行われない職業においては、勤務の繼續性の條件は、所定の期間中に、所定の日数労働することにより、充たされるものと見做さるべきものとする。

(三) 休暇は一年の勤務の後これを受くべきものとし、右の期間が同一の使用員の雇傭において費やされたと、數多の使用員の雇傭において費やされたことはこれを問わないものとする。

各國政府は休暇の付與より用する費用が、専ら最後の使用者の負擔となることなきことを確保するため、有效なる措置を執らなければならない。

二、特別の場合においては、休暇を分割するための措置の執らるべきことは望ましいことであるが、右の特別の措置が、被用者をして一年中の肉體力及び精神力の喪失を補うことを得しめようとする休暇の目的に背反しないことを確保する爲、注意をなすべきものとする。他の場合においては全く例外的

の事情のある場合を除くの外、休暇の分割は、二を超えない部分(その一は所定の最短限度を下すことを得ず)への分割に制限せらるべきものとする。

三、勤務時間に應じ、休暇の期間を増加することが能う限り早く開始せらるべきこと、及び所定年數の後には所定の最短限度(例えば勤務七年の後には十二労働日)に達するよう、規則的段階をもつて行わるべきこと望ましとする。

四、出來高又は個數高を基礎として、全部または一部の支拂を受ける者の報酬を計算する最公正なる方法は、能う限り所得の變動を受けしめざるよう、相當長き期間に亘る平均所得を計算することが必要である。

五、締盟國が、年少者及び徒弟にして十八才未滿のもののために、肉體の發育期に學校生活より産業生活への移動を容易ならしめるため、一層有益なる制度を設くべきに非ざるか否かを考究すべきことが望ましい。

(以下省略)

D 産業安全及び衛生

(一) 條 約

1 ベーント塗における白鉛の使用に関する條約

(十三號)

(前文及び第一條第二條省略)

第三條

白鉛、鉛の硫酸塩、又はこれらの顔料を含有する他の製品の使用を包含する工業的ペイント塗作業においては、十八才未満の男子及び一切の女子の使用を禁止する。

権限ある機關は、ペイント塗師の徒弟を、その職業敎習のため、前項禁止の作業に使用することを、關係ある使用者團體及び労働者團體と協議の上、許可するの権限をもつべきである。

(下略)

(二) 勸告

1 鉛中毒に對する婦人及び兒童の保護に關する勸告

一九一九年第一回總會において採擇

(前文省略)

總會は母性の機能に、及び兒童の身體の發育に對し生ずる危害を慮り、婦人及び十八才未満の年少者を左の工程において使用しないことを國際労働機關の締盟國に勸告する。

(イ) 亞鉛又は鉛鍍の製鍊における爐作業

(ロ) 鉛を含有する灰の取扱、處理又は製鍊及び鉛の脱銀作

業

(ハ) 鉛又は古亞鉛の大規模の熔融作業

(ニ) 白鐵又は百分の十より多く鉛を含有する合金の製造

(ホ) 密陀僧、金密陀、鉛丹、白鉛、橙黃、又は硫酸鉛、ク

ローム鉛酸、又は硫酸鉛(フリット)の製造

(ヘ) 蓄電池の製造又は修繕における混合又は煉合の作業

(ト) 前各號の諸工程を行う作業室の掃除

なお、鉛化合物の使用を包含する工程において、婦人及び十八才未満の年少者の使用は、左の條件に従つてのみこれを許可することを勸告する。

(イ) 塵埃及び煙氣を發生の場所において除去するため、各所の排氣設備をすること

(ロ) 器具及び作業室を清潔にすること

(ハ) 鉛中毒の一切の場合、これに對する補償につき官憲に對する届出をなすこと

(ニ) 前記の諸工程に使用せられる者の定期健康診斷を行ふこと

(ホ) 充分且つ適切な更衣室、洗滌所及び食堂の設備と、特殊の防護衣を供すること

(ヘ) 作業室に飲食物の搬入を禁止すること

なお、無毒物をもつて、可燃性鉛化合物に代用し得べき工業にあつては、可燃性鉛化合物の使用を嚴重に取締るべきことを

警告する。鉛化合物が百分の〇・二五の鹽酸溶液中において溶解すべき鉛化合物重量（金屬鉛として計算して）百分の五より

第二　ア　メ　リ　カ

多くを含有するときは、本勸告においてこれを可溶性と看做することとする。

1　公正労働基準法（一九四九年改正法抜萃）

（定　義）

第三條　（一）「苛酷な年少者労働」(Oppressive child labor)とは、

（一）十六才未満の年少者が使用者（製造業又は鑛業以外の職業、もしくは労働大人が十六才乃至十八才の年少者を使用することが特に危険であるか、又はその健康若しくは福祉に有害であると認める職業以外の職業に、自己の子又は自己が後見する子であつて、十八才未満の者を使用する親権者の代理人を除く。）により何等かの産業に使用される場合

（二）十六才以上十八才未満の労働者にして使用者により労働児童局長 (Chief of the Children Bureau in the Department of Labor) が、その年令の年少者の労働につき、特に危険なること、又はその健康若しくは福祉に特に有害

なることを認定し、命令をもつてこれを宣言した業務に使用される場合の労働條件をいう。但し、何等かの業務に使用される者で、その者について使用者が苛酷な年少者労働年令を過ぎたことを證明する有効期間内の證明書を見童局長の規則に従い登録した後發行を受け、及びこれを交付した場合には、苛酷な年少者労働は、存在しないものと見なす。児童局長は製造業及び鑛業以外の業務に十四才以上十六才未満の年令の労働者を使用することは右の労働が専ら労働者の就學を妨げない時期並びに労働者の健康及び福祉を妨げない條件の下に爲され、且つそれが児童局長の決定する程度内にある場合に限り苛酷な年少者労働を構成しないものと認定することを、規則又は命令をもつて規定しなければならぬ。

第十二條　（「苛酷な年少者労働」による物品の貯積禁止）

（A）生産者、製造業者又は取引業者は合衆國內にある施設であつて、物品發送前三十日間に苛酷な年少者労働が行われた施設において生産された物品を、商業の目的をもつて

船積し又は船積のために引渡してはならない。但し、物品が本條の要求するところに従つて生産されたものである旨の書面による保證を信賴し、生産者、製造業者又は取引業者より善意に物品を受領した買受人、及び右の違反を看過し、代價を支拂つて物品を受領した買受人がなすその物品の船積又は船積のための引渡しは、本項の禁止するものとは見なされない。

なお、ここに禁止する條件のもとに物品の船積又は船積のための引渡しをなしたことに對し、被告人に對し告發及び有罪の宣告があつた場合は、同一人が右の告發前になした物品の船積又は船積のための引渡しについて本人を重ねて告發することはできない。

(B) (監督) 労働省児童局長又はその授權をうけた代表者は第十一條(A) 項により年少者の使用について一切の調査及び監督をなし、かつ檢事總長の指揮及び統制に服し、苛酷な年少者労働のための違法の行爲又は慣行を禁止するため第十七條により、一切の手續をなし、苛酷な年少者労働に關係する本法の他のすべての規定を施行するものとす。

(C) 使用者は商業又は商品の生産につき、苛酷な年少者労働は如何なるものもこれを用いてはならない。

第十三條 (C) (年少者労働規定の除外)

年少者労働に關する第十二條の規定は、農業に使用されるものであつて、使用されている間、居住している學校區の修學時間以外の時間に使用される労働者について、又映畫又は演劇の事業若しくはラジオ又はテレビジョンの事業に俳優又は出演者として使用される年少者には適用されない。

第十四條 (見習工、徒弟及び不具労働者に對する特例)

局長は労働の機會の縮小を防止するため必要な程度に規則又は命令で次のことを定めるものとする。

(1) 見習工、徒弟及び主として郵便物及び使文の配達に使用される労働者の使用については、局長の規則により發行せられる特別の證明書を交付し、第六條の最低賃金以下の賃金をもつてし、時間、員數、割合及び服務時間につき局長の定める制限に従ふこと

(2) その労働能力が年令又は身體若しくは精神上の缺陷若しくは傷害により毀損せられた個人につき局長の規則により發行される特別の證明書を交付し、第六條による最低賃金以下の賃金で證明書に定むべき期間に亘つて行うこと

2 年令證明書規則

第一條 定義 本規則にいう

A 「法律」とは、公正労働基準法の年少者労働に關する諸規定をいう。

B 「年少労働部」(Child Labor Branch) とは、連邦労働省の資金及び労働時間局の年少労働部をいう。

C 「苛酷な年少労働年令」とは、

(1) 一切の業務の雇用に関し十六才以下の年令

(2) 労働長官によつてかかる年少者の雇用にとつて特に危険であり又は彼等の健康若しくは福祉に有害であると認定宣言せられた一切の業務の雇用に係する十六才及び十八才未満の年令

D 「年令証明書」とは、次條A項B項に規定する証明書をいう。

E 「州監督局」とは、州の局部又は委員會、その他これ等の課室をいう。

第二條 年令証明書

效果、一切の年少者の雇用は、本規則に適合して發行された有效な證明書の次のいずれかを使用者が備え付けておく場合には、苛酷な年少者労働を構成するものとは認められない。

A 連邦年令証明書、法律に基づき年少労働部によつて授けられた者の發行したもので、その年少者が彼の雇用せられている業務に適用せられる苛酷な年少労働年令以上の年令であることを證明するもの。

B 州証明書、労働長官によつて(本規則第一條参照)こ

の目的のために指定された各州における州監督局の監督の下に發行された年令、雇用若しくは労働證明書又は許可書の形式で知られているもので、その年少者が彼の雇用せられている業務に適用せられる苛酷な年少労働年令以上の年令であることを證明するもの、この證明書の效力は本規則第五條の定めるところによる。

使用者は過失によつて法律に違反しないために、彼が雇用する十六才若しくは十七才の年少者については本條A項又はB項に規定する證明書を受けておくものとし、またその雇用が十六才以上十八才未満の者、特に危険であり、かつ彼等の健康と福祉に有害であると認定宣言せられた業務にかかわるときには、彼が雇用する十八才若しくは十九才の年少者については證明書を受けておかなければならない。なお使用者が彼の雇用する年少者の年令について疑念を持つときには、その年少者の年令についての證明書の發行を求めることができる。

第三條 連邦年令證明書記載事項

年少労働部から授けられた者が發行する連邦年令證明書には左の各號に掲げる事項を含まなければならない。

A 年少者の氏名と住所

B 年少者の生年月日とその場所及びその事實を證明する資

料

- C 年少者の性別と人種
- D 年少者の署名
- E 年少者の両親又は両親に代るべき者の氏名と住所
- F 使用者の氏名と住所
- G 發行官吏の署名
- H 發行年月日と場所

十八才未満の年少者について將來その年少者の使用者たるべき者のために權限ある者から發行せられた連邦年令證明書は使用者がその年少者の就業場所にこれを備え付け、その年少者の雇傭が終了したときにはこれを證明書發行者に返還しなくてはならない。かようにして返還せられた證明書は、年少者が再び連邦年令證明書の發行を受けようとするときに改めて資料を提出しなくてもよい證據となるものとする。連邦年令證明書が十八才若しくは十九才の年少者のために發行せられたときには、發行者はこれを當該年少者に交付しなくてはならない。十八才若しくは十九才の年少者は、就職の場合にはその使用者に備え付けのために證明書を提出し、使用者はその雇用の終了の場合にはこれを年少者に返還するものとする。

第四條 年令の證據資料

連邦年令證明書の發行は就職を希望する年少者が證明書發行の權限ある者にこれを請求し、提出した證據資料が受理、

審査及び承認せられた後にのみ發行せられるべきものとする。かような證據資料としては次の順序による證據資料の一を持たなければならぬ。

A 出生證明書若しくはその謄本、又は人口統計官吏若しくは出生登記官吏によつて發行せられた出生年月日及び場所を示す公文書

B 洗禮記録若しくはその謄本で、年少者の出生、年月日及び場所を示すもの、又は年少者を含む家族の出生記録を保存している聖書の中の年少者の出生場所及び年月日についての善意の一次的記録、その他年少労働部若しくは連邦年令證明書發行權限ある者を満足せしめ得るような文書資料、例えば年少者の年令を表示しているパスポート、若しくは年少者の合衆國到着とその年令を證明する連邦移民局の發行した證明書、若しくは生命保險證書等、但しこれらの文書資料は證據として提出せられたとき以前一年以内に有效なものであることを必要とする。更に、學校の年令記録、又は両親若しくは両親に代るべき者の宣誓書、その他の年令證書は本條C項の場合以外には、これを受理してはならない。

C 年少者の學校の年令記録若しくは學校の年令調査記録又は両親若しくは両親に代るべき者の宣誓書に年少者の身體的年令について醫學的判斷を下した醫師の署名ある證明書

を添え、その證明書には年少者の身長體重その他年少者の身體的年令について醫師の下した判斷の基礎となつた身體的發達に關する事項を含まなければならない。

若しも學校の年令記録若しくは學校の年令調査記録が入手できないときには、年少者の年令について両親若しくは両親に代るべき者の宣誓書と、本項前段に規定した醫師の證明書とをもつて年令の證據資料として受理することができ。

連邦年令證明書を發行すべき官吏は、先ずA項の資料を、A項の資料が得られない場合にB項の資料を、B項の資料が得られない場合にC項の資料を、受理し備え付けなければならない。

第五條 州證明書の受領

勞働長官により、證明書を發行する權限ありと指定せられた州の、州監督局の監督の下に實質的に本規程に適合して發行した年令、雇用若しくは勞働證明書又は許可書は、連邦年令證明書と同一の效力を有する。但し本規則第六條によつてその效力が停止又は取消された個人的證明書について、この限りでない。なお、本規則に完全には合致しない證明書制度を持つてゐる州でも、その州が將來本規則の標準に合致する證明書制度に州法及び規則を改正する協定を結んだ上で、勞働長官は假りに州監督局に證明書發行權限を指定すること

ができる。

本條による州の指定は、指定の取消が法律の執行上望ましいとされた場合を除き、本條に規定せられた期間その效力を持つものとする。

本條による州の指定の取消又は終了は、それ以前に發行せられた證明書の效力に影響を及ぼさない。

第六條 證明書の停止又は廢棄

A 本規則に基づき調査又は検査權限ある者が、使用者の備え付けてゐる年少者の年令證明書が不正確であることの實質的證據を入手したときには、彼は使用者と年少者にその證據を提示し、且つ、彼が證明書發行官吏に證明書の廢棄をなすための機會を與えるために、この證據を提示する意向であることを告げなければならない。發行官吏は證明書を廢棄する前に、使用者と年少者に對して證明書の有效性を支持するための一切の證據を提示する合理的な機會を與えなければならない。若しかような提示が行われても發行官吏が證明書を廢棄しないときで、調査又は検査權限ある者が彼の判斷においてその證據が正常であると信ずるときには、證明書の裏面に「公正勞働基準法による年令證明の效力停止」と書きこみ、その旨を、使用者、年少者、發行官吏、及び證明書の發行若しくは廢棄を監督する州監督局に通知するものとする。その通知書には停止の基礎となつ

た證據と理由を記載し、且つ通知受領者が若し欲するならば、年少者の年令を證明するに足る關係證據資料を州の再審官吏に、州の再審官吏のない場合には、年少労働部長に提出すべく、その氏名と住所を通知書の中に記載しておかなければならない。證明書の效力を停止せられた者も停止の證據と理由の寫しを添えて、事件の全陳述を再審官吏に送付しなければならぬ。年少労働部長はいかなる場合においても、證明書の發行又は廢棄を監督する權限ある州監督局に、問題になつてゐる證明書を廢棄するか又は取消すかについて適當な機會を與えることなしに、本法の目的のためにする證明書受理を拒否することができない。

B

利害關係人から再審官に對し、證據を寄託してから相當の期間を經過し、その寄託された證據の基礎に關して

(1) 再審官は本法の目的をもつて證明書を廢棄し、又は證明書の受理を拒否するときには、その處分を當該年少者、使用者、證明書の效力を停止した官吏、及び再審官が年少労働部長でない場合には年少労働部長にも通知しなければならぬ。

(2) 再審官が年少労働部長でない場合に、若しも再審官が證明書の效力を停止した官吏の處分を變更すべきであると信ずるならば、彼はその處理勸告案を添えて年少労働部長に事件を報告しなければならぬ。

年少労働部長はあらゆる場合に、停止處分又は再審査官吏の處分に對し、これを再審査して承認若しくは變更する權限を持ち、又再審査を経ない停止處分に對してもこれを再審査する權限をもつており、それらの場合にはこの決定を、年少者、使用者、證明書發行官吏、效力停止處分をなした官吏及び再審査官吏に通知しなければならない。

C

證明書の停止又は廢棄處分があつたときには、停止又は廢棄せられた證明書と引換に新しい證明書を發行することが出来る。若しも何等かの理由で新しい證明書が發行官吏から入手できなかったときには、停止若しくは廢棄の變更の通知は法律及び本規則の要求に適合するものとして承認受理せられなければならない。

第七條 廢棄又は停止せられた證明書

本法に基づく年令の立證としての證明書が、廢棄、停止、若しくは拒否されたときには、その通知後本法に基づく效力及び效果を持ち得ないものとする。但し第六條に特別の規定あるものは除く。

第八條 他の法律に及ぼす效果

本規則の規定はいかなる場合にも、他の連邦法律、州法律又は市條例をもつて、本規則よりも高度の基準を定めたときにこれに服従しなくてもよいと解釋されてはならない。

第九條 規則の改訂

何人でも本規則のどれかの條項の改訂を希望する者は、改訂を希望する理由と改訂案を添えて、労働長官に請願することが出来る。若しその請願が審議の結果理出ありとせられたときには、労働長官は利害關係人を集めて改訂案についての公聴會を開き、若しくは關係者に公述の機會を與えなければならない。

3 州證明書承認規則（一九四九年改正法）

第一條 州の指定

年令證明書規則第五條の規定に基づき、次の諸州における年令、雇用若しくは労働の證明書又は許可書が、公正労働基準法の連邦年令證明書と同一の效力及び效果を持つものであると指定する。

アラバマ、アリゾナ、アーカンサス、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、デラウェア、コロンビア地區、フロリダ、デヨーヂア、ハワイ、イリノイス、アイオワ、カンサス、ケンタツキイ、ルイジアナ、メイン、メリランド、マサチエウセツツ、ミシガン、ミネソタ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュウ・ハムプシヤ、ニュウ・ジャージー、ニュウ・メキシコ、ニュウヨーク、ノース・カロライナ、ノースダコタ、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、ペン

シルヴァニア、ブエルト・リコ、ロード島、サウス・ダコタ、テネシイ、ユタ、ヴァーモント、ヴァーヂニア、ウエスト・ヴァーヂニア、ウイスコンシン、ワイオミング、

第二條 アラスカ領域の指定

アラスカ領域においては次の文書が、年令證明書規則に基づく連邦年令證明書と同一の效力及び效果を持つものであると指定する。

A 出生證明書若しくはその謄本、又は人口統計官吏若しくは出生登記官吏によつて發行せられた出生年月日及び場所を示す公文書

B 洗禮記録若しくはその謄本

C アラスカ土着民サーヴィスの國勢調査記録で、年少者の姓名、出生年月日及びその場所についてサーヴィスを代表する官吏の署名ある記述。（本項一九四九年追加）

4 危険業務決定手續規則

第一條 調査及び會議

労働長官が、ある業務又はある業務の集團を、十六才以上十八才未満の年少者の雇用にとつて特に危険であり若しくはその健康福祉にとつて有害であると認定するに當つては、かかる業務又はある業務の集團の危険性若しくは有害性について、賃金労働時間局の年少労働部が入手した情報について豫

め研究を行わなければならない。當該産業における代表的使用者と労働者、産業の衛生と安全の専門家、その他審議中の業務の性質と特性に關し、討議できる人達を集めて會議を開く。かかる業務の性質と特性に關し證據を入手するために公聽會を開くことが必要であると思われたときには、年少労働部では相當な期間において公聽會の時所を定めてこれを開くことができる。公聽會の記録は謄本を作製し、これを年少労働部に備え付けておかなければならない。審議中の業務又は業務集團の危険性若しくは有害性に關する事實と結論の報告書は、右のような情報と證據に基づいて準備されなければならない。

第二條 認定及び命令案についての公聽會

特別の業務又は業務集團に關する事實と結論の報告書に基づいて、認定と命令は準備されなければならない。認定と命令の案が最後のとなる前に、その認定と命令の案に關し利害關係ある者が書翰及び文書を提出できるように連邦官報で告知して公聽會を開かなければならない。認定と命令の案の寫しは公衆が利用し得るようにな少労働部に備え付けておかなければならない。會議記録の謄本と文書をもつて提出せられたすべての情報とは、一括して労働長官の審議に備えて綴じ込んでおかなければならない。

第三條 再公聽會

かかる公聽會を開いた後、認定と命令の案に重大な變更を必要とすると労働長官が判斷したときには、修正案について再公聽會を開かなければならない。その手續は前條の規定による。

第四條 認定及び命令

労働長官は審議中の業務又は業務集團に關する事實と結論の報告書及び認定命令案に關し、受領した證據と書翰をも含めて當該事案に關する總ての情報と證據に基づいて認定と命令を發しなければならぬ。かかる認定と命令は、法律に従つて連邦官報において出版し、及び労働長官が利害關係ある者に周知せしめるに適當なその他の手段を採るものとする。かかる命令は、連邦官報において出版された後三十日を經過し、又はその中に規定せられた日付に效力を發生するものとし、その命令は年少労働部において公衆に周知できるようにしておかなければならない。

第五條 規則の改訂

何人でも本規則のどれかの條項の改訂を希望する者は、改訂を希望する理由と改訂案を添えて労働長官に請願することができる。若しその請願が審議の結果理由ありとせられたときには、労働長官は利害關係ある者を集めて改訂案についての公聽會を開き、若しくは利害關係ある者に公述の機會を與えなければならない。

5 十六才以上十八才未満の年少者の使用に對し特に危険なる業務又は彼等の健康若しくは福祉に有害なる業務についての規則

危険業務命令第一號 十六才以上十八才未満の年少者の使用に對し特に危険であるか又は彼等の健康若しくは福祉に有害なる、爆發物又は爆發物を包含する物品を製造する事業所の業務

第一條 爆發物又は爆發物を包含する物品を製造する事業所の業務

A 事實の認定及び宣言

爆發物又は爆發物を包含する物品を製造する事業所の次の業務は、十六才以上十八才未満の年少者の使用に對して特に危険である。

(1) 爆發物又は爆發物を内容とする物品の製造工場のすべての業務。但し口徑五ミリ以下の小銃の彈藥、銃彈、獵銃彈、若しくは小銃彈の雷管の製造の業務は除かれる。

(2) 口徑五ミリ以下の小銃の彈藥、銃彈、獵銃彈、小銃彈の雷管の製造工場の次の業務

(イ) 爆發物を内容とする物品の製造、混合、運搬、取扱などの業務、または爆發物を内容とする物品製造、若しくは混合が行われ、爆發の危険のある區域に勤務する業務

(ロ) 雷管の製造、運搬若しくは取扱などのすべての業務、又は雷管の製造が行われる建物内に勤務するその他すべての業務

(ハ) 藥莢の裝藥に關するすべての業務、及び藥莢の彈裝を行う同一作業場内に勤務するその他すべての業務

(ニ) 藥莢の彈裝をする場所、及び彈裝機械操作のすべての業務

(ホ) 雷管の裝入、検査、包裝及び積重のすべての業務

B 定義

本條にいう

(1) 「爆發物又は爆發物を内容とする物品の製造工場」とは、爆發物又は爆發物を内容とする物品の製造、及びそれらのものの製造過程に使用されるすべての建物のある場所をいう。

(2) 「爆發物」及び「爆發物を内容とする物品」とは、彈藥、黑色火藥、雷管、花火、高性能爆藥、無煙火藥、その他「爆發物等軌道輸送取締規則」(一九二一年三月四日改

正、文書三六六六號により公布)の中に州際商業委員會によつて「爆發物」として分類定義されたすべての物品を意味し包含する。

C 高度の基準

本條の規定は、連邦法、州法若しくは市條例をもつて本條の規定よりも高度の基準を定めたときに、それに従わなくてもよいとするものではない。

自動車の業務 命令第二號

A 適用の範圍

自動車の運轉手および助手の業務

B 定義

「自動車」とは、乗用自動車、トラック、トラクター、トラロー、セミトラロー、オートバイ、あるいは、機械力によつて驅動又は牽引される上述と同様な車及び輸送機關として設計されたものを意味する。

ただし、軌道上を走行する車を除く。

「運轉手」とは、自分の職業として車を常時運轉する者を意味する。

「助手」とは、乗車して物品の輸送または配達に関する業務

に従事する運轉手以外の者を意味する。

採炭の業務 命令第三號

A 適用の範圍

採炭または炭鑛のすべての業務

ただし、篩別機または破碎機の選鑛臺あるいは滑降選鑛臺上で、スレート及びその他の殘滓を選別する業務、および炭鑛の地上事務所あるいは修理保全工場のみに勤務するすべての業務は除かれる。

A 定義

「石炭」とは、亜炭、瀝青炭、無煙炭などすべての炭質のものをいう。

「炭鑛のすべての業務」とは、地下坑内および露店坑内のすべての業務、および炭鑛の地上部分の選炭、篩別、洗炭その他石炭を取扱う坑外の業務をいう。

伐木および製材の業務 命令第四號

A 適用の範圍

伐木に關するすべての業務、及びあらゆる種類の製材機、木摺機、屋根板機の操作のすべての業務。

ただし次のものは除かれる

(a) 事務所及び修理工場あるいは保全工場の業務

(b) 居住区域の業務及びその管轄の業務

(c) 木材の巡視調査の業務、あるいは道路及び軌道建設の業務を除いた技術面の業務

(d) 次のような森林保護の業務

火事跡あるいは道路の清掃測量、伐屑の焼却、防火その保全、電話線の架設保全、火災の見張

(e) 伐木に使役する動物の世話

B 定 義

「伐木に關するすべての業務」とは、木材を切り倒し、切斷して丸太にし、また木材を柱、材杭、材板、材に變化するなどに類する業務、及び集積、運搬製材するための積下し、道路、線路、木道あるいは宿舎の建設及び改修、材木用の機械や裝置の移動据付、及びその他の材木に關する業務を意味する。

ただし次のものは除かれる。

即ちバルブ材、あるいはバルブ材と同寸法のその他の木材化學材、木綿材、コードウッドなどの伐木がこの規則の適用される伐木と同時に、また同一場所でない場合を除いて、それらの業務。

また植林、立樹の手入れ、突發的の火災の消火もまた除外せら

れる。

「製材機、木摺機、屋根板機、製磚機操作のすべての業務」とは、丸太を組材に變える場合の、一さいの此種機械操作業務を意味する。

即ち丸太、枕材あるいは屑材を木摺、屋根板、磚板やその他の製品に變える業務。

あるいは木材、木摺、屋根板、磚材その他この種の加工品の貯藏乾燥、出荷の業務。

ただし鉋材その他の二次的の加工部門の業務は除かれる。

動力木工機械の操作の業務 命令第五號

A 適用の範圍

動力木工機械操作に含まれる次の業務

1 動力木工機械操作の業務には、機械の操作を監督し、管理しあるいはこの機械に材料を供給し、またはこの機械に材料を供給する操作者の補助業務が含まれる。

ただし、自動送給機チェーン、ホツパー、スライドに材料をおきまたは入れる業務は除外される。

2 動力木工機械の組立、整備、修理、注油、手入の業務
3 丸鋸、ベニヤ板削機切斷部からの前取の業務

B 技能者養成特例

この規則は、特に危険有害と認定されたものでも、模型製作工、家具工、飛行機模型製作工、造船木工、木型工、の技能養成者の業務には適用されない。

ただし、その業務が技能養成に關係したものであり、永續的でなく、一時的であり、養成に必要な一部として教育者の指導、監督の下におかれ、なお技能者養成所、連邦労働者、技能者養成課、合衆國技能者養成委員會、あるいは州技能者養成會議その他合衆國技能養成委員會が認定した機關から認可をうけた技能者養成契約書に従つて行われるものでなければならぬ。

C 定 義

「動力木工機械の操作」とは、木材またはベニヤ板を切削り、切削ぎ、成形し、平滑にし、釘を打ち、止金をし、捺印したりするために用いられ、あるいはその用途のために設計された、動力によつて動かされる固定あるいは可搬の機械器具を意味する。

「前取り」とは、鋸臺あるいは作動個所から直接に材料あるいは切屑を運び出すなどの作業を意味する。

ただしこの規則の趣旨からして、次のような作業は前取りとは解釋されない。

(a) 丸鋸あるいはベニヤ板機の切斷部から材料や屑を取り

出す作業のうち、材料や屑が鋸臺あるいは作動個所から滑臺、ベルト、ローラーなどの機械裝置によつて運び出される場合の作業。

(b) 鋸臺あるいは作動個所から直接材料あるいは屑を運び出すことを除いた次の業務。

即ち、材料を一つの機械から他の機械、あるいはある場所から他の場所へ運搬、移動、輸送すること。

あるいは材料を積み重ね、他の者が材料を機械に送給する準備をすること、または材料を仕分け、結び、束ねなどすること。

放射性物質にさらされる業務 命令第六號

A 適用の範圍

次のような作業場のあらゆる業務

(a) 自然發光化合物の製造に際して、ラヂウムを貯藏しあるいは使用する作業場

(b) 自然發光化合物を製造し、處理し、包藏する作業場

(c) 自然發光化合物を貯藏し、使用し、仕上げる作業場

(d) 自然發光マントルを塩化トリウムを含有する固體または液體から製造し、處理し、包裝する作業場

(e) (1950. 1. 25追加) その他放射能ある物質で、その取

扱に警戒を要するものの製造、貯蔵若しくは使用。

B 定 義

「自然發光化合物」とは、燐光性の物質、ラヂウム、中性トリウム、その他放射性物質の化合物を意味する。

「作業場」とは、床から天井までとどいてゐる固形材料の壁によつて完全に仕切られてゐる區域をいう。

動作捲揚の操作の業務 命令第七號

A 適用の範圍

動作捲揚機の操作に關する次の業務

1 エレベーター、クレーン、デリック、ホイスト、ハイリフト、トラツクの操作の仕事。

ただし次のものは除かれる。即ち運轉手の不必要な自動車乗客用エレベーター、あるいは積載量一トンを超えない電氣または壓縮空氣捲揚機を操作する業務。

2 貨物用昇降機に乗る業務、（ただし、日課の業務時間の始終業時に、いつも一定の運轉手の運轉する貨物用昇降機によつて、作業場に運ばれる場合は、この條文の趣旨からして、これには含まれない。）

3 クレーン、デリック、あるいはホイストの操作の助手、

クレーンの玉掛け、クレーンの紐かけの業務。
その他これに類する業務。

B 定 義

「エレベーター」とはガイドの中を直に動く箱または平臺をもち、動力で昇降する機構のもののすべてを意味する。また乗客及び貨物用（可搬エレベーター、または揚索機を含む）をともに含む。

ただし、料理運搬用のものは除かれる。

「クレーン」とは、動力によつて荷物の揚げ降しを行い、また水平にも動く機械であり、捲上機械がその中に一部分として裝置されてゐるものである。

これには次のようなすべての型のクレーンが含まれる。

キヤンティレバー、ガントリークロウラー、ガントリー、ハンマーヘッド、インゴット、ブーリング、ジブ、ロコモチヴモーター、トラツク、オーバーヘッド、トラベリング、ビラージブ、ピントル、ポータル、セミガントリー、セミポータル、ストレージ、ブリツヂ、タワー、ウォーキング、ジブ、ウォールクレーン

「デリック」とは、マストまたはこれに類するものの先に、張索または吊紐で支持されていて、捲揚機械もしくはロープによつて操作される腕木のある、もしくは腕木のない、動力によ

つて動かされる装置を意味する。

これには次のようなすべての型のデリックが含まれる。

A—フレーム、ブレスト、シカゴ・ブーム、ギン、ポール、ガイ、スチイツフ・レッグ・デリック。

「ホイスト」とは、ガイド中を走行する箱または臺によらない拘り揚げ方法により、動力によつて荷物を揚げ降しする装置を意味する。

これには次のようなすべての型のホイストが含まれる。

ベース・マウンテッド・エレクトリック、クレーヴィズ・サスペンション、フック・サスペンション、モノレール、オーバーヘッド・エレクトリック、シンブル・ドラム、トロリー・サスペンション。

「ハイリフト・トラック」とは側面運搬に使用される動力駆動の工業型トラックであつて、普通のフォーク型または臺型の動力起重装置をもつており、荷物をパレットまたはスキッドにのせて、一方から他方へと動かして、段々と積み重ねて行くものを意味する。

これには次のように呼ばれているものが含まれる。

フォーク・リフト、フォーク・トラック、フォーク・リフトトラック、テイアリング・トラック、スタッキング・トラック、ただし次のものは含まれない。即ち、ロウ・リフト・トラック、ロウリフトブラットフォーム・トラックのように起重の用

途をもたず専ら運搬の目的に設計されたもの。

危険業務命令第八號 十六才以上十八才未満の年少者の使用に對し特に危険であるか又は彼等の健康若しくは福祉に有害なる、動力金屬形成機、穿孔機及びシアリング機に包含される業務

(一九五〇・一・二五、追加)

第八條 動力金屬形成機、穿孔機及びシアリング機に關する業務

A 事實の認定及び宣言

次に掲げる動力金屬形成機、穿孔機、及びシアリング機の操作者若しくは助手の業務は、十六才以上十八才未満の年少者の使用に對して特に危険であるか又は彼等の健康若しくは福祉に有害なる業務であり、従つてかかる業務における雇用は改正労働基準法第十二條に基づいて禁止される。

(1) すべての壓延機、例えば玉縁碗形、眞直矯正機、波狀形機、凸緣機、屈曲壓延機等、及び加熱若しくは冷却壓延機

(2) すべての壓搾機若しくは穿孔機、例えば穿孔壓搾機、(但し完全な自動送給排出装置を備え、操作者の手や指が壓搾臺には入ることを防止する固定安全装置のあるものは

除く。動力壓搾機、及び平板穿孔機等。

(3) すべての屈曲機、例えば前垂れブレイキ及びプレス・ブレイキ等。

(4) すべての槌打機、例えば落下槌及び動力槌。

(5) すべてのシアリング機、例えばギロチン若しくは方形シアリング、鋸形シアー、及びロータリー・シアー等。

B 定 義

この條にいう

(1) 「操作者」とは、形成機、穿孔機若しくはシアリング機を据付、始動、停止する等の機能を遂行することによつて操作し、又は工作物を機械に當て、仕上工作物を機械から取り外し、その他操作に關連して行ふ機能を遂行する者をいう。

(2) 「助手」とは、形成機、穿孔機、シアリング機の操作において、工作物を機械に當て若しくは取り外すことを援助する者をいう。

(3) 「形成機、穿孔機、シアリング機」とは、機械の道具以外で動力による金屬工作機械であつて、撞槌、壓針その他の可動部分に裝置せられた壓穿器、壓延機、若しくはナイフなどを道具として、金屬の形を變え若しくは切斷する機械をいう。この條に掲げられた形成機、穿孔機、及びシ

アリング機の型式は、普通の呼稱による。

C 除 外 例

この命令は、この條で危險業務と宣言せられた業務における徒弟の雇用には適用しない。但し

(1) その徒弟が、徒弟を使用し得る職業に雇用せられてゐること

(2) この條で危險業務と宣言せられた業務における徒弟の作業が徒弟訓練に附帶するものであり、時間は斷續的且つ短期間であること、及び徒弟訓練の必要部分として職人の直接且つ密接な監督下にあること

(3) その徒弟が連邦勞働省徒弟局によつて徒弟局の定めた基準に合致して雇用せられた者なることが徒弟局によつて登録せられているか、若しくは連邦徒弟局によつて認められた州徒弟監督局の基準に合致して雇用せられた者なることが州監督局によつて登録せられているか、又は勞働長官によつて定められた連邦若しくは州の基準に實質的に一致した條件の下に文書による徒弟協定を結んで雇用せられてゐること

を必要とする。

前段の徒弟に對する除外例の外に勞働長官は、年少者の組織的訓練に對し文書をもつてする協定に基づく雇用を特に許可す

ることができ、この場合には徒弟を使用し得る職業において、労働長官が連邦徒弟基準に實質的に一致した條件の下で、更に、この條でいう危険業務におけるその年少者の作業がその訓練に附帶するものであり、時間は斷續的且つ短期間であること及び職人の直接且つ密接な監督下にある條件の下で、最低四千時間の雇用を規定していなければならない。

D 高度の基準

この條の規定は連邦法、州法若しくは市條例をもつて本條の規定よりも高度の基準を定めたときに、それに従わなくてもよいとするものではない。

6 十四才以上十六才未満年少者の使用規則

兒童労働規則第三號、一九五〇年一月施行

定義

次の業務における十四才以上十六才未満の年少者の雇用は、本規則の期間及び條件に適合する限りは、彼等の學習に抵觸しないものとし、又彼等の健康及び福祉にとつても苛酷な年少者労働とはみなされないものとする。

第一條 本規則の効果

本規則に規定する總ての業務において、十四才以上十六才未満の年少被用者の使用者による雇用（災害若しくは労働許可を含む）は、本規則に規定する期間及び條件に適合する限

り、公正労働基準法にいう苛酷なる年少者労働とはみなされないものとする。

第二條 業務

本規則は次に掲げるもの以外のすべての業務に適用せられる。

A 製造業、鑛山業、加工業、その他物品の製造、鑛業、加工の行われる作業室若しくは作業場所において、何等かの作業を必要とする業務

B 捲揚機の操作若しくは運轉の業務、又は事務室用器械以外の動力機械の操作運轉業務

C 自動車の運轉若しくは助手の業務

D 公共便送業務

E 労働長官が、公正労働基準法第三條及び一九四五年再編法に基ずく再編計畫第二號によつて、十六才以上十八才未満年少者の雇用にとつて特に危険であり若しくは彼等の健康福祉のために有害であると認定宣言した業務（一九四六年改正）

E 次の業務

(イ) 軌道、公路、空路、水路、導管、その他の方法による人又は財物の輸送

(ロ) 倉庫業及び保管業務

(ハ) 通信及び公共事業

(ニ) 建築、(破壊及び修理を含む)

但し(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、に關連する事務所(切符室を含む)作業を除くが、列車、自動車、航空機、船舶その他の輸送機關内における業務の遂行、若しくは建築の現場における業務の遂行は含まないものとする。

第三條 雇用の期間及び條件

本規則の適用を受ける業務の一切の雇用は、次の期間に限られなければならない。

- A 學校の學習時間外たること
- B 學業のないときは一週四十時間を超えてはならない
- C 學業のあるときは一週十八時間を超えてはならない
- D 學業のないときも一日八時間を超えてはならない
- E 學業のあるときは一日三時間を超えてはならない
- F 午前七時から午後七時以内なるべきこと。この時間は標準時刻によるが、但し夏時刻法の施行されている所では夏時刻による。(一九四九年修正)

第四條 年令證明書、效果

本規則の適用を受ける一切の年少者の雇用は、本規則第三條の期間に限られる限り、公正労働基準法にいう苛酷なる年少労働には該當しないものとする。但しこの場合には、使用者は年令證明書規則に基づいて發行せられた有效な證明書、即ち十四才以上十六才未満の年少者であることを證明する證

明書を備え付けておかねばならない。

第五條 他の法律に及ぼす效果

本規則の規定はいかなる場合も、他の連邦法、州法若しくは市條例をもつて、本規則よりも高度の基準を定めた賃金及び労働時間に關する法令を排除し、若しくは無効にするように解釋されてはならない。

(第六條缺)

第七條 規則の改訂

何人でも本規則のどれかの條項の改訂を希望する者は、改訂を希望する理由と改訂案とを添えて労働長官に請願することが出来る。若しその請願が審議の結果理由ありとせられたときには、労働長官は利害關係ある者を集めて改正案についての公聽會を開き、若しくは利害關係ある者に公述の機會を與えなければならない。

7 調査及び検査のための州監督官利用規則

第一條 定 義

本規則にいう

- A 「法律」とは、公正労働基準法及び公契約法をいう
- B 「監督官」とは、連邦労働省の賃金及び労働時間局の監督官をいう
- C 「局」とは、連邦労働省の賃金及び労働時間局をいう

D 「州」とは連邦内の各州、コロンビア地區又は連邦の領土若しくは所有地をいう

E 「州監督局」とは、労働法の執行に當る州の監督局であつて、雇用の場所において

(1) 州年少労働規則の勵行

(2) 州最高労働時間若しくは最低賃金規則の勵行

の検査に當るものをいう。

F 「様式」とは、監督官又は労働長官の定めた様式をいう

第二條 州監督局との協定

A 目的 労働長官及び監督官は、州監督局から労働長官及び監督官の職務執行に適切妥當と思われる協力計畫の提出を受けたときには、法律及び法律に基づく補償の下で、調査及び検査に當り、州監督局、地方監督署及びその職員の助力を約束する協定を、州監督局との間に締結することができる。

B 検事總長の證明書 かかる協定は州の検事總長が承認を聲明することによつて有効となり實施せられるが、若し検事總長がかかる権限を持つていないときには、局又は労働長官によつて承認せられた州の権限ある官吏が、その協定を州の法律の下で執行せられたものとして有効であると聲明することによつて有効となり實施せられる。

第三條 州監督局の権限

州監督局の第一の権限は州労働法の執行であり、その勤務に全時間と與える執行官の指揮に服する監督局は雇用の場所において、(1) 州年少労働法及び規則の勵行、(2) 州最高労働時間若しくは最低賃金法及び規則の勵行、の検査に従事する。州監督局管理部は法律に基づく調査と検査を行うものとして指定されなければならない。資格ある職員は適當な監督の下に、州及び連邦年少労働、最高労働時間及び最低賃金の法律規則に關係する職務を行へく指名されなければならない。その他法律にいうところの事業所を検査する規定も定めなければならない。

第四條 計畫の提出

州監督局は、計畫書同文四通を作製し、この中には次の事項を含まなければならない。

(1) 州監督局設置法の寫、州監督局によつて執行される法律の寫、及び局若しくは労働長官、又はその兩者と協力する権限を州に附與した特別法がある場合にはその寫

(2) 州監督局の組織を組織圖によつて説明した記述、これによつて法律及び州労働法の勵行にあたり、監督局内の責任と命令系統を表示するもの

(3) (イ) 法律に基づく調査と検査と、州の年少労働、最高労働時間及び最低賃金法及び規則に基づく調査と検査とを、如何に調整するかの様式の記述

(ロ) 法律に基づいて検査を行うべく指定せられた監督署の所在地及び法律に基づいてかかる職務を行うべく配置指名せられた職員の名の記述

(ハ) 検査官の職務執行を監督する様式の記述

(4) 局と労働長官のために法律に基づく職務に従事する管理職員の任用と確保に關する規定は、次の標準に従わなければならない。

(イ) 官職の職務と責任の分析に基づく職務の分類

(ロ) 同様の官職に對する州俸給表に適合した給與準則

但し、本規則第二條に基づく協定に従つて提供されたサーヴィスに對し州から支拂われる俸給は、州法若しくは州規則に基づくことを必要とし、かかる州法若しくは州規則のない場合には、同様なサーヴィスに對し州から通常支拂われる金額が基礎となるが、しかし同種に分類されたサーヴィスにおける連邦官職に對し支拂われる俸給を超えることはできない。旅費の辨償は州の旅費に關する州の法律及び規則による。

(ハ) 連邦の仕事に對する職員の指定は、同様の仕事に従事する連邦職員の資格と實質的に一致する場合においてのみ與えられるべく、この場合には、連邦職員教育訓練計畫を定める局長及び労働長官に提示しその承認を受けた後でなければならない。

(ニ) 成績に基づいて新職員を任命するには、

(a) 連邦のシヴィル・サービスに必要とされる要件と實質的に一致している教育訓練を規定した州の公開競争試験に基づき成績順の任用候補者名簿から採用するか、

(b) 又は同様の官職に對する競争試験によつて得られた連邦任用候補者名簿から採用されなければならない。但し、この場合、連邦任用候補者名簿は州によつて破棄されたものとして扱ふ。

(ホ) 職員の適當な訓練

(ヘ) 資格と勤務成績に基づく昇任

(ト) 職員の分限の保障及び降任若しくは免職の場合の説明書交付請求權

(チ) 職員が投票權を行使し、及び政治的問題に關し個人的意見を表現する以外の政治的活動の禁止

(リ) 法律の執行に關連して局及び労働長官のために提供せられるべきサーヴィスに對する州監督局の見積經費を詳細に示す豫算案、及び協定期間中の州法と規則の履行に必要とする見積經費の豫算案、州の見積經費に割當てられた見積豫算若しくは割當費算の記述、及び前會計年度における州法と規則の履行に必要とした州監督局の經費を示す記述

(ヌ) 豫算實施要項と職員の任命の記述に添えて、かかる要求を行わせる根據となつた州法と規則の寫

(ル) 州檢事總長の記述書、檢事總長がかかる記述をなす權限をもつていないときには、本規則に適合して局及び勞働長官と協定を結ぶ權限を持つた州官吏の記述書

第五條 附屬的要求

A 州監督局は法律勵行のための監督必携及び局又は勞働長官によつて時々定められた補則若しくは規定による手續を守らねばならない。認定を記録するには公式の形式を使用し、必要な報告を行い、協定せられた計畫と豫算に合致し、更に局及び勞働長官の指示と政策に合致して、法律の執行に關係する作業を遂行しなければならない。

B 局及び勞働長官の代表者は、州監督局に通知した上で、何時でも検査及び調査を行い、その他法律の執行に必要な情報を確保することができる。

第六條 會計検査

法律に基づく調査及び検査のための費用の計算書及び参考資料は、局及び勞働長官によつて毎年會計検査に附されねばならず、又監督局及び勞働長官が必要と認めた場合も同様とする。

第七條 公用郵便の送達

郵政省の法律及び規則の要求するところに従い、局及び勞

働長官によつて指定せられた現場官吏と州官吏との間の通信、州監督局と局又は勞働長官との間の通信では、無料返信用公用封筒を使用することができる。

第八條 強行規定

公正勞働基準法第十六條に基づく賃金回復のための民事訴訟、及び公契約法第五條に基づく總ての行政手續を除き、法律の強行に關係する總ての訴訟は、連邦政府の指示と支配によつて遂行されなければならない。公正勞働基準法第十六條に基ずき、被僱者のために賃金回復の民事訴訟を提起しようとする州監督局はかかる訴訟の提起に先立つて局及び勞働長官にその旨を通知しなければならない。

第九條 協定及び承認された計畫

協定及び承認せられた計畫は、兩當事者の同意に基ずいて修正せられることができる。

第十條 修正と廢止

本規則は勞働長官と監督官が連名で發した合同規則によつて修正又は廢止されることができる。但し、かかる修正又は廢止は豫め州監督局の同意なしに締結せられた協定の效力に何等影響を及ぼすものではない。

第三 イ ギ リ ス

1 婦人及び年少者の使用

(英國工場法第六編 一九四八年改正)

就業時間及び休日

第七十條 婦人及び年少者の就業時間に關する一般條件

本法本編の規定の留保の下に、工場において使用せられる

婦人及び年少者に對する作業時間、就業時間並びに食事及び休憩のための時間は、左の條件に従わなければならない。即ち

A 全作業時間は食事及び休憩のための時間を除き、一日九時間若しくは一週四十八時間を超えることができない。

B 就業時間は一日十一時間を超えることができず、且つ十六才未満の年少者の場合は、午前七時より早くあつてはならず、午後は六時より遅くあつてはならず、又その他の場合には午後は八時より遅くあつてはならず、なお土曜日は午後一時までとする。

C 婦人又は年少者は、食事又は休憩のため少くとも三十分間の間隔を置かなければ、四時間半を超える作業番の時間

繼續して使用することはできない。但し右の作業番たる時間中に十分より少くない間隔が與えられる場合には右の作業番たる時間は五時間に増加することができる。

D 本條の前諸規定による就業時間並びに食事及び休憩のための時間は、工場において使用せられる一切の婦人及び年少者に對し同一たるべきものとする。但し就業時間は十六才未満の年少者に對しては一層早い時刻に終了させることができる。

E 婦人又は年少者は、食事又は休憩のための時間中に使用することができない。

第七十一條 十六才未満の年少者の一週作業時間の短縮

I 本條の規定の留保の下に、本法施行後一箇年の期間満了後は、一週の作業時間（食事及び休憩のための時間を除く）を制限する本法本編の前規定は、十六才未満の年少者について、四十八時間に代えて四十四時間をもつてしたものととして效力を有する。

II ある種の工場に關し内務大臣に左の陳述があつたときには、

A 右の種類の工場において遂行せられる工業が、一般的

又は特殊の作業に關し、工業又は作業において使用せられる年少者の一週における作業時間が四十四時間を超えることを許可されなければ、作業の遂行が重大なる阻害を蒙むるが如く年少者の使用に依存しており、且つ組織せられてゐること

B 右のような作業時間の延長が年少者の健康に有害でないこと、且つ

C 年少者が使用せらるべき工業又は作業が年少者に適當してゐること、並びに年少者の使用によつて年長者の從事する作業を熟知させ、且つ年少者をその作業に訓練するのに效果があり、又年少者をその工業に長く従事せしめるようにすること

内務大臣は調査を命じ、且つその結果前記の一切の事項について満足したときには、食事及び休憩のための時間を除き、全作業時間を延長する規則を設け、年少者をして當該種類の工場又は作業において、一週間につき右規則に明示する時間（四十八時間を超えない）作業せしめることができる。

本法第二附表第五項は、規定せられるような變更を加えて本條による調査にこれを適用する。

Ⅱ 本法實施後一箇年の期間満了後は、前項による調査を命ぜられてもこれを行わないか、又は調査後内務大臣の決定

が與えられないときには、本條は右調査に關係ある或る種の工場又は作業に關しては、内務大臣の命令によつて指示される期日迄效力を持つことがなく、且つその期日は調査の結果として規則が設けられる場合にはその規則の實施日たるものとする。

Ⅳ 内務大臣は、十六才未満の年少者が一週間に作業することを許される時間數が四十八時間以下であるところのある種の工場に關して、規則をもつて本法本編の變更をなし、且つ年少者の就業時間並びに食事及び休憩のための時間に關し、これら年少者の作業時間の調整を規律するため必要又は便宜と認める規定を設けることができる。

第七十二條 就業時間の揭示

Ⅰ 工場主は本法本編の前規定によつて定められた制限内において左の事項を定め、これを規定の様式の告示に明示して、工場前に掲示しなければならない。

A 工場に使用せられる婦人及び年少者の一週間中の各日の就業時間

B 婦人及び年少者に食事及び休憩のために與えられる時間

且つ超過時間に關する本法本編の規定及び本法本編によつて認められた特別の例外の留保の下に、婦人又は年少者は告示によるほかはこれを使用することができない。

Ⅰ 就業時間並びに食事及び休憩のための時間であつて差別あるものは一週の日毎に定めておくことができる。

Ⅱ 工場主は地方監督官に届出で、且つ工場内に掲示した後でなければ前記の時間を變更することができない。そうしてその變更は特別の理由により監督官の認可書を得た場合のほかは、三箇月に一回以上これをなすことができない。

Ⅲ 監督官が文書による通告をもつて公の時計又は公衆に見えるその他の時計を指定したときには、その工場における就業時間並びに食及び休憩のための時間はその時計に依るべきものとする。

第七十三條 婦人及び十六才以上の年少者の時間外作業

Ⅰ 作業時間及び就業時間に關する本法本編の規定に拘わらず、工場における業務繁忙のときは、婦人及び十六才以上の年少者をして時間外作業をなさしめることができる。

但し工場の時間外作業は、一暦年につき一百時間、又は一週につき六時間を超えることができない、そうしてその工場において一暦年につき二十五週を超えてこれを行うことができない。

Ⅱ 婦人又は年少者の時間外作業は左の條件に従わなければならない。

A 婦人又は年少者の全作業時間は食事及び休憩のための時間を除き、一日十時間を超えることができない。

B 婦人又は年少者の就業時間は一日につき十二時間を超えることができない。そうして就業時間の開始及び終了に關する本法本編に明示せられた時刻外に延長することができない。但し婦人については土曜日以外の他の週日には午後九時まで延長することができる。

Ⅲ 工場主がある日に時間外作業をなさしめるべき婦人又は年少者に對し、本法本編に基づき告示により、その日につき定めた食事又は休憩のための時間のほかに更に食事又は休憩のための時間を與える場合には、右の日に時間外作業をなさしめない婦人又は年少者を、右の食事又は休憩のための時間中に使用することができる。

但し前記の場合を除き、繼續的作業及び食事又は休憩のための時間に關する本法本編の規定は、他の作業に適用すると同時に時間外作業にこれを適用するものとする。

Ⅳ 内務大臣が本條の前記諸規定に従い年少者ある作業において時間外に使用することが年少者又はその中のある者の健康に有害な影響があると認めるときには、規則をもつてこれら年少者若しくはその中のある者を時間外に使用することを禁止するか、又はその適當と認めような時間外使用の長さ又はその他に關し、更に制限することができる。

V ある種の工場に關し、その行う工業に影響する特殊の事

情及び状態を考慮した上で、その工業に重大な損害を與えることなしに本條により認められた時間外使用を短縮できる旨の陳情があつた場合には、内務大臣は関係ありと認める工業主又は被傭者の團體及び經營者團體連合、商工會議所又は同種の團體に諮問の上、直ちに調査を命じ、且つ調査の結果當該工業に重大な損害を加えることなしに時間外使用を短縮し得ると認めるときには、規則をもつて本條の規定を變更し、當該工場で使用せられる婦人及び年少者の時間外作業の長さを短縮することができる。

Ⅵ 内務大臣がある種の工場の業務が季節的若しくは特殊の繁忙状態にあると認めるときには、規則をもつて右の種類 of 工場に對し

A そのような繁忙期間中、婦人につき又は特定の業務に使用せられる婦人につき、本條によつて認められた一日の作業時間及び就業時間を延長することができる、但しその延長は規則に明示せられる如く一年に八週間を超えない週數においてのみこれを行ふべきものとする。

B 本條により工場に認められた一暦年の時間外作業時間を通計百五十時間まで延長することができる。但し年少者は當該工場に認められた百時間を超えて時間外作業に使用することができないものとする。

Ⅶ 内務大臣は時間外作業を行い得るある週又は暦年度の週

數において、本條により認められる時間外作業時間の通計數を左記により延長することができる。

A 内務大臣がある種の工場に關し業務が緊急を要するため時間外作業の延長が必要だと認めるときには規則により。

B 内務大臣がある工場に關し、時間外作業の延長が不意の註文による豫見できなかった業務繁忙のため、又は機械若しくは設備の破損又はその他豫知せられなかつた緊急の事情のため延長の必要があると認めるときには命令により。

Ⅶ 本條の適用にあたり、工場の相異なる部分における者の就業又は相異なる作業における相異なる組の者の就業は、内務大臣が規則をもつて規定する條件の留保の下に時間外作業の時間の計算上又は時間外作業が行われる週數の計算上、相異なる工場における就業としてこれを扱ふべきものとする。

Ⅷ 内務大臣がある種の工場に行われる業務の性質上、工場時間に關して作業を制限する本條の規定を適用することが不合理又は不適當なるべき程度において相異なる場合における相異なる者の時間外作業を包含すると認めるときは、規則をもつて當該種類の工場をして右の規定に従う代りに、個人に關し規則に明示するような規定に従わしめることができる。

き得べく、且つかかる規定は左記の條件を確保しなければならない。

A 一曆年につきいかなる婦人も七十五時間を超えて、又いかなる年少者も五十時間を超えて時間外に使用することができない。

B いかなる婦人も年少者も、規則に別段の規定がある場合を除き、一週に六時間を超え、又は一曆年に二十五週を超えて時間外に使用することができない。

X 本法本編の適用にあたり

A 「時間外作業」とは、婦人又は年少者に關しては、婦人又は年少者が本法本編に基づき告示により、右婦人又は年少者に對し、その日につき定めた就業時間以外に作業する時間をいう。

B 時間外作業時間の計算にあつては、三十分より少い端數の時間は三十分として取扱ひ、三十分より多い端數の時間は一時間として取扱ひものとする。

C ある工場、工場の一部又はある組の者につき、時間外作業の通計時間又は時間作業を行い得る週數を計算するに當つては、婦人又は年少者がその工場、工場の一部又はその組において時間外作業をなす一切の時間を考慮に入れなければならない。

第七十四條 時間外作業に關する補充規定

I 婦人又は年少者がある日において時間外作業に使用するに先だち、工場主は書面をもつて前條第三號により認められた食事又は休憩のための時間の詳細を含み規定のような時間外作業の詳細を地方監督官に送付し、且つこれを規定の帳簿に記入しなければならない。

II 婦人又は年少者を時間外作業に使用する工場主は、規定の期間中規定の細目を記載した告示を工場内に掲示しなければならない。

第七十五條 同じ日に工場内の業務と工場外の業務とに使用することの制限

I 婦人又は年少者は、食事若しくは休憩時間中、又は本法本編に基づき告示により定められた作業時間中に含まれない時間中、右婦人又は年少者が工場内で使用せられる日において、工場の外において工場外で工場の業務又は工場主の行うその他の業務に使用することができない。

但し婦人又は十六才以上の年少者を作業時間外に店舗において使用することはできるが、その使用は本法本編（時間外使用に關する規定を含む）の適用にあつては、工場における使用として取扱ひべきものとする。

II 本條の適用にあつては、婦人又は年少者であつて工場外において仕事と與えられ又は仕事をなす者は、仕事と與えられ又は仕事をなした日において、工場外に使用するも

のと看做されるものとする。

等七十六條 食事又は休憩の爲の時間中における室の使用禁止
 本法本編により認められる特殊除外例ある場合を除くのは
 か、婦人又は年少者を食事若しくは休憩のための時間中、現
 に作業の行われている室内に居残らせることはできない。

第七十七條 日曜日の使用禁止

本法本編により認められる特殊除外例ある場合を除くのは
 か、婦人若しくは年少者を工場において日曜日に使用し、又
 は週のその他の日において工場に使用せられる婦人若しくは
 年少者を、工場の業務のため若しくは工場主の行うその他の
 業務のため、日曜日に使用することはできない。

第七十八條 年次休暇

I 本法本編に除外例ある場合を除くのほか、工場主はその
 使用する婦人及び年少者に毎日左記の全休日と興えなけれ
 ばならない。

イングランドにおいては

ヤソ降誕祭、ヤソ受難祭一週間中の金曜日、及び各銀行
 休業日、但し工場主は當日に代る全休日として告示に明
 示した他の週日をもつてすべきことを、當日前三週間以
 上に亘り掲示した場合はこの限りではない。

スコットランドにおいては

以下に規定したところに従い、工場主において定め、且

つ全休日以前三週間以上に亘り工場内に掲示することに
 より告示すべき六週日

但し都市においては、前記週日中の二日は三月以下の
 間隔をおくことを得ないものとし、市廳においてこれを
 定めるべきものとする。

II 前記全休日の少くとも半分は、毎年三月十五日と十月一
 日との間にこれを興えなければならない。

III 全休日として工場主が變更し又は定める日の告示に關
 し、本條の規定に従うことに怠慢があつたときは、その日
 に興えられる全休日に本條に従つて興えられた全休日とは
 看做されないものとする。

IV 本法本編に除外例ある場合を除き、婦人及び年少者は當
 該工場につき、本條により又は本條に従つて定められた全
 休日において工場に使用することかできない。又工場に使
 用せられる婦人及び年少者はかかる全休日とその工場の業
 務又は工場主の行うその他の業務に使用せられてはならな
 い。

第七十九條 管理の地位を有する婦人に關する除外例

本法本編の前記諸規定は、責任ある管理の地位にあり、平
 常筋肉労働に従事しない婦人にはこれを適用しない。

第八十條 緊急の場合において第六編の規定を停止する權限
 内務大臣は、災害、機械若しくは設備の破損又はその他の

豫見できない緊急の場合においては、命令をもつてある工場につき、命令に明示した期間中、作業及び休日に關する本法本編中の規定中のあるものを停止することができる。但し工場の通常の操業に對する重大なる障害を避けるため必要な場合に限り、且つ工場において婦人及び年少者の使用を制限する國際條約を實施する法令と矛盾しない場合に限るものとす

特別除外例

第八十一條 交替制で使用せられる男子年少者に關する例外

I 年令十六才に達した男子年少者は、本條の適用を受ける工業及び時間において就業時間の開始及び終了のための本法本編に明示した時刻外に、交替制に基づいてこれを使用することが出来る。但し作業の性質上晝間繼續して行うことを要する作業については、以下に明示する條件並びに内務大臣が男子年少者の福利及び利益を保護するため、規則をもつて定めるその他の條件に従わなければならない。

前記のような交替制の就業時間は、日曜日朝には六時より遅くなく終り、又日曜日の晩には午後十時より早くなく開始することができ、且つ年少者を四交替制で使用し、各交替番が八時間を超えない場合においては、年少者をかか

る交替番において日曜日には朝六時と晚十時との間に使用

することが出来る。

II 前項に掲げた條件とは左の如くである。

A かかる年少者の交替番數は一週につき六回を超えてはならない。

B かかる年少者の連續した交替番の間の間隔は十四時間より少くしてはならない。

C かかる年少者は連續した二週において、夜中十二時と朝六時との間にこれを使用することができない。

但し四交替制で使用せられる年少者及び硝子製造に使用せられる年少者に關しては、本項の條件は内務大臣が規則をもつて命ずる變更に従うべきものとする。

II 本條の前記諸規定に従い使用せられる年少者の全作業時間は、一週四十八時間を超えることが出来る。但し一週につき五十六時間又は連續した三週間につき百四十四時間を超えることはできない。

IV 本條の前記諸規定に従い使用せられる年少者は、内務大臣の設ける規則により規定せられるような期間（七日より少くない）の満了後、繼續して前記のように使用することができない。但し内務大臣は右の規則に従い、検査醫による検査を受け、かかる使用に適當しているとの證明を得た場合はこの限りではない。且つ右の規則はこのように使用せられる年少者の六箇月を超えない期間における再検査に

ついで規定しなければならない。

V 年令十六才に達した男子年少者は、本條の適用を受ける工業及び作業において交替制で朝六時と晩十時との間に週日に使用することができる。(但し本條第Ⅱに明示した條件並びに内務大臣が年少者の福利及び利益を保護するため規則をもつて命ずるようなその他の條件に従うものとする)。且つこれら年少者の全作業時間は一週四十八時間を超えることができるが、しかし本條第Ⅱに明示した制限を超へることはできない。

VI 婦人及び年少者の時間外時間に關する本法本編の規定は、本條の前諸規定に従い使用せられる年少者にこれを適用しない。

IV 本條の適用を受ける工業及び作業とは左の通りである。

鐵鑛石の熔解

鍛鐵、鋼若しくはブリキの製造

材料及び燃料の浪費を避けるため必然的に晝夜操業の行われる反射爐又は再生用熔解爐の鑛石熔解、金屬壓延、鍛造又は金屬の管若しくは棒の製造に關連し、又は内務大臣の設ける規則に明示するような種類の作業に關連して使用する作業

板金又はワイヤーの鍍金(浸酸作業を除く)紙製造

硝子製造

第八十二條 一週五日操業の工場に對する除外

I 一週につき五日を超えずに婦人及び年少者を使用する制度をとる工場においては、一日の全作業時間は十時間まで、且つ一日の就業時間は十二時間まで延長することができる、又婦人及び十六才に達した年少者については一日の全作業時間は時間外作業により更に十時間半まで延長することができる。

II 工場主は本除外例を利用すると否とに拘らず婦人及び十六才に達した年少者を一週の第六日目に使用することができるが、但し左の條件に従わなければならない。

A その日の全作業時間は四時間半を超えないこと。

B 婦人又は年少者をその週間における他の日に時間外に使用してはならないこと。

且つ前記のような第六日目の使用は、本法本編の前諸規定の適用上時間外作業と看做されるべきであつて、且つ本除外はかかる時間外作業のみの理由により工場に適用しないようなことがあつてはならない。

第八十三條 就業時間の開始時刻に關する除外例

内務大臣がある工場又はある種の工場において行われる業務の緊急なため、又はその工場に使用せられる者の便宜のため必要と認めたときは

A ある種の工場につき規則をもつて又はある工場につき命

令をもつて

婦人及び年少者の就業時間を、全工場若しくはその一部又はその工場に使用せられる一組の者に關し、且つ一箇年を通じ、又は一年のある時期に對し、朝七時より早い時刻に開始することを許容することができる。但し朝六時より早くあつてはならない。

第八十四條 食事及び休憩のための同一時刻に關する除外

I 内務大臣が規則をもつて定めるような條件の留保の下に工場に使用する全婦人及び年少者には、同時刻に食事又は休憩時間と與えるべきことを規定した本法本篇の規定は、左記の者にはこれを適用しないものとする。

A 作業の性質上繼續的に行うことを要するものに使用せられる者

B 相異なる作業に使用せられる相異なる組の者又は工場主が地方監督官の承認を得て設置し維持する食堂において食事するため、必然的に分割せられる相異なる組の者、又は右監督官が承認するような相異なる組の者

I 内務大臣は、ある種の工場又はその一部を特殊事情のため前記の規定から除外することが必要であると認めたときには、規則をもつて右の工場又はその一部を前記規定から除外することができる。

第八十五條 食事又は作業のための時間中の使用に關する除外

食事又は休憩のための時間中における使用の禁止、並びにかかる時間中におけるある室の使用の禁止に關する本法本篇の規定は、鍛鐵、鋼若しくはブリキ又は紙製造、又は硝子製造に使用せられる男子年少者にこれを適用しない。

第八十六條 食事又は休憩のための時間中における室の使用に關する除外

I 内務大臣が規則をもつて定めるような條件の留保の下に、食事又は作業のための時間中における室の使用禁止に關する本法本篇の規定は、左記には適用しないものとする。

A 勞務者が、作業の性質上繼續的に行うことを要するものに使用せられる場合

B 相異なる組の者か食事又は休憩のための時間を異にする場合

C 連續的作業の交替時間中に認められる時間に關し。

I 内務大臣はある種の工場又はその一部を、特殊事情のため前記の規定から除外することを必要と認めたときは、規則をもつて右の工場又はその一部を前記規定から除外することができる。

第八十七條 成年者と共に使用せられる男子年少者の繼續的使用に關する除外

少くとも三十分の間隔を置かなければ四時時半を超えて年

少者を繼續使用することを禁止する本法本編の規定は、年令十六才に達した男子年少者を成年者とともに使用し、且つその繼續的使用が成年者の業務を行うに必要な場合には、朝に始まる交替番に關し、年少者を繼續的に使用することができ、交替番の四時間半が、五時間に代つたものとして效力を有する。

第八十八條 修繕作業に使用する男子年少者に關する除外

I 内務大臣が規則をもつて定めるような條件の留保の下に婦人及び年少者の就業時間、作業時間を定める告示、婦人及び年少者の時間外使用、食事又は休憩のための時間中における室の使用禁止、日曜日の使用禁止、並びに年次休日に関する本法本編の規定は、工場の場合係員として、又は請負人により工場の一部又は機械若しくは設備の修繕に使用せられる男子年少者にはこれを適用しない。

II 本除外を利用しようとする工場主は、告示をなし、又はこれを揭示する必要があるものとする。

第八十九條 土曜日に關する除外

I 内務大臣がある種の工場において行われる業務上の慣習又は緊急性により、半日としての土曜日に代へるにその週の他の日をもつてする必要を認めたときには、規則をもつて右の種類の工場の工場主に對し、他の日をもつて土曜日に代へることを許容する特別除外をその種の工場に認める

ことができる。且つその場合においては本法本編は取代えた通常の日を土曜日と看做し、土曜日を通常日と看做すものとしてこれを工場に適用しなければならない。

II 本條に基づいて設けられる規則は、新聞印刷所、又は作業の性質上一週に全六日作業することを必要とする工場に關し、若干の婦人及び年少者につき、他の日を土曜日に代へることを許容することができる。

第九十條 相異なる組に對し休日を異にすることに關する除外

内務大臣がある種の工場において行われる業務上の慣習又は緊急性により必要があると認めたときには、規則をもつて右の種類の工場の工場主に對し、婦人及び年少者中のある者又はある組の者に、同一の日に年次休日を與える代りに異つた日を與えることを許容する特別除外例を、その種の工場に認めることができる。

第九十一條 ユダヤ人工場における日曜日及び土曜日に關する除外

I 工場主がユダヤ教信者であるか又はユダヤ教安息日を正しく守る宗教團體の團員であるときは、ユダヤ教信者であるか又は前記のような宗教團體の團員である婦人又は年少者は、日曜日にこれを使用することができる。但し工場は土曜日に休むことが必要であり、且つ日曜日に業務のために関することができないものとする。

II 本條の適用上、組合又は會社の所有する工場は、組合又は會社の役員の大数がユダヤ教信者であるか、又は前記のような宗教團體の團員であるときは、ユダヤ教信者又はユダヤ教安息日を正しく守る宗教團體の團員の所有する工場と看做されるべきものとする。

第九十二條 洗濯業に關する除外

I 特定の週日に繰返される業務繁忙に時間外使用を行わずに對處せしめるため、洗濯業に従事する婦人の一日の全作業時間は、一週における土曜日以外の他の二日間これを十二時間まで延長することができる。これらの日の就業時間は十二時間まで延長することができ、且つ朝は六時より早くない時刻に開始し、晩は九時より遅くない時刻に終了することができる。

但し本項のいかなる規定も、一週における全作業時間に關する本法本編の規定に影響を及ぼさないものとする。

II 内務大臣は工場主が本除外例を利用する工場に關し、就業時間並びに食事及び休憩のための時間が全婦人及び年少者に同一たるべきこと、及びいかなる婦人若しくは年少者もかかる時間中に使用してはならないことを要求した本法本編の規定につき、規則をもつてその必要又は適當と認めるような變更を加えることができる。

第九十三條 パン若しくはメリケン粉菓子又はソーセイヂ製造

に關する除外

I 特定の週日に繰返される業務繁忙に、時間外使用を行わずに對處するため、パン若しくはメリケン粉菓子（肉又は果實のバイを含む）又はソーセイヂの製造に従事する婦人の一日の全作業時間は、一週における土曜日以外の二日間これを十時間に延長することができる。これらの日の就業時間は十二時間まで延長することができ、且つ朝は六時より早くない時刻に開始し、夜は九時より遅くない時間に終了することができる。

但し本項のいかなる規定も、一週における全作業時間に關する本法本編の規定に影響を及ぼさないものとする。

II 内務大臣は工場主が本除外例を利用する工場に關し、就業時間並びに食事及び休憩のための時間が全婦人及び年少者に同一たるべきこと、及びいかなる婦人又は年少者もかかる時間中使用してはならないことを要求した本法本編の規定につき、規則をもつてその必要又は適當と認めるような變更を加えることができる。

第九十四條（改正あり八四頁参照）鮮魚 青果及び野菜の貯藏に關する除外例

I 内務大臣が規則をもつて定めるような條件の留保の下に、婦人及び年少者の就業時間、就業時間を定める告示、婦人及び年少の者時間外使用、食事又は休憩のための時間

中における室の使用禁止、並びに年次休日に関する一般條件に關する本法本編の規定は左記に關する作業に従事する婦人及び十六才以上の年少者には適用しない。

A 鮮魚の貯藏、罐詰若しくは燻製又は鮮魚の販賣のための準備

B 六月、七月、八月及び九月中の青果又は野菜の貯藏又は罐詰

但し品物の腐敗を防ぐため遲滞なくかかる作業を行うことを要する場合に限る。

II 工場主が本除外例を利用する場合には、特別除外例を利用する場工主に對し要求せられる告示は、本條に基づいて設けられる規則が要求する場合を除き、就業時間又は食事若しくは休憩のための時間を明示することは必要でない。

第九十五條 (改正あり) 牛乳を取扱う工場に關する除外例

クリーム、バター若しくはチーズを製造し、又は新鮮なる牛乳又はクリームを殺菌するか又はその他これらのものを販賣以前に取扱うる種の工場については、内務大臣は婦人及び年少者の就業時間、就業時間を定める告示、婦人及び年少者の時間外使用、食事若しくは休憩のための時間中における室の使用禁止、日曜日使用の禁止、並びに年次休日に関する一般條件に關する本法本編の規定を變更する規則を設けることができる。

但しかかる婦人及び年少者の一週の作業時間は五十四時間を超えることができない。もつともチーズを製造する工場で、内務大臣の設ける規則をもつて明示せられるような工場においては、右規則をもつて明示せられる期間中、前記のようない週の作業時間は六十時間まで延長することができる。

第九十六條 除外例に基づいて使用せられる婦人及び年少者の保護規定

内務大臣が本法本編に基づいて時間外に使用せられ、又は特別除外例に従つて使用せられる婦人又は年少者の健康若しくは福祉の保護のため、特別の設備の採用が必要であると認めたときは、内務大臣は本法本編に明示せられている條件のほか、設備の採用にかかる使用の條件となすべきことを、規則をもつて命令することができる。

第九十七條 特別除外例に關する告示、記帳等

I 工場主は本法本編による特別除外例を利用しようとする少くとも七日前に届出書に明示した日から、右除外例を利用する意思ある旨の規定形式の告示を地方監督官に届け出で、且つこれを工場内に掲示すべきであり、なおこれを利用する期間中はその告示を掲示しておかなければならない。

II 監督官に告示の届出をなすまでは、特別除外例はその工場に適用するものと看做されないし、且つ告示に明示の日

から、工場主は本法に基づく訴訟手續において除外例がその工場に適用せられないことを立證できないものとする。

但し訴訟手續が行われるに先き立ち、工場主があらかじめ右の除外例をものはや利用しないことを地方監督官に届け出たときはこの限りではない。

Ⅲ 右のように届け出で且つ掲示した告示には、本法本編に別段の規定がない限り、就業時間、食事及び休憩のための時間、並びに年次休日であつて平時と異なる場合にはこれを明示することを要とし、且つ時間外作業に關する本法本編の規定の留保の下に、特別除外例に従い使用せられる者は、告示に従う以外に使用することはできないものとする。

Ⅳ 前記の就業時間又は食事若しくは休憩のための時間の變更は、工場主がその旨の告示を地方監督官に届け出で、且つこれを工場内に掲示するまではこれを實施することはできないものとし、且つ特別の理由により監督官の文書による認可ある場合を除くのほか、三箇月に二回以上これを行うことはできない。

Ⅴ 内務大臣は、命令をもつて、右命令に明示した特別除外例を利用しようとする各工場主に對し、右の特別除外例に従い、婦人及び年少者を使用することに關し、規定の事項を規定の帳簿に記入し、且つ地方監督官に報告すべきこと

を命ずることができる。

一定の業務における年少者の使用に關する規制

第九十八條 一定の業務における年少者の使用の規制

Ⅰ 本條は左記の年少者にこれを適用する。

A 物品を取り集め、運搬し若しくは配達し、通信配達若しくは用達をなすことに使用せられる者であつて、専ら又は主として工場外において工場の業務に使用せられ、又は本法第五條の適用を受ける船渠、波止場若しくは岸壁において、又は倉庫（工場の一部たる倉庫若しくは一九三四年の商店法の適用あるものを除く）において行われる業務に關通して、船渠、波止場、若しくは岸壁、又はその構内若しくはその一部をなす構内の使用、又は占有をなす者により使用せられるもの

B 船渠、波止場、岸壁若しくは倉庫において行われる作業（本法第六條の適用を受ける作業を除く）に、若しくはこれに關通して前記のような使用、又は占有をなす者により使用せられる者、又は船渠、港灣、若しくは運河における船舶の積荷、荷卸し、若しくは石炭積卸の作業に、若しくはこれに關通して使用せられる者

Ⅱ 前記のような年少者を使用するには、以下の規定の留保の下に左記の條件に従わなければならない。

A 食事及び休憩のための時間を除き、全作業時間は時間外作業に關する以下の規定の留保の下に、一週につき四十八時間を超えることはできない。

B 年少者は食事若しくは休憩のために少くとも三十分の時間を與えなければ、五時間を超えて繼續してこれを使用することはできない。且つ就業時間が午前十一時半過ぎから午後二時半過ぎまでの時間を含む場合には、その間に晝食の時間として少くとも四十五分を下らない時間を與えなければならない。

C 各週において少くとも一日は、規定の様式及び方法をもつて告示し、年少者を午後一時以後に使用することはできない。

D 年少者にして十六才に達したものは、季節的若しくはその他の特別の業務繁忙の場合、又は緊急の場合に、時間外に、即ち許容された一週時間を超えて労働せしめることができる。但し時間外作業時間は一週六時間、又一暦年を通じて五十時間を超えることができない。且つ雇主が本條の適用を受ける年少者を一暦年につき十二週間（連續的たると否とを問わない）時間外労働に使用した場合には、雇主又はその業務を繼承した者は、本條の適用を受ける年少者を、その年の殘餘の間時間外労働に使用することができないものとする。

E 年少者には、ある日の正午と翌日の正午との間の二十四時間の間において、午後十時から翌午前六時までの時間を含む少くとも十一時間の連續した休憩時間を與えなければならない。

F 本條の適用を受ける年少者の雇主は年少者に關する規定事項（労働時間並びに食事及び休憩時間の事項を含む）を、規定の様式及び方法により記録し、且つ一切の時間外労働の事項は別に記録しておかなければならない。

G 本法第七十一條（十六才未満の年少者の一週労働時間を四十四時間に短縮する規定）、同第七十七條（日曜日を禁止する規定）、同第七十八條（年次休日に関する規定）、及び同第九十一條（ユダヤ人工場における日曜日及び土曜日使用に関する規定）は、所定の變更を加えることの留保の下に、本條の適用を受ける年少者の使用にこれを適用しなければならない。

H 年少者又はそのある種の者の福祉及び利益を保護するため、内務大臣の設ける規則により規定するその他の條件（一日の就業時間に關する條件を含めることができる）はこれを遵守しなければならない。

I 本條の適用を受ける年少者であつて、本條第一項に定める業務に使用せられるほか、なお雇主によりその他の業務

に使用せられる場合には、前項の使用に關する規定は、その年少者に關しその他の業務を包含するものとする。

IV 本條の適用を受ける年少者の雇主は、本條の規定を本法本編の前諸規定に代用したい旨を地方監督官に届け出ることができ、且つ右の届出を他の届出によつて取り消すまでは、右の規定は規定の變更に従うことを條件として、その雇主に使用せられる一切の年少者に適用しなければならぬ。

本項による届出（取消の届出を含む）は規定の様式によることを要し、且つ届出のあつた日の後、規定の日から效力を發生するものとする。

V 本條の適用上、年少者はその業務のため賃金を受けると否とを問はず、右年少者を使用する者が、その者のため年少者が勞働するものにより使用せられているものと看做すものとする。

VI 一九三四年の商店法第一條Ⅱ項は、工場若しくは手工場における使用に關する規定が、本條第Ⅰ項に明示した使用に關する規定を含むものとして效力を有する。

年少者の就業に對する適性證明書

第九十九條（改正あり）年少者の就業に對する適性證明書

I 本條の規定の留保の下に、年令十六才未満であつて工場

に使用せられる年少者は、規定の期間（七日より少くないところの）の満了後、當該業務に留まることはできない。但し右年少者が検査醫の検査を受け、且つ當該業務に適することを證明せられた場合はこの限りでない。

II 検査醫が年少者を検査したる上、當該業務に適するとして證明すべきか否かに關し、又は證明書を發行する條件に關し、決定をなすに先き立ち、更に資料若しくは時期を必要とする場合には、検査醫は假證明書を發行し、該證明書に明示する期間（右證明書の發行の日から二十一日を超えないところの）、年少者の就業を許容することができる。

III 検査醫は左記により證明書を發行することができる。

A 同一の工場主に所屬し、且つ検査醫の所在地域内にある一切の工場、又は證明書に明示するような工場における業務に關し

B 關係年少者が使用せられるべき作業の性質に關する條件の下に

C 検査醫が證明書に明示した期間後、再検査をなすべきことの條件の下に

IV 年少者に關し、本條による證明書が前記のような條件に基ずき、検査醫により發行せられたときは、年少者は、右の條件に従う場合のほかはこれを使用することができない。

V 検査醫が證明書をもつて指示する場合には、前記のような條件は、證明書が發行せられた業務、又は同一工場主の所有する工場における業務に關する限り、年少者が十六才に達した後もその效力を有する。但しこのような指示のない場合には、その條件は年少者が十六才に達したときその效力を失うべきものとし、且ついずれの場合にも年少者が十八才に達したときにその效力を失うものとする。

VI 本條による證明書が、右證明書に明示した期間經過後再検査を必要とするとの條件を付けられたときは、検査醫はその再検査に基づき證明書を變更するか、又はその指示する日附から證明書を取消することができる。また年少者の證明書で十六才に達する以前に取消されたときは、右年少者は右證明書に關係ある業務に留まることができず、且つ本條第一項は以後その年少者に關し、證明書が發行せられなかつたものとして效力を有する。

VII 検査醫が年少者に關し、本條による證明書を拒絶し、又は變更した場合において、年少者の親から要求があつたときは、その親に對し拒絶若しくは變更の理由を文書をもつて通知しなければならない。

VIII 内務大臣は左記に定める規則を設けることができる。

A 本條に基づく検査を行う方法及び場所

B 本條による證明書の様式

C 本條による検査のため、工場により與えらるべき便宜（年少者が使用せられる作業を臨検する検査醫に對する便宜を含む）

D 内務大臣が本條實施のため望ましいと思惟するその他の事項

IX 一九二一年の教育法に基づき一切の地方教育當局は、検査醫からの機密資料の請求に基づき、年少者の學校の身體検査票に關する詳細、及び年少者の退去の健康狀態に關して、その持つてゐるその他の資料であつて、検査醫が本條による任務を有効に遂行するため必要とするようなものを提供するため、その職員に手筈を整えさせる義務を持つてゐる。且つ保健大臣は本項の前諸規定の遵守を確保するため規定を設け、又は文部當局が保健大臣のため規則を設けるように協定することができる。また検査醫は本條により證明書を發行すべきか否かに關し疑問のある場合には、前記のような請求をなすことができる。

X 内務大臣は規則をもつて機械動力を使用しないある種の工場を、本條の施行から免除することができる。

第百條 業務に對する適性證明書を要求する監督官の權限

監督官が工場又は特定の工程若しくは特殊の作業においての年少者の使用が、年少者の健康又はその他の者の健康を害するものと認めたときは、監督官は指示した期間（通告の發

送後一日乃至七日間）の後、その工場又は工程若しくは作業における年少者の使用の停止すべきことを、文書をもつて工場主に通告することができ、且つ工場主は、通告に指示せられた期間後、その年少者の使用（その年少者につき適性證明書が從來得られたと否とを問はず）を停止しなければならない。但し検査醫が通告發送後自から年少者を検査し、且つその工場又は工程若しくは作業においての就業に適するとの證明をなした場合はこの限りでない。

一九三七年工場法改正法

一九四八年七月三十日

改正第一條 本法第九十九條

I 本法第九十九條（十六才未満の年少者が工場に使用せられるに當つては業務適性證明書を受けべきことを規定したもの）は、十六才の年令に達した年少者にもまたこれを適用するものとし、従つて本條の規定に基づいて就職の日又は就職の後に發行せられた證明書は、年少者が十六才に達した後も證明書發行の條件はすべてその效力を有するものとする。この場合には本條第Ⅴ項に規定せられた指示の有無に拘わらない。

II 當第九十九條に基づいて就職の日又は就職の後に發行せられた證明書は

A 十二箇月以内、又は大臣の發出する規則に規定せられた期間以内その效力を持つものとし

B 本法に基づいて任命せられた工場検査醫の年少者検診により、證明書期間満了前であつてもこれを廢棄し、又は變更することができる。

且つ、年少者に對して發行せられた證明書の期間が満了し、又は廢棄若しくは變更せられた場合に關しては、

（イ）證明書が最初から發行せられなかつたものと認めらるか、又は變更の場合には變更を受けたものを最初から發行せられたものとする。なお

（ロ）證明書の期間満了、廢棄、又は變更が效力を發效する日の直前に、この年少者が該證明書を必要とする業務に就業した場合には、彼はその日附をもつて就業したものと看做す。

II 本法第九十九條第Ⅴ項に基づき、同一の工場主に所屬する業務における異なる工場の使用に關し證明書を發行する權限を持つ任命された工場検査醫の權限は、その検査醫の所在地域内の工場にも地域外の工場にも等しく及ぶものとし、且つある區域内又は證明書のうちに明示せられた區域内の、異なる工場主に屬する業務の工場の使用に關しても證明書を發行することができる。

但し本項に従つて發行せられた證明書は、この目的のため

めに規定せられた本法第九十九條第Ⅱ項に基ずく規則によつて指定せられた使用にのみ關するものとし、且つ本項によつて授與せられた權限の行使に關し、これを制限又は規律する規定を規則によつて設けることができる。

改正第十三條本法第九十四條、第九十五條

I 本法第九十四條（鮮魚、青果及び野菜の貯藏に關する除外例）の規定は、本法第七十七條（婦人及び年少者の日曜

日使用禁止）の規定に従うものとしての效力を持つ。
II 本法第九十五條（牛乳を取扱う工場に關する除外例）の規定のうち、「クリーム、バター若しくはチーズ、を製造し」とあるのは、「クリーム、チーズ、ミルク・パウダー、コンデンスド・ミルク若しくはその他のミルク製品を製造し」と讀み替えるものとする。

第四 ド イ ツ

（以下一九五〇年一月一日現在の法令。傍線を附した部分は、今日該當なきか又は讀み替へらるべきことを示す。なお、各（註）參照。）

A 年 少 者

1 年少者保護法（一九三八・四・三〇）（註）

目 次

第一章 總 則

第一條 適用範圍

第二條 適用範圍の限定

第三條 労働時間の概念

第二章 兒童労働

第四條 兒童労働の禁止

第五條 國民學校就學義務終了前の兒童労働

第六條 國民學校就學義務終了後の兒童労働

第三章 少年の労働時間

第七條 通常の労働時間

第八條 職業補習學校

第九條 労働時間の配分變更

第十條 準備作業及び整理作業

第十一條 労働時間延長の許可

第十二條 労働時間延長の最大限度

第十三條 時間外労働手當

第十四條 休息時間

第十五條 休憩

第十六條 夜間休息

第十七條 日曜・祭日前の早退

第十八條 日曜・祭日における休息

第十九條 緊急の場合における除外例

第二十條 危険作業

第二十一條 休暇

第二十二條 公の經營及び行政

第四章 施行規定

第二十三條 揭示及び名簿

第二十四條 罰則及び強制處分

第二十五條 訴願

第二十六條 労働監督及び官廳の管轄

第二十七條 施行細則

第二十八條 経過規定

第二十九條 施行

第三十條 現行法の變更

(註) 1 佛占領地域内のデュルテンベルク・ホーエンツォル

レン州では、一九四八年十月一日から本法の改正法律が、英占領地域内のニーダーザクセン州では、同年十二月二十日から「年少労働保護法」(一九四八・一二・九)が夫々施行されている。ソ連占領地域では、本法とは別に、命令が施行されている。

2 本法中、「國労働大臣」及び「國經大臣」とあるのは、夫々各州のこれに準ずる大臣と讀み替えらるべきものとされる。

第一章 總 則

第一條 適用範圍

(1) この法律は、徒弟關係又は労働關係における兒童及び少年の就業、並びに徒弟關係又は労働關係における勞務に準ずるその他の役務への兒童及び少年の就業についてこれを適用する。

(2) 兒童とは、滿十四才に滿たない者をいう。

(3) 少年とは、滿十四才以上滿十八才に滿たない者をいう。少年であつて、なお國民學校、就學義務のある者については、兒童の就業に關する規定を適用する。

第二條 適用範圍の限定

(1) 労働條件の特殊性に鑑み、左の部門における就業については、特別の法規で別に規定する。

一 家事

二 農業(園藝、葡萄栽培及び養蜂を含む)、林業、狩獵及び牧畜

三 漁業、海運、内陸水運、筏流し及び航空(これらに附屬する陸上經營及び地上經營を除く。)

(2) この法律は、前項第二號に掲げる事業部門の副業に、これを適用する。但し、その性質上この法律に該當せず、又は専ら自家の需要のために營まれるものについては、この限りでない。

(3) 家族經營において就業する少年であつて、事業主又はその配偶者と三親等内の親族關係のある者については、この法律第二十條危險作業に關する規定のみを適用し、その他の規定は、ただ訓示的效力を有するに止まるものとする。但し、營業監督署が、必要ある場合において個々の經營に對しその遵守を強行的に命じたときは、この限りでない。家族經營とは、通常、當該世帯の成員であつて、事業主又はその配偶者と三親等内の親族關係のある者のみが、就業している經營をいう。

(4) 國勞働大臣は、主務大臣と協議して、各種の經營又は就業が、前記の除外例に該當するかしないかに關する規定を發することが出来る。かかる規定が發せられない限り、營業監督署は、個々の場合について、右に準ずる決定をなすことが

できる。

第三條 勞働時間の概念

(1) 一日の勞働時間とは、休憩時間(第十五條)を除き勞働の開始から終了までの時間をいう。週間の勞働時間とは、月曜日の始めから日曜日の終りまでの勞働時間をいう。

(2) 特定經營の従業員たる限り、その者が自己の住居又は作業場その他當該經營外において就業する時間も、勞働時間に含まれる。兒童又は少年を二以上の場所において就業させる場合には、個々の就業を通じて、勞働時間の法定最大限度を超えてはならない。

(3) 兒童又は少年が、主として、この法律に該當する作業に就業し、且つ、徒弟關係又は勞働關係においてその他の事業部門(第二條第一項)にも、就業するときは、第五條第三項第二號及び第七條乃至第十三條の勞働時間に關する規定は、これを全就業について適用する。

第二章 兒童勞働

第四條 兒童勞働の禁止

(1) 兒童勞働は、原則として、これを禁ずる。

(2) 除外例は、以下の規定に明白な定めのある場合に限り、これを認める。

第五條 國民學校就學義務終了前の兒童勞働

(1) 國民學校就學義務のある兒童は、就業前に事業主が兒童の勞働許可證の交付を受けた場合に限り、これを就業させることができる。但し、滿十二才以上の兒童が、個々の勞務に單に臨時的に就業する場合は、この限りでない。

(2) 國民學校就學の義務のある兒童であつて、滿十二才以上の者は、商業における輕勞働、商品の配達、その他の使い走り並びに運動競技における補助に、これを就業させることができる。家族經營においては、その他の勞働に就かせることも、これを認める。但し、國勞働大臣がその勞働を不適當であると明示した場合には、この限りでない。

(3) 前項の規定による兒童の就業については、左の制限を適用する。

一 兒童は、八時から十九時までの間に限り、これを就業させることができる。但し、午前の授業以前においては、この限りでない。就業のための往復に要する時間も、この限内になければならぬ。

二 就業は、一日について二時間、學校の休暇中は四時間を超えてはならない。午前の授業後においては少くとも二時間、午後の授業後においては少くとも一時間の連續的作業休止時間と與えなければならない。

三 兒童を一日について三時間を超えて就業させる場合においては、半時間の休憩時間を與えなければならない。半時

間の休憩時間は、各十五分間の休憩時間の二回をもつてこれに代えることができる。

四 學校の休暇中に、一年について少くとも平日十五日間、兒童の作業を休ませなければならない。この作業休止期間は、可能な限り連續してこれを與えなければならない、又三回以上に、これを分割してはならない。

五 日曜・祭日に兒童を就業させてはならない。但し、運動競技における四時間以内の補助は、この限りでない。

(4) 演奏、演劇その他の興行又は演藝であつて、藝術上又は學問上その必要のあるもの及び映畫撮影については、營業監督署は、例外的に兒童の就業を許可することができる、但し滿三才に満たない兒童の使用は、學問上又は藝術上その必要が特に著しく、且つ、兒童の保健のため及び兒童の嚴密な看護、監督のため特別の豫防措置を講じたことが立證される場合に限り、これを許可することができる。營業監督署は、就業の時刻及び繼續時間並びに休憩及び日曜日における臨時の作業に關し、細目的指示をしなければならない。

第六條 國民學校就學義務終了後の兒童勞働

(1) 國民學校就學義務を終了した兒童は、一日について六時間以内、これを就業させることができる。その他の點に關しては、第八條第二項を除き、少年の勞働時間に關する第三章の規定を適用する。國民學校就學義務を終了した兒童は、營

業監督署に届出た後、少年と同様に、これを徒弟關係において就業させることができる。

(2) 演奏、演劇その他の興行、演藝又は娯樂及び映画撮影については、營業監督署の許可を受けた場合に限り、就業を認める。營業監督署は、就業の時刻及び繼續時間並びに休憩及び日曜日における臨時の作業に關し、細目的指示をしなければならぬ。

第三章 少年の労働時間

第七條 通常の労働時間

(1) 少年の一日の労働時間は、八時間、一週間の労働時間は四十八時間を超えてはならない。

(2) その性質上、連續續行を要する労働については、満十六才以上の少年の一週間の労働時間は、二週間を平均して五十二時間まで、これを延長することができる。

第八條 職業、補習學校(註)

(1) 少年には、法定の職業補習學校就學義務を履行するに必要な時間を與えなければならない。

(2) 職業補習學校における授業時間は、これを労働時間に算入しなければならない。教育補助金又は賃金は、授業時間について、これを支拂わなければならない。

(註) 別項「國就學義務法」參照。

第九條 労働時間の配分變更

(1) 個々の平日における労働時間が常例的に短縮されるときは、その喪失する労働時間は、これを當該週、その前週又は翌週の他の平日に配分することができる。かかる調整は、經營の性質上労働時間の不均一な配分を必要とする場合においても、これを認める。營業監督署は、かかる要件の存否を決定することができる。

(2) 經營祝祭日、國祭日、公の行事その他に準ずる事由により休業する日の労働時間は、その休日前後五週間の平日に配分することができる。従業員にその休日以上にわたる連續的休日と興えるため、これらの休日前後に引續き平日において休業する場合も、同様とする。

(3) 前二項の規定を適用する場合において、一日の労働時間は、九時間を超えてはならない。

第十條 準備作業及び整理作業

(1) 準備作業及び整理作業は、原則として始業時間の繰り下げ若しくは終業時間の繰り上げ、又は休憩時間の延長によつて、これを調整しなければならない。

(2) 少年の實習上必要がある場合、又は經營上止むを得ない事由ある場合には、第七條及び前條の規定によつて認められる労働時間を、満十六才以上の少年の左の各號に掲げる作業について、一日につき更に半時間延長することができる。

一 掃除又は手入れのための作業。但し、これらの作業が、通常の営業時間中に営業の中止その他重大な支障なくして行い得る場合は、この限りでない。

二 完全な営業の再開又は繼續に作業技術的に影響のある作業

三 顧客に對する終業間際の奉仕（これと關連する必要な清掃を含む。）

（3）營業監督署は、如何なる作業が準備作業又は整理作業に該當するかを決定することができる。

第十一條 労働時間延長の許可

營業監督署は、左の場合において、第七條及び前二條の規定によつて認められる労働時間を、滿十六才以上の少年について、一日につき十時間、一週間につき五十四時間まで延長することを許可することができる。

一 その労働時間が通常又は主として準備作業に充てられる時間であり、且つそのために成人従業員の労働時間も同時に延長される場合

二 公益上の緊急の事由に基く場合、特に少年の實習上、時間外労働が必要な場合

第十二條 労働時間延長の最大限度

労働時間は、労働時間の配分變更、準備作業、整理作業、及び労働時間延長の許可による除外例の競合する場合におい

ても、一日について十時間、一週間について五十四時間を超えてはならない。

第十三條 時間外労働手當

（1）第十一條第二號の規定に基き、時間外労働をしたときは、少年（徒弟を除く）は、第七條及び第九條の限度を超える労働時間につき、通常の労働時間に對する賃金を超える相當の手當を請求する權利を有する。

（2）二割五分の割増は、これを相當の手當とみなす。但し、當事者が別段の協定をなし、又は國大臣が一般的就業規則により、國労働大臣若しくは國労働管理官（特別管理官）が別段の定めをなした場合は、この限りでない。

第十四條 休息時間

（1）一日の労働時間を終了した後は、少くとも十二時間の連續的休息時間を、少年に與えなければならない。

（2）旅店、飲食店その他の宿泊施設、パン製造業及び子葉製造業にあつては、滿十六才以上の少年の連續的休息時間は、これを十時間に短縮することができる。

第十五條 休憩

（1）少年には、労働時間が四時間半を超える場合においては、與え定める相當な休憩時間を一回以上、労働時間の途中に與えなければならない。休憩時間は、労働時間が、四時間半を超え六時間以内の場合においては少くとも二十分、六時

を超え八時間以内の場合においては少くとも三十分、八時間を超え九時間以内の場合においては少くとも四十五分、九時間を超える場合においては少くとも一時間でなければならぬ。少年は、四時間半を超えて、無休憩で、これを連続就業させてはならない。

(2) 十五分以上の労働中止に限り、これを休憩とみなす。

(3) 休憩時間中は、少年を経営内において就業させてはならない。休憩中の滞留に充てるために、成るべく特別の控室又は廣場を用意することを要する。作業室内の滞留は、少年の滞留する場所における作業が休憩中完全に停止され、且つ必要な休養が妨害されない場合に限り、これを許すことができる。休養恢復に役立つ運動に参加させることはこれを認める。

(4) 営業監督署は、重大な事由のあるときは、少年保護の趣旨に反しない限り、前三項に異なる定めを許可することができる。営業監督署は、作業の困難度その他就業が少年の健康に及ぼすべき影響に鑑み、その必要ありと認めるときは、経営若しくは経営の一部又は特定の作業につき、第一項及び第二項の規定による基準以上の休憩を命ずることができる。

第十六條 夜間休息

(1) 少年は、二十時から六時までの夜間において、これを就業させてはならない。

(2) 旅店、飲食店その他の宿泊施設においては、満十六才に満たない少年は二十一時まで、満十六才以上の少年は二十時まで、これを就業させることができる。主たる取引が通常夜間に行われる旅店及び飲食店については、営業監督署は、満十六才以上の少年が給仕又は料理人として、二十四時まで就業することを許可することができる。少女は、二十二時以後客の給仕に、これを使用してはならない。

(3) パン製造業及び菓子製造業における労働時間に關する法律(一九三六・六・二九)により、パン類及び菓子類の夜間における製造が許可されている場合には、パン製造業及び菓子製造業において、満十六才以上の少年を夜間就業させることができる。

(4) 演奏、演劇その他の興行、演藝又は娛樂、及び映畫撮影にあつては、少年を二十四時まで、就業させることができる。但し、満十六才に満たない少年については、豫め營業監督署に届け出た後に限る。營業監督署は、満十六才に満たない少年の二十時以後の就業を禁止し、又は制限することができる。

(5) 交替制による経営においては、満十六才以上の少年を二十時三時まで就業させることができる。但し、毎週その就業時を轉換するを要する。上番は、第一項の規定にかかわらず、豫め營業監督署に届け出た後、常時五時から、これを開始する。

ことができる。但し、下番もこれに準じて繰上げ終了するときに限る。この場合においては、満十六才に満たない少年も上番において五時から、これを就業させることができる。營業監督署は、下番を常時二十四時までを終了することを許可することができる。但し、上番もこれに準じて繰下げ開始するときに限る。

(6) 労働者が異常な高熱に曝される経営については、營業監督署は、夏季において少年の六時以前の就業を許可することができる。

第十七條 日曜・祭日前の早退

(1) 土曜日、クリスマス前日又は元旦の前日には、交替制によらない経営において、少年を十四時以後に就業させてはならない。早退によつて生ずる作業時間の喪失は、労働時間の配分變更に關する第九條の規定に準じて、これを調整することができる。

(2) 前項の規定は、從來土曜日の午後における就業が慣習となつていた限りにおいて、交通業、肉屋、パン製造業、菓子製造業、旅店、飲食店その他の宿泊施設、理髮業、園藝業、自動車及び自轉車修繕工場、療養施設、演奏、演劇その他の興行、演藝、娛樂、映画撮影、公開販賣所、市場取引及び運動競技の補助には、これを適用しない。該規定は右の外、公開販賣所に附屬する加工作業場に就業する満十六才以上の少

年にもこれを適用しない。但し、その作業が適當な成人によつて行われ得るものである場合は、この限りでない。本項の規定に基づき、前項の規定にかかわらず就業する少年は、翌週の他の日において十四時から、これを休業させなければならない。隔週毎に午後の休業に代え、午前及び十四時まで休業させることができる。

(3) 國労働大臣は、各種の経営又は就業、特に、通常これらの日に労働需要の増大する營業について、第一項の規定の除外例を許可することができる。

(4) 公益上の緊急の事由に基づく場合、又は當該経営について重大な損害の生ずる虞れがあり、且つ他にこれを防止すべき手段のない場合においては、營業監督署は、第一項の規定にかかわらず一曆年を通じ六土曜日（但し、三土曜日以上連續してはならない。）に限り、満十六才以上の少年の就業を許可することができる。上級行政廳は、同一年における右以外の六土曜日、又は連續三土曜日以上について、同様の除外例を許可することができる。

第十八條 日曜・祭日における休息

(1) 日曜・祭日に、少年を就業させてはならない。

(2) その性質上連續續行を必要とする就業に満十六才以上の少年を就業させることは、その作業に成人従業員が日曜・祭日に就業することを許可されている場合には、これを認め

る。但し、隔週の日曜日毎に休業させなければならない。

(3) 旅店、飲食店その他の宿泊施設、療養施設、演奏、演劇その他の興行、演藝又は娯樂、及び市場取引にあつては、少年の就業を認める。但し、本項によつて、日曜・祭日に就業する少年には、一週間に於いて全一日の休日と與えなければならない。又その休日は、四週間毎に、日曜日に該當しなければならない。

(4) 運動競技における六時間以内の補助に少年を就業させることは、これを認める。なお一暦年を通じ日曜・祭日六日以内において、公開販賣所に少年を就業させることも、これを認める。但し、營業法第百五條(ロ)第二項(註)の規定により、これらの日に成人の就業が許可されている場合に限る。この就業の時間は、一週間の労働時間(第七條)に算入されない。

(註) 營業法(一八六九・六・二一、改訂一九〇〇・六・二

六) 第百五條(ロ)「(2) 商業においては、番頭、徒弟又は労働者を日曜・祭日に就業させてはならない。警察官署は、一年を通じ日曜・祭日六日につき、上級行政廳は、更にその他の日曜・祭日四日につき、特別の事情によりそれらの日に取引の擴張を必要とする場合に限り、すべての營業部門又は個々の營業部門に對し、八時間以内(但し、午後六時までとする。)において就業を許可し、且つ一般の

禮拜時刻を考慮して就業の時間を定めることができる。」
(5) 公益上の緊急の事由に基づく場合、又は當該經營について重大な損害の生ずる處れがあり、且つ他にこれを防止すべき手段のない場合においては、營業監督署は、第一項の規定にかかわらず一暦年を通じ六日曜日(但し、三日曜日以上連續してはならない。)に限り、満十六才以上の少年の就業を許可することができる。上級行政廳は、同一年における右以外の六日曜日又は連續三日曜日以上について、同様の除外例を許可することができる。

第十九條 緊急の場合における除外例

通常の労働時間に關する第七條の規定及び作業休止時間、休憩、夜間休息、日曜・祭日前の早退及び日曜・祭日における休息に關する第十四條乃至第十八條の規定は、緊急の場合において直ちに實施されねばならない一時的作業についてはこれを適用しない。使用者は、かかる作業の實施について、遲滞なく營業監督署に届出をしなければならない。

第二十條 危険作業

(1) 國労働大臣は、各種の經費又は作業であつて、健康上又は風紀上特別の危険を伴ふものについて、少年の就業を全面的に禁止し、又は制限することができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、營業監督署は、個々の場合において少年を危険な作業に就業させることを禁止し、又は制

限することができる。(註)

(註) 本案及び第二十七案の規定に基づいて、ベルリン市参事會は、連合軍司令部の承認を得て、一九四六年二月一六日に命令を發したが、それによると、「滿十六才に満たない少年は、徒弟關係にある場合に限り、土木・建築業に、これを就業させることができる。」とされている。

第二十一條 休 暇 (註一)

(1) 使用者は、すべての少年に對し、その者が徒弟關係、又は勞働關係を中絶することなく三カ月を超えて自己の許に就業した各曆年について、教育補助金又は賃金を引續き支給しながら、休暇を與えなければならない。その少年に對し、當該曆年について、既に他の使用者によつて休暇が與えられた場合には、休暇を與える義務は成立しない。少年が自己の過失により、即時解雇を正當ならしめる事由に基づき解雇されたとき、又は少年が正當の理由なくして徒弟關係を期限前に解消したときは、休暇を與える義務は消滅する。

(2) 休暇は、可能な限り、職業補習學校の休暇中に連續して……(一部削除)……これを與えなければならない。休暇は、遅くとも翌年の三月三十一日までに、これを與えることを要する。休暇の最少期間は、滿十六才に満たない少年については十五平日、滿十六才以上の少年については十二平日とする。……(第四段削除)……休暇の期間については、曆年

の當初における少年の年令を基準とする。(註二)

(3) 休暇中少年は、休暇の目的に反する營利的勞働をしてはならない。

(註一) 1 本條の規定と次章の施行規定とは、「年少者休暇令」(一九三九・六・一九)によつて家事、農業(園藝、葡萄栽培、養蜂を含む)、林業、狩獵、牧畜、漁業、海運、内陸水運、筏流し及び航空等の部門にも擴張されている。なお第二條第一項參照。

2 本條は、バイエルン州では、州法たる「休暇法」(一九五〇・五・一一)第十二條によつて廢止され、同法中に少年勞働者の休暇に關する別段の定めがなされている。

(註二) 曆年の當初に少年(第一條第三項參照)である者については、休暇の始期において既に滿十八才以上になつている場合にも、本條の休暇請求權は成立するとされている。

第二十二條 公の經營及び行政

國、「國營自動車道事業」、國中央銀行及び各州の經營及び行政並びに市町村及び市町村連合の行政にあつては、夫々上級服務監督官廳は、國労働大臣と協議して、官吏に適用する勞働時間に關する服務規定を、滿十六才以上の少年に適用することができる。

第四章 施行規定

第二十三條 揭示及び名簿

(1) 少年を使用するすべての使用者は、左の義務を負う。

一 少年の生年月日雇入れの日附を記載した名簿を調製すること。この名簿には、第二十一條の規定によつて各少年に與えた休暇を記入しなければならない。名簿は、最後の記入の時以後少くとも二年間、これを保管することを要する。

二 この法律の寫を經營内の閲覧するに適當な場所に備え付けること。

三 經營内の見易い場所に一日の通常の労働時間及び休憩の開始時及び終了時に關する揭示をなすこと。

四 第九條の規定による労働時間の配分變更に關する記録を調整し、更に第十條の規定による準備作業及び整理作業及び第十九條の規定による緊急の場合における作業に關しては、この記録に作業の時刻及び繼續時間並びに少年に對する作業時間の割當を遲滞なく記入すること。この記録は、要求に基き、關係従業員にこれを閲覧させなければならぬ。

五 第十七條第二項及び第十八條第三項の規定により土曜日又は日曜日における就業の代償として少年に與えらるべき

休日に関する一覽表を調製すること。

(2) 前項第一號、第四號及び第五號に定める記録は、要求に基き營業監督署にこれを呈示し、又はその閲覧に供するためこれを送付しなければならない。

第二十四條 罰則及び強制處分

(1) この法律の規定又はこの法律に基き發せられた命令若しくは指示に違反した者は、これを一五〇ライヒスマルク以下の罰金又は拘留に要する。

(2) 特に重い場合には、輕懲役若しくは罰金に處し、又はこれを併科する。

(3) 労働關係又は徒弟關係によつて自己に従屬する十八才未満の者の労働力を、惡意をもつて酷使により著しく毀損した者は、これを三月以上の輕懲役に處する。特に重い場合には重懲役に處する。

(4) 第二十條の規定に基き發せられた危険作業における就業に關する指示違反の場合には、營業監督署は、その指示に適合する状態の成立するまで、指示を受けた營業の停止を命ずることができる。但し、當該營業の繼續により著しい弊害又は危険の發生する處れあるときに限る。

(5) 事業主から經營若しくは經營の一部の管理又は監督の委任を受けた者の責任に關する營業法第百五十一條(註)の規定は、ここにこれを準用する。

(註) 營業法第五十一條「(1) 經營者から經營者若しくは經營の一部の管理又は監督の委任を受けた者が、業務の實施に際し、警察法規に違反したときは、それらの者を罰する。經營者が情を知りながら、その違反行為が犯されたとき、又は經營者がその情況下では可能であつた經營上の監督につき、又は經營管理者若しくは監督者の選任若しくは監督につき、必要な注意を缺いたときは、行為者の外、その經營者を罰する。」

(2) かかる違反が許可、認可又は免狀の剝奪を伴うものであるときは、代理人によつて犯された違反行為の結果としても、その違反行為が處分權ある本人が情を知りながら犯されたものである限り、これらの剝奪が行われる。若し本人が情を知らなかつたならば、本人は代理人を解任すべき義務を負い、解任しない限り、許可、認可又は免狀を剝奪される。」

第二十五條 訴 願

(1) この法律に基いてなされた決定に對しては、上級行政廳に、上級行政廳が決定をなした場合には、國勞働大臣に、鑛業にあつては國經濟大臣に、訴願を提起することができる。

(2) 訴願に對する上級行政廳の裁決は、最終的效力を有する。但し、第二十四條第四項の規定に基き發せられた命令に對しては更に國勞働大臣に、鑛業にあつては國經濟大臣に訴

願を提起することができる。

(3) 當事者の外、ドイツ國青少年指導者、ドイツ勞働戰線の責任者又はその受任者及び關係職業團體も訴願を提起することが出来る。訴願は延期的效力を有しない。

第二十六條 勞働監督及び官廳の管轄

(1) この法律の規定及びこの法律に基いてなされる指示の實施を監督することは、營業監督署の職務である。この法律の意味における營業監督署とは、營業監督の地域的所管官廳をいう。

(2) この法律により營業監督署に屬する權限は、鑛業にあつては鑛山監督官署がこれを行使する。

(3) 監督官廳の職務權限については、營業法、第三百三十九條(ロ)(註)の規定を適用する。

(4) この法律によつて營業監督署に屬する權限は、二以上の營業監督署の管轄區域については、上級行政廳が、更にその區域を超える場合には、國勞働大臣(鑛業にあつては國經濟大臣)が、これを行使する。

(5) 國勞働大臣は、この法律によつて自己に屬する權限を、他の官廳に委任することができる。

(6) 國、「國營自動車事業」、國中央銀行及び各州の經營及び行政並びに市町村及び市町村連合の行政にあつては、夫々上級服務監督官廳が、この法律によつて國勞働大臣その他の

官廳に屬する權限を行使する。但し、命令制定權は、國の最高官廳に專屬する。國又は州の最高所管官廳は、國勞働大臣と協議して、これらの權限を營業監督署に委任することができる。

(註)營業法 第三百三十九條(ロ)「(1) 第二百五條(イ)、

……(略)……の規定の實施に關する監督は、專屬的に又は通常の警察官廳と並んで、州政府によつて任命さるべき特別の官吏に、これを委任することができる。これらの官吏は、この監督の實施に際し町村警察署の有する一切の權限、特に何時でも施設を檢査する權利を有する。これらの官吏は、法律違反の告發を除き、その檢査する施設の業務關係又は經營關係に關し、職務上知得する秘密を保持する義務を負う。

(2) これらの官吏と通常の警察官廳との間の管轄の相互關係に關する規則は、各連邦における憲法に適合する規定でこれを定める。

(3) 前記の官吏は、その職務上の活動に關し、年次報告をしなければならぬ。この年報又はその要旨は、これを連邦參議院及び議會に提出しなければならない。

(4) 事業主は、第二百五條(ロ)……(略)……の規定に基き實施さるべき職務上の檢査を何時でも、殊に夜間であつても營業中は、許容しなければならない。

(5) 事業主は、右の外、前記官吏又は警察官廳に對し、その使用する勞働者の狀況に關し、統計的報告をなす義務を負う。この報告に關しては、連邦參議院又は各邦中央官廳が、その遵守すべき期限及び様式と共に別に規定する。」

第二十七條 施行細則

國勞働大臣は、ドイツ國青少年指導者に諮問し、且つ國經濟大臣と協議して、この法律の施行に必要な法規及び行政規則を發する。國勞働大臣は、この法律の目的を達成するに必要な限りにおいて、補足的內容の規則及び指示も發することができる。

第二十八條 經過規定

(1) 國勞働大臣は、ドイツ國青少年指導者に諮問し、且つ鑛業にあつては國經濟大臣と協議して、左の事項を行うことができる。

一 特定の營業部門につき滿十才以上の兒童であつて、事業主又はその配偶者と三親等内の親族關係にある者の家族經營における就業を許可すること。

二 文部大臣と協議して、期間を限り各種の經營又は就業につき、職業補習學校における授業時間の全部又は一部を勞働時間に算入しないことを許可すること。但し、少年の休業によつて經營の一部の繼續が不能となる場合に限る。

三 期間を限り、滿十六才に滿たない少年の五時から二十四

時までの間における就業及び満十六才以上の少年の夜間における就業及び満十六才以上の少年の夜間における就業を許可すること、但し、公益上、特に原料若しくは食糧の變質腐敗の危険を防止し、又は適當な後繼者を養成するため緊急の必要がある場合に限る。

(2) 國労働大臣(鐵業にあつては國經濟大臣)は、右の外、期限附の例外措置として公益上の緊急の事由により、又は喪失した労働時間を調整するため、この法律第三章に定める限度を超える労働時間を許可することができる。同大臣は、これと同時に、連續的休息時間の短縮を許可することができる。時間外労働手當に關する第十三條の規定は、この場合にこれを適用する。但し、喪失した労働時間の調整に關してはこの限りでない。

第二十九條 施 行

この法律は、一九三九年一月一日から、これを施行する。但し、休暇に關する第二十一條及び施行規定に關する第二十七條の規定は、公布の日からこれを施行する。

第三十條 現行法の變更

他の法律又は命令の規定で、この法律に抵觸するものは、この法律の施行と同時に、その效力を失う。

年少者保護法施行令(一九三八・一二・一二)

一、年少者保護法及びこの命令の意味における上級行政官廳とは、別表(附表第一)に掲げる官廳をいう。

第二條 第一項關係

二、内陸筏流しにおける少年については、特に法律に規定のない限り、労働時間令(一九三八・四・三〇)を適用する。兒童は、内陸水運又は筏流しに、これを就業させてはならない。

第二條 第三項關係

三、特定の家族經營に對し年少者保護法の規定の遵守を強行的に命ずる指令書は、配達證明郵便で、又は官吏を使用者としてこれを送達しなければならない。指令には理由を掲げ、且つ期限を附さなければならない。かかる指令は、家内労働に關する法律(一九三四・三・二三)に該當する經營に關する場合には、營業監督署が、國労働管理官(家内労働特別管理官)に諮問した後、これを發しなければならぬ。

第二條 第四項關係

四、特定の經營につき、營業監督署(鐵山監督官署)のなした本法の適用に關する決定は、配達證明郵便で、又は官吏を使用者としてこれを事業主に送達しなければならない。この決定には、理由を挙げなければならない。この決定及び訴願(第二十五條)についてはその裁決の謄本各三通を

國労働大臣に、鑛業については、謄本三通を國經濟大臣に、謄本一通を國労働大臣に、正式に提出しなければならぬ。

第五條第一項關係

五、労働許可證は、兒童の保護者についても、使用者についても、これを必要とする。但し、第五條第二項の規定によつて認められた労働に、單に臨時的に就業する満十二才以上の兒童については、この限りでない。労働許可證は、右の外兒童が單に臨時的に演奏、演劇その他の興行又は演藝及び映畫撮影に協力する場合においても、これを必要としない。但し、第五條第四項の場合においては、營業監督署の許可を受けなければならない（第二十項乃至第二十八項参照）。就業が或る程度繼續して常例的に反覆行われる場合は、單に臨時的な就業ではない。

六、労働許可證の交付申請は、兒童の法定代理人、兒童を使用しようとする事業主又はその他の關係者によつて、兒童が繼續の居所を有する土地の所轄町村警察署に對し、なされなければならない。申請が兒童の法定代理人以外の者によつてなされる場合には、その同意書を添附することを要する。申請は、文書又は口頭で、これをなすことができる。申請には、兒童の氏名、住所及び生年月日（出生の年月日、及び所）並びに就業の場所、種類及び繼續時間を明

示しなければならない。

七、町村警察署は、書式用紙（様式第一號）に申請の所要事項を記入しなければならない。この記入済書式用紙は、添附書類と共に、學務局及び少年保護局を経由して（但し、未就學兒童については、少年保護局を経由するだけで足りる。）就業地の所轄營業監督署に、これを送付することを要する。但し、次項の規定により直接に營業監督署に移送すべき場合は、この限りでない。申請は、要急事項として、これを處理しなければならない。少年保護局は、特に兒童の健康状態が當該就業を許すか許さないかを、決定しなければならない。……（以下削除）

八、町村警察署は、兒童の就業に對し何等疑念がなく、且つ迅速な交付が緊要と認められるときは、その労働許可證交付申請書を直接に營業監督署に送付することができる。但し、申請書の副本（様式第一號の寫）は、前項の規定により學務局及び少年保護局を経由して、これを營業監督署に送付しなければならない。營業監督署においても疑念がないときは、營業監督署は、申請書の正本受領後直ちに所要の制限を附した労働許可證を交付する。即決を必要とする事情があるときは、申請書は、町村警察署を経由することなく、直接營業監督署に、これを提出することができる。労働許可證は、この場合においても所要の制限を附して、

これを交付しなければならない。學務局及び少年保護局の意見は、事後にこれを徴することができる。

九、營業監督署は、申請について決定をする、勞働許可證（様式第二號）は、兒童の心身の狀態及び業務の性質に鑑み、教育上又は健康上の弊害その他の不利益を生ずる處れない場合に限り、これを交付することができる。申請は特に、兒童が作業場まで極めて遠路を通過しなければならぬ場合、又は事業主の一身上若しくは作業の性質上勞働許可證の交付を適當としないと認められる事由がある場合には、これを却下することができる。原則として特定の兒童につき、許可證一通に限り、これを發給することができる。特定の兒童につき例外的に二通以上の勞働許可證を發給する場合には、その各通に、就業時間を限定し、全勞働時間が法律の規定に適合するようにしなければならない。營業監督署は、勞働許可證を臺帳（様式第三號）に登録し、その通し番號を勞働許可證に記載しなければならない。勞働許可證は、これを申請者に交付することを要する。

十、營業監督署は、町村警察署、少年保護局及びドイツ勞働職權責任者の受任者の外、就學中の兒童については、學務局に、勞働許可證の發給を通報しなければならない。

十一、兒童の就業は、その兒童を使用する者（事業主）が勞

働許可證を有するときに限り、これを認める。事業主は、勞働許可證を保管し、官廳の要求があればこれを呈示し、勞働關係終了後は、これを兒童の法定代理人に手交しなければならない。

十二、兒童は、勞働許可證に氏名の記載ある事業主に限り、これを使用することができる。就業は、勞働許可證に記載された作業に限り、これを認める。就業は、勞働許可證に記載された勞働時間を超えてはならない。

十三、兒童を他の勞働關係に就業させようとするときは、町村警察署（即決を必要とする事情があるときは、營業監督署）に、勞働許可證の補正を申請しなければならない。町村警察署は、書式用紙（様式第四號）に所要の記入をなし、これを直接に營業監督署に送付することを要する。營業監督署は、新たな就業が兒童の生活に著しい變動を及ぼすものと認められる場合には、少年保護局及び權限あるドイツ國青少年指導者の意見を徴しなければならない。差支えないと認めるときは、事業主の氏名並びに作業の種類及び作業時間を、補正の目的をもつて營業監督署に提出された勞働許可證に記入しなければならない。臺帳（第九項）は、これを訂正することを要する。關係廳に對する通報に關する第十項の規定はここにこれを準用する。

十四、事業主が勞働許可證に、記載された作業以外の作業に

又は定められた労働時間を超えて、児童を就業させようとするときは、労働許可證を營業監督署に提出して、その修正を受けなければならない。申請は、前項第四段乃至第六段の規定に従つて、これを處理しなければならない。

十五、労働許可證の交付は、無料且つ無税で、これを行う。

労働許可證を亡失したときは、遅滞なく、その旨を營業の監督署に届出なければならない。營業監督署は、副本を作成する。副本については、手数料を徴収することができる。

十六、児童の教育上若しくは健康上有害なことが確定されたとき、又は児童が就業によつて明らかに危険その他の不利益を被る虞れあるときは、營業監督署は、労働許可證を失効させることができる。労働許可證の剝奪は、職權をもつて、又は申請に基づき、これを行う。この處分は、事業主及び児童の法定代理人に、配達證明郵便で、又は官吏を使者として、これを送達しなければならない。失効した労働許可證は、營業監督署に、これを返還しなければならない。剝奪は、これを臺帳（第九項）に記入することを要する。關係廳に對する通報に關する第十項の規定は、ここにこれを準用する。

十七、児童が屢々家内労働の補助に使用される部面については、上級行政廳は、ドイツ國青少年指導者及びドイツ労働

戰線責任者の受任者に諮問した後、國労働管理官（家内労働特別管理官）と協議し、且つ國労働大臣の同意を得て、労働許可證の交付に關し、前十一項の規定と異なる定めをすることが出来る。

第五條第二項關係

十八、國民學校就學の義務ある児童を、別表（附表第二）に掲げる作業場又は作業に就業させることは、第五條第二項後段の規定によつて、これを不適當として指定する。従つて家族經營においても、これを禁ずる。

十九、營業監督署は、児童が家族經營において就業する作業を、個々の場合において不適當として指定することが出来る。第五十三項の規定は、ここにこれを準用する。

第五條第四項關係

二十、第五條第四項の規定による演奏・演劇等における児童の就業についての許可申請書は、就業地の所轄町村警察署（ベルリンにおいては、營業監督署）に、事業主がこれを提出しなければならない。即決を要する事情があるときは、町村警察署を経由することなく、直接營業監督署に申請書を提出することが出来る。申請書には児童を就業させようとする演藝、児童の氏名、年令及び住所並びに作業（試演を含む。）の種類、時刻及び時間を記載しなければならない。右の外申請書には、保護者の同意書を添附する

ことを要する。但し、兒童について勞働許可證を必要とする場合（第五項後段）は、この限りでない。要求があれば演藝の臺本、又は撮影臺本を送付することを要する。三才未満の兒童を使用する場合には、兒童の保健のため及び兒童の嚴密な看護保護のため特別の豫防措置を講じた旨の證據を提出しなければならない。

二十一、演藝に單に臨時的に作業するに止まらない兒童については、勞働許可證下付の申請をしなければならない。（第六項第八項又は第十三項）

第五條第四項の規定による兒童作業の許可と勞働許可證の交付については、兒童の作業地と居住地とが同一の町村警察署の管轄に屬するときは、一の申請で足りる。

二十二、町村警察署は申請者の身許上疑念の餘地、例えば（勞働保護法規違反）があるかないかを調査しなければならない。同警察署は、右の外、經營の狀態又は作業の性質が、兒童の健康上又は風紀上の弊害その他の不利益を生ずる處があるかないかを決定しなければならない。申請書は、調査の結果に關する報告と共に、これを就業地の所轄營業監督署に移送しなければならない。兒童を二以上の土地において就業させる場合には、その最初の就業地の所轄營業監督署が決定をする。事業主が同時に勞働許可證の交付申請をする場合（前項後段）には、申請書は、第七項に

より學務局及び少年保護局を經由して、又は第八項により直接に、これを所轄營業監督署に送付しなければならない。

二十三、營業監督署は、藝術上又は學問上兒童の就業を必要とするときに限り、申請を許可することができる。この要件は、兒童の協力なくしては、その行事の藝術上又は學問上の目的が達成されない場合に限り具備されたものとす。兒童の就業によつて觀客に、單に一層強烈な印象を與えようとするに止まる企圖は、許可を與える正當な理由とはならない。疑議のある場合には、全國文化評議會の關係評議會（全國音樂評議會、全國劇場評議會、全國映畫評議會）（註）に諮問しなければならない。兒童を演藝そのものに參加させるのでなくて、給仕、案内人等として就業させるものである場合には、許可を與えてはならない。

（註）これら廢止された諸評議會の代りに、これに準ずる專門團體乃職業團體に諮問すべきものとされる。

二十四、三才未満の兒童の使用に對しては、特に嚴格な制限を附さなければならない。藝術上又は學問上の目的が、三才以上の兒童の協力又は監督技術的措置（人形の使用）によつても達成できる場合には、許可を與えてはならない。學問上、又は藝術上その必要が特に著しいということは、原則として、全國文化評議會の關係評議會（註）（前項）

に諮問した上で、これを決定しなければならない。

(註) 前項の(註) 参照。

二十五、何等疑念の餘地のないときは、營業監督署は、第九項又は第十三項の規定により、勞働許可證を交付する。許可證の交付は、第五條第四項の規定による許可たる效力を有する。時宜によつて附する許可の條件は、決定書をもつて、これを事業主に通知しなければならない。勞働許可證が必要でない場合(第五項後段)には、演藝に就業して差支えない兒童の氏名列挙した許可書を事業主に交付することを要する。

二十六、許可には、必要ある場合、兒童の災害豫防、保健、風紀に關する條件を附することができる。原則としては、兒童の不斷の監督につき配慮すべき旨が、指示されなければならない。監督者は、營業監督署の請求に基き、少年保護局が、これを指名することができる。右の外、就業の時間及び場所並びに休憩及び日曜日における臨時の作業に關する細目的指示がなされなければならない。營業監督署は、更に、上演又は撮影の豫定日及び他の營業監督署の管轄地内で行われる豫定の演藝を、遅くとも二十四時間以前に町村警察署及び必要ある場合には、當該地所轄營業監督署に、兒童の就業の始期及び終期、兒童の氏名、兒童保護の種類と共に届出なければならない旨を指示することがで

きる。

二十七、兒童は、その作業場に滞留する間、公認の資格ある乳兒保護看護婦、幼稚園保姆又は少年保護看護婦の保護に委ねられている場合限り、これを映畫撮影に就業させることができる。適當な場合には、營業監督署は右にかかわらず、監督をその他の者、例えば両親、教師又は撮影監督に委任することができる。監督者の選任に際しては、少年保護局は、營業監督署の請求があれば、これに協力しなければならない。作業場における一日の滞留時間は、符合せしめ時間を含め、三才未満の兒童については二時間以内、六才未満の兒童については四時間以内、六才以上の兒童については八時間以内に、これを制限しなければならない。撮影又は試演の際の照明時間は、その都度五分間を超えてはならない。三才未満の兒童は、弧燈その他生物體にこれに類する光線的作用を及ぼす燈火による照明下に、これを使用してはならない。

二十八、許可は、事業主が年少者保護法の規定又は許可の條件に著しく違反したときは、これを取消すことができる。許可の取消については、第十項に掲げる部局であつて、當該許可に關係した限りのものに、これを通報しなければならない。

第六條第一項關係

二十九、國民學校就學義務を終了した兒童は、職業補習學校における授業時間を除き一日について六時間以内、これを就業させることができる。授業時間を含め、一日の労働時間は、八時間を超えてはならない。

三十、十四才未満であつて、従つてこの法律の意味における兒童である徒弟は、第六條第一項後段の規定に基き營業監督署（鐵山監督官署）に届出て、少年と同様に、これを就業させることができる。普通の見習關係に在る兒童についても同様とする。届出は、事業主が文書又は口頭で、就業地の所轄營業監督署（鐵山監督署）に、これをしなければならぬ。届出は、就業が一日六時間を超えるときも、これを必要とする。營業監督署（鐵山監督署）は、危険作業に關する第二十條第二項の規定の準用により、就業を禁止し、又は制限することができる。

第六條第二項關係

三十一、第六條第二項に定める行事における兒童労働の許可申請は、第二十項、第二十二項及び第二十五項乃至第二十八項の規定に準じて、これを處理しなければならない。

第七條第二項關係

三十二、少年は、その性質上連續續行を要する労働に、一日について八時間以内、一週間について五十六時間以内、これを就業させることができる。但し、二週間引續いて百四

時間を超えてはならない。第九條の規定により労働時間の配分が變更され、又は第十條の規定により準備作業若しくは整理作業が行われる場合においても、一週間における五十六時間の最大限度を超えてはならない。

第九條第一項關係

三十三、經營の性質上労働時間の不均一な配分を必要とするかしないかに關する決定は、疑義ある場合に限り、これを必要とする。この決定は職權をもつて又は申請に基き、これを行うことができる。この決定は、配達證明郵便で、又は官吏を使者として、これを事業主に送達することを要する。決定が公告されるときは、特に通知することを必要としない。

二十四、原則的意義を有する決定は、上級行政廳の公報で、これを公告しなければならない。この公告の寫三通を國労働大臣に、鑛業にあつては寫三通を國經濟大臣に寫一通を國労働大臣に提出することを要する。……（以下公告掲載紙に關する規定は、今日該當紙なきにつき、略する。）

三十五、營業監督署（鐵山監督官署）に、原則的意義を有する決定の原案を、施行前上級行政廳に提出しなければならない。上級行政廳は、事後審査をしなければならない。必要がある場合には、更に決定を行うことができる。異議のない場合には、決定に同意する旨の意見を附して事案を營業監

督署（鑛山監督官署）に返送しなければならない。その他の場合には、決定の變更を行うことができる。

三十六、上級行政廳が第一審又は第二審として行う決定に對しては、その決定が當該上級行政廳の管轄區域外の多數の經營にも關係がある場合には、國労働大臣、鑛業にあつては國經濟大臣の承認を受けなければならない。

第十條第三項關係

三十七、前四項の規定は、特定の作業が第十條の意味における準備作業又は整理作業に該當するかしないかの決定に對しても、これを適用する。

第十一條關係

三十八、或人について適用ある限界を超える労働時間延長は、これを少年について許可してはならない。第十一條で労働時間延長につき定められた労働時間には、補習學校における授業時間を算入しなければならない。この點を許可書において指摘することを要する。

三十九、労働時間延長の申請書へ成るべく寫一通を添附するを要する。には、労働時間延長の理由、當該少年の數、年令及び性別、作業の種類、例外の期間、一日の労働及び休憩の繼續時間及び時刻を明らかにしなければならない。四十、除外例には期限を附さなければならない。除外例は、必要ある場合には、法律の目的、特に労働の繼續時間によ

る弊害に對する少年の保護と直接關係のある條件（例えば労働及び休憩の時刻、暖い食事の用意、時間外労働をした代償としての追加的休業の許與等に關する定め）によつて、これを制限することができる。原則として許可書又はその寫を經營内の見易い場所に掲示すべき旨を定めなければならない。法的根據（第十一條第一號又は第二號）は、これを許可書に明示することを要する。申請書の副本は、適當な場合において、これを許可に利用することができる。許可は、使用者が労働保護法規、特に許可の條件に著しく違背した場合には、これを取消することができる。

第十三條第一項關係

四十一、第十三條第一項の規定により時間外労働手當請求權を有しない徒弟は、該規定の精神上、普通の見習關係において就業する少年に準ずるものとする。但し、時間外労働手當請求權は、徒弟及び普通の見習關係において就業する少年が教育補助金を受ける場合においてのみ消滅する。

第十五條第四項關係

四十二、休憩につき別段の定めをなすに際しては、特に、作業の性質、作業室の状態、控室の有無並びに少年の年令及び性別を考慮することを要する。休憩時間の短縮は、休憩の總時間が同一であるか又は必要な休業が別に確保されているときに限り、これを許可することができる。就業が著

しい負擔となり又は有毒物の影響に曝されている少年については、休憩時間の延長を考慮すべきものとする。流れ作業乃至連續作業その他特に負擔の重い作業方法については、追加的になお、労働時間とみなさるべき一層頻繁な休憩（小休止）を命ずることもできる。

四十三、除外例の許可、例えば休憩時間の短縮は、第三十九項の規定に準ずる申請を前提とする。かかる申請は、第四十項の規定に従つて、これを處理しなければならない。休憩時間の延長は、職權をもつても、これを命ずることができない。この處分は、必要がある場合には、上級行政廳の公報で、これを公告しなければならない。

第十六條第二項關係

四十四、滿十六才以上の少年給仕又は少年料理人の二十四時までの就業は、旅店、飲食店の主たる取引が通常夜間に行われる場合に限り、これを許可することができる。就業の許可申請書には、第三十九項の記載事項に準ずる事項を記載しなければならない。この申請は、第四十項の規定に従つて、これを處理しなければならない。許可は、二十三日以後の就業が少年の完全なる實習上必要な場合に限り、これを與えることができる。この要件は、晝間又は夕刻において夜間におけると略々同様に頻繁な取引の行われる場合には、具備しない。

第十六條第四項關係

四十五、十六才未満の少年を、演奏、演劇その他の興行、藝若しくは娛樂、又は映畫撮影に、二十時以後において、就業させようとする届出は、事業主が文書をもつて、開催地の所轄營業監督署に、これをしなければならぬ。届出書には、少年の數、年令及び性別、作業の種類、並びに一日の作業及び休憩の繼續時間及び時刻を明らかにしなければならない。十六才未満の少年を第十六條第四項に掲げる行事に使用することが、健康上又は風紀上支障ありと認められる場合は、二十時以後の就業は、これを禁止し又は制限することができる。疑義ある場合においては、國文化評議會の關係評議會（國音樂評議會、國劇場評議會、國映畫評議會）（註）に諮問しなければならない。少年を演出に参加させるのでなくて、單に給仕、案内人等として使用しようとする場合には、二十時以後の就業は、これを禁止しなければならない。十六才以上の少年の就業は、必要ある場合には、危險作業に關する第二十條第二項の規定に基づき、これを全面的に禁止し、又は制限することができる。

（註）第二十三項の（註）参照。

第十六條第五項關係

四十六、作業時間を五時から二十二時までの間に變更することと關する届出は、文書で營業監督署（鑛山監督署）に對

し、これをしなければならない。届出書には、各作業時間において就業する成人従業員の數、少年の數、年令及び性別、作業の種類、各作業及び各作業時間の途中に與えられる休憩の繼續時間及び時刻並びに作業時間變更の理由を明らかにしなければならない。

四十七、作業時間を七時から二十四時までの間に變更することの許可申請には、前項の規定による届出と同様の記載事項を記載することを要する。この申請は第四十項の規定に従つて、これを處理しなければならない。

第十六條第六項關係

四十八、労働者が異常な高熱に曝される經營に對する許可については、申請の内容及び處理に關する第三十九項及び第四十項の規定を準用する。

第十七條第二項關係

四十九、少年は、當該事業部門における土曜日午後、就業が當該經營の所在地において慣習となつてゐる場合に限り、これを第十七條第二項に掲げる經營において、土曜日、クリスマス前日又は元旦前日の十四時以後に就業させることができる。

第十七條第四項及び第十八條第五項關係

五十、申請の内容及び處理に關する第三十九項及び第四十項の規定は、滿十六才以上の少年の土曜日十四時以後並びに

日曜日における就業許可の場合に、これを準用する。許可は、公益上の緊急の事由に基づく場合、又は自己若しくは他人の經營について重大な損害の發生する虞れある場合に限り、これを與えることができる。

第十九條關係

五十一、緊急の場合の届出は、口頭（電話）又は文書で遲滯なくこれをしなければならない。届出には、第十九條の規定による例外の理由となる事情、例外の範圍及びその豫想時間を挙げなければならない。この時間以上の作業については、第十九條の規定を根據として労働時間の特例を認めることはできない。營業監督署（鑛山監督署）は、可能な限り、緊急事態の存否につき、事後審査をしなければならない。

第二十條第一項關係

五十二、少女は、鑛山、塩坑、選鑛施設、地下で營まれる採石場及び鑛坑にあつては坑内作業に、更に選鑛（選別、洗鑛）を除く採掘、運搬及び荷積にあつては坑外作業にも、これを、就業させてはならない。少女は、更に製鐵所、製鋼所、金屬製鍊所、鐵鋼その他の壓延工場、プレス工場及び鍛造工場であつて、これらの材料の冷間加工をしないもの、コークス製造工場及び一切の土木・建築工事において、經營固有の労働に、これを就業させてはならない。

第二十條第二項關係

五十三、營業監督署（鑛山監督官署）の危険作業就業に關する指示は、第二十條第一項の規定に基ずき國勞働大臣（國經濟大臣）の發する規程の限度以上に及ぶことができる。

この指示は、危険作業に、就業する經營若しくは經營の一部の全少年又は個々の少年についてこれをなすことができる。就業は、全面的にこれを禁止し又は制限することができる。指示は、文書によつてこれを發し、且つ配達證明郵便により又は官吏を使者としてこれを事業主に送達しなければならぬ。第二十五條の規定に基ずき認められる右の揭示に對する訴願は、指示の送達後二週間以内に限り、これを提起することができる。この除斥期間は、指示書において、これを指摘することを要する訴願は、指示された措置の不履行が少年の健康上又は風紀上、何等直接且つ著しい危険を伴うものでない場合には、延期的效力を有する。この點に關する決定は、營業監督署（鑛山監督署）が、これを行ふ、原則的意義を有する指示は、その寫を國勞働大臣に、鑛業については國經濟大臣に、正式に提出しなければならない。

第二十一條關係

五十四、土木・建築業、土木・建築附隨業その他の營業であつて、その性質上特定の季節に限り行われ、又は通常一年

の特定期間において著しく繁忙なものにあつては、賃率規則（註）により、休業期につき年少者保護法第二十一條の規定に異なる定めをなし、且つ、休暇許與の義務を、少年を使用する個々の事業主に配分することができる。この規定は、徒弟關係における少年の就業については、これを適用しない。従業員は、その者が滿十八才に達した曆年についても、その年において少年として三カ月を超えて當該經營において、就業した場合には、第二十一條の規定による休暇を受けるものとする。

（註）理在では、勞働協約と讀み替えらるべきものとされる。

第二十三條第一項第一號關係

五十五、少年の名簿（休暇簿）には別表様式（様式第五號）の記載事項を記入しなければならない。名簿は、右と同様の記載事項を記入したカード式目錄をもつて、これに代へることができる。

第二十三條第一項第二號關係

五十六、備付の代りに、法律の揭示となすことができる。揭示には、少くとも法律の第一條乃至第三條及び第七條乃至第二十六條の規定が讀み易く謄寫されていなければならない。

第二十三條第一項第三號關係

五十七、一日の通常の作業及び休憩の開始時及び終了時に關する揭示を見易い場所になければならない旨の規定は、これを成人従業員につき準用する（勞働時間令第二十四條第一項第二號）。少年についての揭示事項と成人についての揭示事項は、同一の揭示に記載して差支えない。經營の個々の部局で勞働時間の定めが異なる場合には、各部局につき、揭示を必要とする。個々の少年の通常の勞働時間が一般の勞働時間と異なるときは、その異なる條働時間を揭示で明らかにしなければならない。營業監督署（鑛山監督官署）は、細目的指示をなし、特に簡略な揭示方法を許可することとできる。

第二十三條第一項第四號及び第五號關係

五十八、調整期間内における勞働時間の同様な不均一配分が稍々長期にわたり反覆される場合には、前項の揭示をもつて、勞働時間配分變更の記録とみなす。揭示には、調整期間の各日につき、作業及び休憩の開始時及び終了時を掲載しなければならない。

五十九、例外の場合における一日の勞働時間が、揭示（第五十七項）によつて公示された通常の勞働時間と異るときは、揭示を補正すると共に、變更の日及び變更の範圍を、遅くとも次の作業日までに名簿又はカード式目錄に記入しなければならない。記入は、調整期間内における個々の少

年の總勞働時間が法定の限界を超えないことを、明認し得るようになされなければならない。記入は、賃金彙帳又は賃金カード目錄に、これをなしても差支えない。

六十、日々の勞働時間が頻繁に變更されるときは、揭示（第五十七項）に代えて目錄又はカード式目錄を調製することができる。この目錄には日々の作業の開始時及び終了時並びに作業の繼續時間を各少年毎に、場合によつては經營、經營の部局又は特定の従業員群毎に一括して、遅くとも次の作業日までに記入することを要する。時間記録時計カードも、これを充分な記録とみなすことができる。記入は、賃金彙帳又は賃金カード目錄に、これをなしても差支えない。

六十一、準備作業及び整理作業に關する記録は、作業時間及び關係少年に關する記載も含まなければならない。但し、一日の勞働時間に關する揭示（第五十七項及び第五十八項）又は勞働時間の配分變更に關する名簿、カード式目錄その他の記録（第五十九項及び第六十項）に準ずる記載事項の記載で足りる。準備作業又は整理作業が勞働時間の繰下げ開始若しくは繰上げ終了又は休憩時間の延長によつて調整される場合には、記録は、これを必要としない。

六十二、緊急の場合における確定作業時間、作業の種類及び關係少年は、遲滞なくこれを記録に記入しなければならない

い。記録としては、營業監督署（鑛山監督官署）に對する
届出書（第五十一項）の副本で足りる。

六十三、土曜日の十四時以後又は日曜日における就業の代價
たる休日（第十七條第二項及び第十八條第三項）の一覽表
には、別表様式（様式第六號）の記載事項を記載しなければ
ならない。この記載事項は、労働時間の配分變更に關する
名簿、カード式目錄その他の記録（第五十九項及び第六
十項）に、これを記載しても差支えない。記入は、遅くとも
就業の日以後一週間以内に、これをしなければならな
い。關係従業員には、その要求に基づき名簿を閲覧させな
ければならない。休日に關する定めが稍々長期間同一であ
るときは、名簿に代えて、これに準ずる事項を記載した掲
示をなすことができる。揭示は、經營内の見易い場所に、
これを爲すことを要する。

六十四、國労働大臣（鑛業にあつては國經濟大臣）は、各種
の經營又は作業につき、記録の統一的形式を定めることが
できる。かかる規程が發せられない限り、營業監督署（鑛
山監督官署）は、これに準ずる指示をなすことができる。

營業監督署は、これと異なる定めをなすこともできる。

第二十三條第二項關係

六十五、事業主及び従業員は、營業監督署に對し、その職務
の遂行上必要な申告をなす義務を負う。要求に基き營業監

督署に呈示し、又はその閲覧に供するため送付すべき記録
中には、第五十七項乃至第六十三項に定める一切の揭示、
名簿、カード式目錄、特に時間記録時計のカード、賃金な
いし俸給臺帳その他従業員の數及び構成並びに各従業員の
作業の種類及び繼續時間を明らかにした一切の證據書類も
含むものとする。これらの記録は、最後の記入の時以後少
くとも一年間、これを保管することを要する。

第二十四條第四項關係

六十六、第二十條の規定により指示された措置の履行を強制
するためには、原則として先ず第二十四條第一項及び第二
項に基く刑事訴訟手續が行われなければならない。第二十
四條第四項の權限は、處罰の確定した後にもなお指示に適
合する狀態が成立しないときに始めて、これを行使するこ
とができる。但し、指示された措置の不履行が、少年の健
康上又は風紀上、直接且つ著しい危険を伴うものである場
合に限り、刑事訴訟手續の終結前に營業の停止を命ずること
ができる。この營業停止處分の寫三通を國労働大臣に、
鑛業にあつては寫三通を國經濟大臣に、寫一通を國労働大
臣に正式に提出しなければならない。

六十七、營業の停止は、當該經營が第二十條の規定に基き發
せられた指示を受けた場合に限り、これを命ずることがで
きる。指示は、少年に對し著しい弊害又は危険を伴うこと

なく營業の繼續ができるような措置が執られたときは、遲滞なくこれを取消さなければならぬ。

第二十六條第一項關係

六十八、町村警察署は、この法律の施行につき、營業監督署に協力しなければならない。

六十九、削除

雜 則

七十、營業監督署（鑛山監督官署）は、一の決定をもつて同時に、この年令及び労働時間令施行令（一九三八・一二・一二）による二以上の許可を與えることができる。

七十一、營業監督署（鑛山監督官署）は、第三項、第十九項及び第五十三項の規定による指示、第四項、第三十三項及び第三十七項の規定による決定並びに第二十五項、第三十一項、第四十項、第四十三項、第四十四項、第四十七項、第四十八項及び第五十項の規定による許可に關し夫々臺帳を調製しなければならない。この臺帳及び營業監督署（鑛山監督官署）が労働時間令（一九三八・一二・一二）によつて調製しなければならない臺帳は、簡易化と見易くするために、これを一覽表に一括することができる。國労働大臣（鑛山監督官署については國經濟大臣）は、臺帳又は一覽表の統一の様式を定めることができる。かかる定めがな

されない限り、上級行政廳は、國労働大臣（鑛業にあつては國經濟大臣）の承認を得て、右に準ずる指示をなすことができる。

施 行

七十二、この命令は一九三九年一月一日から、これを施行する。少年の休暇の實施に關する命令（一九三八・七・二）は、この命令施行の時から、その效力を失う。第五項乃至第二十八項の規定は、労働許可證の交付に關する限り、一九三九年二月一日からこれを施行する。その時までは、國民學校就學義務ある兒童は、第五條第二項乃至第四項の範圍において、労働許可證なしに、これを、就業させることができる。

七十三、七十四、削除

2 國就學義務法（一九三八・七・六）（註）

（註）1 以下年少者保護に關係ある條文のみを採録するに留めた。

2 教育制度は各州の專屬的所管事項であるため、若干の州ではこの「國就學義務法」を改正し、既に州の就學義務法とし、戦後新たに公布を見たものもある。例えば、ヘッセン、ブレーメン、ハンブルク、

ニーダーサクセン、ノルトライン、ヴェストフアールン、バーデン、西部ベルリン、シュレスヴィヒ・ホルスタイン等の各州・市における如きがそれである。

第三章 職業補習學校就學義務

第八條 職業補習學校就學義務の開始

職業補習學校に就學すべき義務は、國民學校就學義務の終了と共に始まる。

第九條 職業補習學校就學義務の期間

(1) 職業補習學校就學義務年限は、三年とする。但し、農業については二年とする。徒弟は、専門的職業教育施設に存する限り、更に徒弟期間の終了するまでこれに就學する義務を負う。

(2) 轉業した場合には、職業補習學校就學の義務は復活する。但し、少年が満十七才に達した後は、この限りでない。轉業以前の職業補習學校履修期間は、これを通算することができる。

(3) 職業補習學校就學義務は、左の各號の場合には、第一項の期間満了前に終了する。

(イ) 視學官廳が、就學義務者の從來の實習に徹し爾後の就學を不必要と決定したとき。特に、特別の職業に就か

ない少女については、家事學校に一年間就學した後。

(ロ) 満十八才に達したとき。但し、第一項後段の規定により、専門的職業教育施設に就學する義務のある徒弟については、この限りでない。

(ハ) 就學義務者が婚姻をなしたとき。

第十條 職業補習學校就學義務の履行

(1) 職業補習學校就學義務は、視學官廳が就學義務者について規定した職業補習學校に就學することによつて、これを履行しなければならない。

(2) 義務は、左の各號に掲げる者を除くの外、すべての少年について成立する。

(イ) 職業補習學校の教育に、代るべき十分の資格ありと認められた専門學校に就學する者

(ロ) 少くとも一週二十四時間、他の公立又は私立の學校の授業を受ける者

(ハ) 大學に就學する者
(ニ) 削除

第四章 共通規定

第十一條 就學義務の免除

教化不能な兒童及び少年は、就學義務を免除する。(註)

(註) 第一項施行令(一九三九・三・七)の本條關係は左の

如くである。

一、身體又は精神の狀況が現存の特殊教育施設を以てしてもこれを進歩向上させる見込のない児童及び少年は、これを教化不能なものとなすことができる。

二、教化不能の場合における就學義務の免除は、法律に依つて、これを行う。教化不能であるかないかについては郡の所轄視學官廳が校醫又は醫官の鑑定を徴した後、これを決定する。同官廳は、特に既に在學中の就學義務者を、教化不能として退學させるべきか否かについて決定する。

第十二條 就學強制（註一）

國民學校又は職業補習學校就學の義務を履行しない児童又は少年は、強制的にこれを就學させる。この場合には、警察の援助を求めることができる（註二）。

（註一）前記施行令の本條關係は左の如くである。

一、……（略）……

二、就學の義務は、教科課程による授業その他一切の學校行事であつて、學校の授業目的又は教育目的のために行うものには、それが校外又は通常の授業時間外に行われる場合にも、常にこれに参加すべき義務を含む。従つて又特に、校則の諸規定はこれを嚴守し、學校の紀律に關する諸措置並びに學校衛生上の諸指示はこれを遵守しな

ければならない。但し、この參加義務は、就學義務者が良心の自由に關する規定により、不参加の旨を適法に届出である授業又は行事については、成立しない。

三、學校又は個々の學校行事の休暇は、特別の例外的場合に限り、これを興えることができる。休暇は、一カ月につき二日以内の場合には級の主任教師が、三カ月につき二週間以内の場合には學校長が、それ以上の場合には郡の所轄視學官廳が、これを興える。

四、病氣のために學校を缺席する場合には、第十三條第一項に掲げる者は、遅くとも二日目までに、級の主任教師に報告する義務を負う。缺席がそれ以上長引く場合には學校長の請求に基づき醫師の證明書を提出しなければならない。

五、……（略）……

六、就學義務の履行強制の適用は、就學義務者及び教育權者に對し方策を盡した後に限るべきものとする。

（註二）ヘツセン、ニーダーザクセン、ノルトライン・ヴェストファーレン三州の法律には、この警察の援助を求める旨の規定がない。

第十三條 就學義務の履行に關する第三者の責任（註一）

（一）就學義務者の保護者並びに就學義務者の教育又は保護を委任された者は、就學義務者が授業その他の學校の行事

に常に参加し、且つ校則を遵守するよう配慮しなければならない。

(2) 就學義務者の保護者は、關係規定に従い、適當な方法で就學義務者に就學に必要な用意をさせ、且つ學校衛生の實施のために發せられる指示に従うべき義務を負う。

(3) 親方、儲主、經營指導者(註二)又はこれらの者の代理者は、就學義務者に就學義務の履行に必要な時間を與え(註三)且つその就學義務の履行を督勵しなければならぬ。

(註一) 前記施行令の本條關係は左の如くである。

一、就學義務者の身柄を保護すべき義務のある者は、民法の規定に従つてこれを定める。或る者が就學義務者の教育及び保護を委任されいるか否かの決定は、原則として事實上の諸關係を基準として、これを行う。

二、就學義務者に適當な用意をさせる義務は、正常な學習に必要な一切の事項、特に清潔、服裝及び學用品支給に關する事項を包含する。就學義務者の身柄を保護すべき義務ある者の給付能力は、これを斟酌しなければならぬ。學用品の全部又は一部を無料で支給する旨の規定は國就學義務法によつて何等の影響も受けない。

(註二) 使用者と讀み替えられるべきものとされる。

(註三) 年少者保護法第八條參照。

第十四條 罰 (註)

(1) 故意又は過失によつて就學義務に關する規定に違反した者は、一五〇ライヒスマルク以下の罰金又は拘留に處する。但し、他の法律によつて、これより重い刑罰に處すべきときは、この限りでない。

(2) 名望の濫用、説得その他の手段で、故意に就學義務者又は前條に掲げる者をして就學義務に關する規定に違反させた者も、右と同様の刑罰に處する。

(3) 刑事訴追は、學校長又は視學官廳の告訴に基ずいてのみ、これを行う。告訴は、これを取消すことができる。

(註) 前記施行令の本條關係は、左の如くである。

一、第三項の規定に依り告訴權を行使する前に、就學義務に關する規定に對する故意又は過失による違反の要件の存否、特に學校缺席が當該の事情下では宥恕し得るものでないかを慎重に審査しなければならない。

二、告訴は、通常、學校長がこれを行う。疑義のある場合には、郡の所轄視學官廳の決定を求めなければならない。

三、訴追は、原則として警察的處罰手續で、これを行う。情狀の重い場合に限り、直接に裁判所の處罰を請求することができる。

B 婦 人

1 母性保護法（一九四二・五・一七）

第一條 適用範圍

（1）この法律は、各種の經營及び事業に就業するすべての女子従業員についてこれを適用する。國労働大臣（註）は、關係大臣と協議して、この法律の個々の規定を家事使用人、家庭被用者、女子家内労働者その他の女子であつて、特定の労働關係に在る者、又はその他の資格で主として、經營従業員が通常行う作業を行う者についても、適用あるものとすることができる。

（2）農夫の妻、農場主の妻であつて農業に従事する者及び農業の補助をする女子家族については、國労働大臣は、國食糧・農業大臣及び國務大臣と協議して適當な母性保護に關する規定を發することができる。

（註）以下ドイツ國の大臣は夫々各州のこれに準ずる大臣と讀み替えらるべきものとされる。

（3）削除

第二條 妊婦の就業禁止

（1）妊婦は、醫師の證明に依り母子の生命又は健康を害する虞れのある場合には、これを就業させてはならない。

（2）妊婦は、重い荷物を持揚げ、擔う等の肉體重労働、又は有害物質、有害放射線、塵埃、ガス、蒸氣、高温、寒冷、濕氣若しくは振動の有害な作用に曝される労働に、これを就かせてはならない。妊婦を請負作業、割増賃金作業又は流れ作業に就かせることは、基準作業実績がその體力に過重であるときは、これを認めない。營業監督署は、特定の作業がこれを認めない營業監督署は特定の作業がこれらの規定に該當するかしないかを決定し、またその他の特定の作業に就業することを禁止することができる。これらの規定の適用ある場合又は醫師の指示により作業を轉換する場合には、妊婦に對して、最近十三週間の平均賃金を引續き支給しなければならない。但し、妊婦が出産手當金を受けることができる場合（第七條第一項第一段）は、この限りでない。當事者は、これと異なる協定をすることができる。

（3）妊婦には、出産直前六週間以内において、その請求に基き、すべての作業を免除しなければならない。

（4）國労働大臣は、關係大臣と協議して、妊婦の就業禁止に關する細則を定めることができる。同大臣は、横臥室の設置その他經營及び事業における妊婦保護に關する措置を命ずることができる。かかる定めがなされない限り、營業監督署は、これに準ずる指示をなすことができる。

第三條 産後の就業禁止

(1) 産婦は、産後六週間を経過するまで、これ就業させてはならない。哺育中の母に對してはこの期間を八週間に、早産後哺育中の母に對しては十二週間に延長する。

(2) 營業監督署は、哺育中の母の保護及び出産直後の數カ月間、完全な作業能力がないと醫師が證明する女子の保護に關する措置を命ずることができる。

第四條 時間外労働、夜業及び休日労働の禁止

妊婦又は哺育中の母は、これを時間外労働に就かせ、二十時から六時までの間において、又は日曜・祭日に就業させてはならない。農業にあつては、右の外、一日について九時間を超えて、就業させてはならない。營業監督署は、特別の場合において、除外例を許可することができる。

第五條 哺育時間

哺育中の母には、請求に基き、哺育に必要な時間を與えなければならぬ。哺育時間は、連續四時間半を超える労働時間については、四十五分に満たなければならぬ。連續八時間以上の労働時間については、請求に基き、四十五分の哺育時間を二回與え、又は作業場附近に哺育室がない場合には、九十分の哺育時間を一回與えなければならぬ。労働時間は二時間以上の休憩によつて中斷されない限り、これを連續するものとみなす。哺育時間を與えることの故をもつて、減給

してはならない。營業監督署は、哺育時間に關する細則を定め、哺育室の設置を命ずることができる。

第六條 解雇禁止

女子は妊娠を理由としてその意思に反してこれを解雇してはならない。妊娠中及び産後四カ月を経過するまではその他の理由による解雇も、使用者が、解雇の當時妊娠若しくは出産の事實を知り、又は遲滞なくその旨の通知を受けた場合には、これを無効とする。但し、その女子が就業關係の解消に同意した場合は、この限りでない。重大な理由により就業關係の解消を必要とするときは、國労働管理官(註)は、除外例を許可することができる。

(註) 州労働局と讀み替へらるべきものとされる。

第七條 出産手当金及び哺育手当金(註)

(1) 法定の疾病保險の被保險者である女子は、出産の直前六週間及び直後六週間の間最近十三週間の平均賃金の額に相當し、且つ少くとも一日について二ライヒスマルクの出産手当金を受ける。哺育中の母は、産後については八週間、早産後については十二週間、出産手当金を受ける。女子が報酬を得て働く期間については、出産手当金の請求權は、消滅する。法定の疾病保險の被保險者でない女子に對しては、保護期間中正規の賃金を引續き支給しなければならぬ。

(2) 哺育中の母であつて、法定の疾病保険の被保険者である者は、その哺育する期間、産後第二十六週目の経過するまで、一日について〇・五〇ライヒスマルクの哺育手當金を受ける。

(3) 法定の疾病保険のその他の給付は、引續きこれを支給する。

(註) 本條は、バイエルン及びヴュルテンベルク・バーデンの兩州においては、今日既に失効し、ヘッセン州においては、明確に失効しないまでも、最早や適用されてい

ない由である。

第八條 保護期間、通知義務

(1) 産前六週間の期間(第二條第三項及び第七條第一項)の算定については、醫師又は助産婦の説明を基準とする。醫師又は助産婦が出産の日時を誤診したときは、誤診の程度に應じてこの期間を短縮し又は延長する。(註)

(註) この規定は、米軍占領地域の諸州では、失効した。

(2) 妊婦は、その兆候を覺知したときは直ちに、妊娠の事實及び出産の想定日を使用者に通知しなければならない。

また、使用者の請求に基き、醫師又は助産婦の説明書を提出しなければならない。證明書に要する費用は、使用者がこれを負擔する。

第九條 託兒所

勤勞母性の子女の充分な保護を確立するため、國勞働大臣は、經營及び事業がナチス厚生團又は市町村公共團體の託兒所の費用の一部を負擔すべき旨を規定することができる。かかる託兒所がない場合又は設置されない場合には、國勞働大臣は、經營又は事業が自ら託兒所(乳兒託兒所、幼稚園又は兒童託兒所)を設置し、且つ維持すべき旨を規定することができる。公の經營及び行政については、この權限は、國勞働大臣又は第十二條第四項の規定により國の最高府官廳が關係大臣と協議して、これを行使する

第十條 法律の備付

當時女子を使用する經營及び事業においては、この法律の寫を閱覽するに適當な場所に備え付けなければならない。

第十一條 罰則

(1) 故意又は過失によつて、この法律の規定(第八條第二項の規定を除く)又はこの法律に基き發せられた命令若しくは指示に違反した者は、これを一五〇ライヒスマルク以下の罰金又は拘留に處する。特に重い場合には、輕い懲役及び罰金を併科し、又はその一に處する。

(2) 使用者は、この法律に基き自己の負うべき義務を従業員に委任することができる。委任を受けた者が前項に掲げる規定に違反したときは、それらの者を罰する。使用者がその情を知りながらその違反行為がなされた場合、又は使

用者がその事情の下では可能であつた經營上の監督につき、又は自己の代理者の選任若しくは監督につき必要な注意を缺いた場合には、行爲者の外その使用者を罰する。

第十二條 監 督

(1) この法律の規定及びこの法律に基づき發せられる規程の實施を監督することは、營業監督署の實務とする。

(2) 農業經營については、營業監督署は、國農業團と協議してこの法律により自己に屬する權限(第二條第二項及び第四項、第三條第二項、第四條及び第五條)を行使する。

(3) 國勞働大臣は、この法律により自己に屬する權限を他の官署に委任することができる。

(4) 國、國中央銀行又は州の經營及び行政並びに市町村又は市町村連合の行政にあつては、夫々上級服務監督官廳がこの法律によつて國勞働大臣又は營業監督署に屬する權限を行使する。但し、命令制定權は、國の最高官廳に專屬する。國又は州の最高所管廳は、國勞働大臣と協議して、これらの權限を營業監督署に委任することができる。

(5) 削除

第十三條 施行規定

國勞働大臣は、國內務大臣その他の關係大臣と協議して、この法律の施行及び補充に必要な法規又は行政規則を發す。國勞働大臣は、夫々の主務大臣と協議して、妊婦、産婦

及び哺育中の母が、その意思に反して、服務する義務を負われない旨を規定することができる。

第十四條 現行法律の變更

(1) 産前、産後の就業に關する法律(一九二七年七月一日、同年一〇月二九日)は、その效力を失う。

(2) 勞働時間令(一九三八年四月三〇日)において、第七條第一項は、これを削除し、第二項乃至第四項は、夫々第一項乃至第三項とする。同令第十九條第三項において、「第十七條第四項」を「第十七條第三項」に改める。

(3) 國勞働大臣は、國保險法をこの法律の第七條の規定に適應させることができる(註)。第七條第一項の規定により、疾病保險の負擔者について生ずる増加費用は、國がこれを補償する。細則は、國勞働大臣が國財務大臣と協議して、これを定める。

(註) この想定は、米軍占領地域の諸州では失効。
第十五條 施 行

この法律は、一九四二年七月一日から、これを施行する。

(後段の規定削除)

母性保護法施行令(一九四二・五・一七)

第一章 適用範圍(第一條關係)

一、削除
二、削除

三、母性保護法の規定は、この命令の第八章に規定されている限りにおいて、女子家内労働者についても、これを適用する。

第二章 妊婦の就業禁止（第二條關係）

四、妊婦は、通常、重量五キログラムを超える荷物を機械を用いることなく、手で持揚げ、又は重量八キログラムを超える荷物を機械を用いることなく、手で動かし若しくは運ぶ作業に、これを就かせてはならない。これより重い荷物を機械を用い手で、持揚げ、動かし又は運ぶべきときは、妊婦の肉體的負擔は、前段に定める作業におけるよりも大であつてはならない。前二段の規定は、負擔が頻繁に變る農業に従事する妊婦については、妊娠滿三カ月經過後から、これを適用する。但し、重い荷物を持揚げ且つ擔うことは、母子の生命又は健康に明らかに有害な場合には、妊娠滿三カ月經過前であつても、これを認めない。

五、妊婦は、作業中に小休息をなすための腰掛け設備のある場合に限り、これを、立業に就かせることができる。かかる作業に就かせることは、妊娠滿五カ月經過後は、一日について四時間を超えてはならない。

六、高度の足の負擔を伴う一切の機械、特に、専ら足で運轉する機械は、これを妊婦に運轉させてはならない。

七、妊婦は、木材の剝皮作業に、これを就かせてはならない。

八、妊婦は、業務上の疾病への災害保險の擴張に關する第三次命令（一九三六・一二・一六）の意味における職業病にかかる虞のある作業に、これを就かせてはならない。例えば、鉛、水銀、及びこれらの化合物、ベンゾール含有溶媒、ハロゲン化炭化水素、及び二硫化炭素を取扱う作業並びに女子がレントゲン線及び放射能物質の作用に曝される作業は、これに該當する。爆發物製造工場における作業であつて、ベンゾール及びその同族體のニトロ化合物、二硝酸グリコール、ニトログリセリン等を取扱うものに就業させることもまたこれを禁止する。

九、妊婦は、妊娠滿三カ月經過後は、公の交通運輸機關又は業務用の輸送機關にこれを就業させてはならない。

十、母性保護法第二條第二項後段の適用については、請負又は割増賃金で季節労働を行う妊婦に對しては、かかる労働が經營において行われる期間についてのみ平均賃金を引續き支給するを要する。自餘の期間については、妊婦が妊娠していなかつたならば經營において受くべかりし賃金を、妊婦に引續き支給するを要する。

第三章 産後の就業禁止（第三條關係）

十一、女子は、産後出生證明書等により、母性保護法第三條第一項の期間が續過したことが立證された場合に限り、これを就業させることができる、この期間經過後であつても醫師の證明によりその女子が作業不能である間は、その就業を許さない。

十二、出産直後の數カ月間、完全な作業能力のない女子は、その作業能力に相應した作業に限り、これを就業させることができる。女子の作業能力について相當の疑いがある場合には、作業轉換の必要があるかないかについて醫師の證明を求めなければならない。この證明に要する費用は、使用者の負擔とする。

十三、第五項前段、第七項及び第八項の規定による就業禁止は、哺育中の母についても、これを適用する。

第四章 時間外労働、夜業及び休日労働の禁止

（第四條關係）

十四、母性保護法第四條の意味における時間外労働とは、労働時間令（一九三八・四・三〇）第三條及び第四條（註一）並びにパン製造業及び菓子製造業における労働時間に關する法律（一九三六・六・二九）第二條及び第三條（註

二）の限度を超えてなされる労働をいう。

（註一）労働時間令第三條は、左の如くである。

「第三條 通常の労働時間。平日における通常の労働時間は八時間を超えてはならない。

第四條 労働時間の配分變更。（一）個々の平日における労働時間が常例的に短縮されるときは、その喪失する労働時間は、これを當該週、その前週又は翌週の他の平日に配分することができる。かかる調整は、經營の性質上労働時間の不均一な配分を必要とする場合においても、これを認める。營業監督署は、かかる要件の存否を決定することができる。

（二）經營祝祭日、國際日、公の行事その他これに準ずる事由により休業する日の労働時間は、その休日前後五週間の平日にこれを配分することができる。従業員にその休日以上にわたる連續的休日を與えるため、これらの休日前後に引續き平日において休業する場合も、同様とする。

（三）前二項の規定を適用する場合において、日々の労働時間は、一日について十時間を超えてはならない。營業監督署は、この限度を超えることを許可することができる。」

（註二）この法律の第二條及び第三條は左の如くである。

「第二條 通常の労働時間」

労働者の平日における通常の労働時間は、休憩を除き八時間を超えてはならない。

第三條 労働時間の配分變更

前條の規定にかかわらず、個々の平日において生ずる労働時間の喪失は、當該週又はその翌週の他の平日における時間外労働によつて、これを調整することができる。」

十五、農業その他の事業部門であつて、労働時間令並びにパン製造業及び菓子製造業における労働時間に關する法律の適用範圍に屬しないものにあつては、通常の労働時間を超えてなされる労働は、これを時間外労働とみなす。

農業に従事する妊婦又は哺育中の母は、一日について九時間を超えてこれを就業させてはならない旨の、母性保護法第四條の禁止は、前段に掲げるその他の事業部門に、これを擴張する。

十六、交替制による經營においては、母性保護法第四條の規定にかかわらず、營業監督署に届出た後、妊婦又は哺育中の母を二十三時まで就業させることができる。但し、毎週その就業時を轉換するを要する。國労働大臣は、二十三時までの就業を營業監督署の許可ある場合に限り、認める旨を、行政處分で指示することができる。

十七、交通業、旅店、飲食店その他の宿泊施設、療養施設、

演奏、演劇その他の興行、演藝又は娯樂においては、母性保護法第四條の規定にかかわらず、妊婦及び哺育中の母を日曜・祭日に就業させることができる。但し、毎週一回夜間休息に引續き二十四時間以上の連續的休息時間が與えられる場合に限る。

十八、國労働大臣は、時間外労働、夜業及び休日労働の禁止に關する母性保護法第四條の規定を、行政處分で、十四才未満の子を保護しなければならない母に擴張することができる。國労働大臣は、右の外、一週間に於いて少くとも一回、午前又は午後にかかる女子の作業を休ませなければならない旨を指示することができる。

第五章 哺育時間（第五條關係）

十九、哺育時間の代償として、事前又は事後に、哺育中の母に労働させてはならない。哺育時間は、これを、労働時間令その他の規定で定める休憩時間に算入してはならない。

二十、哺育中の母は、その要求があれば、これを、その住居の近傍若しくは交通便利な位置に在り、又は作業を少々長く中止してその住居において哺育することの可能な作業場に就業させなければならない。營業監督署及び労働局は、數箇の經營の労働力の交換によつて、かかる要求を充たすことができるかできないかを審査する。労働局は、妊婦及

び哺育中の母の労働配置についても、かかる要求を斟酌する。

第六章 出産手當金（第七條關係）

二十一、賃金が月によつて計算される女子は、第七條第一項前段の規定を適用する場合、最近三カ月間の平均賃金の額に相當する出産手當金を請求することができる。

二十二、法定控除分を減額された賃金は、これを第七條第一項前段の意味における賃金とみなす。

二十三、女子が就業することなくして、引續き正規の賃金の支給を受ける期間についても、出産手當金請求權は、消滅する（母性保護法第七條第一項中段）。

二十四、母性保護法第七條第一項中段及びこの命令第二十三項の場合において、賃金の一部のみが支給されるときは、出産手當金は、これに應じて減額される。

二十五、法定の疾病保險の被保險者でない女子であつて、母性保護法第七條第一項後段の規定に基づき引續き賃金の支給を受くべき者に對しては、その者が法定の疾病保險から家族扶助として當然受くべきものを、出産手當金として加算支給しなければならない。

第七章 公開販賣所の女子經營者

二十六、妊婦又は産婦であつて、公開の販賣所を獨立して經營し、且つ販賣員を使用していない者は、店舗閉鎖に關する命令（一九三九・一二・二一）第二條（註）の規定にかかわらず、出産直前六週間及び出産直後十二週間、その店舗を閉鎖することができる。女子經營者は、店舗閉鎖の間を町村警察署に届出なければならない。

（註）この命令の第一條及び第二條は、左の如くである。

「第一條 公開販賣所の營業取引を閉鎖しなければならない時間は、官廳の命令で、これを定める。かかる命令が發せられない限り、従前の規定が適用される。

第二條、公開販賣所の經營者は、販賣時間（第一條）中その店舗を開くべき義務を負う。この義務は、官廳の命令によつて、これを解除することができる。その他緊急の場合においても、この義務は消滅する。」

第八章 女子家内労働者

二十七、本章の規定は、妊婦、産婦又は哺育中の母である女子家内労働者に、これを適用する。家内労働に關する法律（一九三九・一〇・三〇改訂）第二條第一項第二號の意味における家内工業經營者（註）たる女子は、自ら手工労働をなす限り、女子家内労働者に準ずるものとする。

（註）家内労働に關する法律第三條第二項に依れば、「家内

工業經營者とは、工業經營者として自己の住居若しくは營業所において、工業經營者若しくは中間親方の委任を受け且つこれらの者の計算において物品の製造又は加工をなす者であつて、自らは主として出來高仕事をする者をいう。」ものとされ、かかる工業經營者であれば、その者が自ら原材料を調達し又は一時的に販賣の目的をもつて仕事をするものがあつても、なお家内工業經營者たるを失わないものとされる。かかる經營者のうち、「通常單獨で又は自己の家族若しくは二名以下の家族以外の使用人を使用して作業をなす者」が、即ち同法第二條第一項第二號の意味における家内工業經營者である。

二十八、女子家内勞働者には、一般女子勞働者にさせてはならないいかなる作業も、これを發注してはならない。保護期間（母性保護法第二條第三項及び第三條第一項）中は、その他のいかなる作業についても、同様とする。右の外、母性保護法の就業禁止に關する第二條及び第三條、並びに保護期間及び通知義務に關する第八條の規定を適用する。國勞働大臣は、行政處分で、これらの事項に關する細目を定め、なお補充的定めをなすことができる。

二十九、女子家内勞働者に對しては、その者が平日において一日八時間の勞働時間中に成し得る見込みのある限度内で、且つそのような完成期限でのみ、家内勞働を發注する

ことができる。この限度を超える勞働量は、家族その他の者の仲介によつても、これを女子家内勞働者に發注してはならない。國勞働管理官（家内勞働特別管理官は、疑義のある場合に、勞働量に關する細目的定めをなすことができる。）

三十、女子家内勞働者には、二十時から六時までの間に於いて、又は日曜・祭日に、いかなる家内勞働もさせてはならない。

三十一、女子家内勞働者は、その妊娠を理由として、その意思に反して、家内勞働の發注に際し、これを排除してはならない。女子家内勞働者は、妊娠中及び産後四カ月を経過するまでは、その他の理由によつても、その意思に反して、家内勞働の發注に際し、これを排除してはならない。母性保護法第六條後段の規定は、ここに、これを準用する。

三十二、家内勞働を發注し又は回收する者は、發注室及び回收室の見易い場所に、國勞働大臣の告示する様式による女子家内勞働者の母性保護に關する注意書を掲示しなければならない。

三十三、母性保護法の出産手當金及び哺育手當金に關する第七條、罰則に關する第十一條及び監督に關する第十二條の規定は、女子家内勞働者の就業についても、これを適用す

る。この命令の第六章の規定は、ここに、これを準用する。國勞働大臣は、行政處分で、補充的な定めをなすことができる。

第九章 勤勞女子の特殊群に對する最低限保護

(第二項)

三十四、妊婦は、その兆候を覺知したときは、直ちにその妊娠の事實及び出産想定日を使用者に通知する義務を負う。使用者は、遲滞なくその妊娠の事實を勞働局に届出なければならぬ。

三十五、妊婦又は哺育中の母は、この命令の第二章及び第三章の意味における危険作業に、これを就かせてはならない。營業監督署は、右について細目的定めをなすことができる。

三十六、妊婦は、二週間以内に出産する見込であることを證明するときは、就業を拒むことができる。産婦は、産後六週間を経過するまでは、これを就業させてはならない。

第十章 監 督 (第十二條關係)

三十七、創除

三十八、母性保護法又はこの命令により營業監督署に屬する權限は、鑛業については、鑛山監督官署が、これを行使す

る。

三十九、監督官廳の職務、權限については、營業法第百三十九條

(ロ) (註) の規定を適用する。…… (以下創除)

(註) 別稿「年少者保護法」第二十六條第三項の (註) 参照。

四十、創除

四十一、營業監督署は、母性保護法に關するすべての原則的問題であつて、一般保健上も重要な意義を有するものについて、保健局の協力を求める。保健局は、勤勞女子のための母性保護の實施に關する重要な所見を營業監督署に通報する。

第十一章 施 行

四十二、この命令は、一九四二年七月一日から、これを施行する。その時から、母性保護法及びこの命令に反する諸規定は、その效力を失う。

2 女子重傷者及び作業能力耗弱者に對する

勞働時間短縮に關する國勞働大臣命令

(休暇令) (一九四三・一〇・二二)

家庭的義務若しくは身體障害により、又は老令の結果十

分な配置能力のない労働者の作業能力を保持するために、予は、労働時間令（一九三八・四・三〇）並びに母性保護法施行令（一九四二・五・一七）第十八項の規定に基づき、次のように定める。

第一條 適用範圍

この命令は、すべての種類の經營及び事業に使用される従業員について、これを適用する。但し、労働時間令第一條第一項後段に掲げる事業部門（註）については、適用しない。これらの事業部門については、關係大臣と協議して、特別の規程で別に定める。

（註）その事業部門は、左の如くである。

- 一、農業（園藝、葡萄栽培及び養蜂を含む）、林業、狩獵、牧畜及び林業の副業（營業的性質を有する副業であつて、専ら自家需要のために營まれるものに限る。）
- 二、漁業、海運及び航空（これらに附屬する陸上經營及び地上經營を除く。）

第二條 家庭奉仕日

（一）自己の家庭を有する女子で、一週間について四十八時間以上就業する者には、その要求に基づき家事及び私用を辯ずるため、左の休暇を與えなければならぬ。

（イ）一週間に於いて少くとも四時間の連續的休暇。但し、その女子が或る平日の午前若しくは午後において休

業する場合又は正規の交替日を除き上番若しくは下番（晝勤若しくは夜勤）において休業する場合は、この限りでない、その女子が十二時まで又は十五時以後就業しない平日の午前又は午後は、これを休業とみなす。

（ロ）四週間に於いて少くとも一日の家庭奉仕日（完全自由労働日）。その女子が世帯を同じくする十四才未満の兒童を十分の補助者なくして保護しなければならぬ場合には、四週間に於いて少くとも二日の家庭奉仕日。家庭奉仕日を與えた週においては、前號の休暇は、これを與えるを要しない。

（二）前項の規定による休暇を與えるために労働時間が連續する二週間に於いて九十六時間を下る場合には、喪失する労働時間の補充として事前又は事後に就業させるものとす

る。

（三）前二項の規定によつて喪失する労働時間については、報酬請求權は成立しない。國労働管理官（國公務管理官）は、本項の規定の適用除外を認めることができる。

第三條 子女を有する女子の時間外労働、夜業及び休日労働免除

（一）世帯を同じくする十四才未満の兒童を十分な補助者なくして保護しなければならない女子に對しては、その請求に基づき、時間外労働、夜業及び日曜・祭日における労働

を免除しなければならない。

(2) 連續する二週間を通じ、第二條の規定による休暇を除き、九十六時間を超えてなされる労働は、これを時間外労働とみなす。

(3) 二十二時から六時までの間における労働は、これを夜業とみなす。上番下番の二交替制の場合は、下番の終了から上番の開始までの間における労働を夜業とみなす。

(4) 日曜日における就業が慣例となつている経営においては、毎週一回夜間の休息に引續いて少くとも二十四時間の連續的休息時間が與えられる限り、第一項の規定にかかわらず、女子を日曜・祭日に就業させることができる。

第四條 重傷者及び作業能力耗弱者の時間外労働免除

(1) 少くとも第二級の負傷手當金を受ける負傷者を含む重傷者並びに年令滿六十五才以上の者に對しては、その請求に基ずき、四十八時間の週労働時間を超える時間外労働を免除しなければならない。

(2) 前項の規定は、就業による負擔が明らかに過重であると立證し得るその他の身體障害者についても、これを適用する。疑義のある場合には、營業監督署は、公認の開業醫に連絡して、如何なる労働に且つ如何なる程度にかかる労働者を就業させることができるかを決定する。

第五條 特別規定

(1) 營業監督署は、第二條及び第三條の規定の全部又は一部を特殊の義務、通勤路の距離、交通機間の制約等により、過重な負擔をしている従業員についても、擴張適用することができる。同署は、保健上及び能率上緊急の必要がある場合には、労働時間の短縮又は配分變更を命ずることができる。

(2) ドイツ國有鐵道の鐵道勤務及びドイツ國營郵便の現業に關しては、主務大臣は、これらの經營部門について必要な別段の定めをなすことができる。國防軍各部隊長は、その指揮下につき、同様の權限を有する。

第六條 非常の場合

第二條乃至第四條の規定は、當該經營が、……食糧確保上必要不可欠な作業を実施しなければならない場合には、これを適用しない。疑義のある場合には、營業監督署は、如何なる程度まで、この適用除外をなし得るかを決定する。

第七條 監督

この命令の實施を監督することは、營業監督署の職務とする。労働時間令第二十七條の規定は、ここに、これを準用する。

第八條 施行

この命令は、一九四三年十一月一日から、これを施行する。

3 労働時間令（一九三八・四・三〇）（抜萃）

第三章 女子の保護強化

第十六條 就業禁止

（1）女子従業員は、鑛山、塩坑、選鑛施設、地下で営まれる採石場及び鑛坑にあつては、坑内作業に、選鑛（選別、洗鑛）を除く採掘、運搬及び荷積にあつては、坑外作業にも、これを、営業させてはならない。

（2）女子従業員は、コークス製造場において、及び一切の建設工事（註）における原材料の運搬にこれを、就業させてはならない。

（註）別項、管理委員會法律第三二號參照。

（3）國労働大臣は、各種の經營又は作業であつて、健康上又は風紀上特別の危険を伴うものについて、女子従業員の營業を全面的に禁止し又は制限することができる。

第十七條 最大限労働時

（1）女子従業員は、第五條第一項（註）に掲げる準備作業及び整理作業に、當該經營又はその部局について認められる労働時間を超えて一時間以内これを就業させることができる。

（註）第五條 準備作業及び整理作業（1）經營又はその

一部局につき認められる労働時間は左の作業について一日につき二時間、但し、最大限一日につき十時間まで、これを延長することができる。

一、掃除又は手入れのための作業。但し、これらの作業が通常の營業時間中に營業の中止その他重大な支障なくして行い得る場合は、この限りでない。

二、完全な營業の再開又は繼續に、作業技術的に影響のある作業。

（2）第二章の規定の除外例の適用ある場合は、女子従業員は、一日について十時間を超えて、これを就業させてはならない。日曜・祭日の前日には、労働時間は八時間を超えてはならない。

（3）前項後段の規定は、交通業、旅店及び飲食店その他の宿泊施設、理髮業、浴場、療養施設、演奏、演劇その他の興行、演藝又は娯樂、映畫撮影、園藝、藥局、公開販賣所及びこれに附屬する加工場並びに市場取引には、これを適用しない。

第十八條 休 憩

（1）女子従業員に對しては、労働時間が四時間半を超える場合には、豫め定められた適當な休憩時間を一回又は數回、労働時間の途中に興えなければならない。休憩時間は、労働時間が四時間半を超え六時間以内の場合に少く

も二十分、六時間を超え八時間以内の場合は少くとも三十分、八時間を超え九時間以内の場合は少くとも四十五分、九時間を超える場合は少くとも一時間に満たなければならぬ。労働時間が八時間を超え八時間半以内の場合には、休憩時間は、これを三十分に短縮することができる。但し八時間を超える労働時間延長の結果、労働時間の配分變更により、日曜・祭日の前日における早退を認める場合に限る。女子従業員は、連續四時間半を超えて、無休憩でこれを、就業させてはならない。

(2) 少くとも十五分の労働中止に限り、これを休憩とみなす。

(3) 休憩時間中は、女子従業員を經營内で就業させてはならない。休憩中の滞留に充てるため可能な限り、特別の控室又は廣場を用意することを要する。作業室内の滞留は、女子従業員の滞留する場所における作業が、休憩中完全に停止され、且つ必要な休養が妨害されない場合に限り、これを許すことができる。

第十九條 夜間休息及び日曜・祭日前の早退

(1) 女子労働者は、二十時から六時までの夜間において及び日曜・祭日の前日に十七時以後、これを就業させてはならない。

(2) 交替制による經營においては女子労働者を二十三時ま

で就業させることができる。豫め營業監督署に届出た後、上番を常例的に五時から開始することができる。但し、下番もこれに準じて繰上げ終了するときに限る。營業監督署は、下番を常例的に二十四時までに終了すべきときを許可することができる。但し、上番もこれに準じて繰下げ開始するときに限る。

(3) 前二項の規定は、第十七條第三項に掲げる經營については、これを適用しない。

第二十條 官廳による除外例の許可

(1) 國労働大臣は、經營技術的又は一般經濟的事由により、最大限労働時間に關する第十七條並びに夜間休息及び日曜・祭日前の早退に關する第十九條の規定の除外例を許可することができる。

(2) 營業監督署は、緊急の必要あることの立證された時は、與えらるべき連續的休息時間が十時間を下らないことを條件として、前項に掲げる規定の除外例を二週間まで繼續することを許可することができる。但し、一曆年を通じて四十日を超えてはならない。

(3) 營業監督署は、重大な事故あるときは、第十八條の規定に異る休憩の定を許可することができる。同監督署は作業の難度により、又は就業が女子従業員の健康に及ぼすその他の影響により緊急の必要ありと認めるときは、經營若

しくはその一部又は特定の作業につき、第十八條第一項及び同條第二項の規定による基準を超える休憩を命ずることができる。

(4) 營業監督署は、前條第一項の規定にかかわらず、労働者が異常な高熱に曝される経営について、暖季において女子労働者が六時以前に就業することを許可することができる。

第二十一條 緊急の場合における適用除外

最大限労働時間、休憩、夜間休息及び日曜・祭日前の早退に關する第十七條乃至第十九條の規定は、非常の場合において直ちに實施されなければならない臨時的作業については、これを適用しない。使用者は、かかる作業の實施について、遅滞なく營業監督署に届出をしなければならない。

労働時間令施行令（一九三八・一二・一二）（抜萃）

第十六條關係

二十、製鐵所、製鋼所、金屬鍊鍊所、鐵鋼その他の金屬の壓延工場、プレス工場及び鍛造工場であつてこれらの材料の冷間加工をしないものにおいては、女子従業員を經營固有の労働に就かせてはならない。一切の建製工事にあつては、第十六條第二項の禁止の範圍を超えて更に、經營固有の労働にも女子従業員を就かせてはならない。

第十九條第二項關係

二十一、就業時間を五時から二十二時までの間に變更するとに關する届出は、營業監督署（鑛山監督官署）に書面で、これをしなければならない。届出書には、各營業時間中に就業する男女従業員の數、作業の種類、各就業の繼續時間及び時刻、各就業時間の途中に與えられる休憩の繼續時間及び時刻並びに就業時間變更の理由を明記しなければならない。

二十二、就業時間を七時から二十四時までの間に變更するとに關する許可申請書には、前項の規定による届出書と同様の事項を記載するを要する。この申請は、第十一項の規定に従い、これを處理しなければならない。

第二十條第二項關係

二十三、最大限労働時間に關する第十七條、並びに夜間休息及び日曜・祭日前の早退に關する第十九條の規定の例外は、特定の従業員群、經營の部局又は經營の全部について二週間、且つ一曆年を通じて四十日を超えない期間に限り、これを許可することができる。特定の従業員群、經營の部局又は經營の全部について一事業主に連絡して許可が與えられた場合には、個々の従業員を、一曆年を通じて最大限四十日間、第十七條及び第十九條の規定にかかわらず就業させることができる。

二十四、前項に掲げる例外の許可申請書には、第十項の記載事項に準ずる事項を記載するを要する。この申請は、第十項の規定に従い、これを處理しなければならない。

第二十條第三項關係

二十五、女子の休憩に關する別段の定については、第十七項及び第十八項の規定を準用する。

第二十條第四項關係

二十六、労働者が異常な高熱に曝される經營に對し許可を與える場合には、申請の内容及び處理に關する第十項及び第十一項の規定を準用する。

第二十一條關係

二十七、緊急の場合の届出は、遲滞なく口頭（電話）又は書面で、これをしなければならぬ。申請には、第二十一條の規定による例外の理由となる事情、例外の範圍及びその豫想時間を挙げなければならない。この時間以上の作業については、第二十一條の規定を根據として労働時間の特例を認めることはできない。營業監督署（鑛山監督官署）は可能な限り、緊急事態の存否につき、事後審査をしなければならない。

4 飲食店法（一九三〇・四・二八）（拔萃）

第一 營業許可

第十一條（一）許可權を有する官廳は、許可を與えるに際し、又は許可を與えた後において、警察官廳の請求に基づき、旅店若しくは飲食店の經營者に對し、左の負擔を命ずることができる。

（イ）客、使用人及び労働者の生命、健康又は風紀に對する危險を防止するための負擔

（ロ）……………

第十七條（一）……………

（二）州の最高官廳又はその指定する官廳は、既に規程が發せられていない限り、旅店、飲食店における女子労働者の解雇の認可、制限及び方法に關する規定を發することができ。

5 女子の建設・復興作業就業に關する

管理委員會法律第三二號（一九四六・七・一〇）

ドイツ國の一部において適當な男子労働者の不足している現状に鑑み、管理委員會は、次の法律を發する。

第一條 ドイツ國の當該各所管官廳は、建設・復興作業（清掃作業を含む。）に、女子労働者を使用し、又はその使用を許可することができる。

第二條 一九三八年四月三〇日の労働時間に關する命令（労働時間令）の諸規定その他一切の法律の規定で、この法律に抵

觸するものは、爾今廢止されたか又はこの法律に適合するよう
に變更されたものとする。

第三條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六 大韓民國兒童勞働法

目 次

第一條	目 的
第二條	兒童の定義
第三條	業務並びに勞働の禁止及び制限
第四條	苦役の禁止
第五條	勞働時間の制限
第六條	勞働契約
第七條	許可の申請
第八條	使用許可書
第九條	雇用契約の終了、取消、若しくは解除
第十條	勞働者に對する使用者の義務
第十一條	身體検査及び醫療
第十二條	病氣、休養、妊娠、出産、育児
第十三條	勞働者に對する教育、運動及び娛樂
第十四條	當該官吏に依る詳細な規定の發行
第十五條	監督當局の任命、權限、義務及び勸告

第十六條 訴訟に依る權利の回復權

第十七條 年少者の過失

第十八條 一般の罰則

第十九條 内 規

第二十條 矛盾する法律の廢止並びに實施期日

兒 童 勞 働 法

一九四七年五月南朝鮮臨時政府制定

(目 的)

第一條 この法律は、兒童を有害危險な業務及び重勞働より保護し、生命身體の健全な發達、公正な補償を保證、確保し、而して社會の福祉を保つため、兒童勞働の條件に關し禁止、制限、改良、斡旋の規定を定めるを目的とする。

この法律の實施に必要な命令及び規則は、本法の條項の規定に基きき勞働局長(以下局長という)が發し且つ施行する。

（兒童の定義）

第二條 本法において兒童とは、性別の如何にかかわらず十八才未満の者をいう。年令の計算については、満を以て數える。

（業務並びに勞働の禁止及び制限）

第三條

一、十二才に満たない者は、如何なる業務、如何なる勞働條件においても使用することを得ない。

二、十四才に満たない者は、次にかかげる業務には使用することを得ない。但し、前號の規定は十四才未満で公立學校在學中の生徒に適用する。

三、十六才に満たない者は、生命身體に危険な又は健康福祉に有害な業務に使用することを得ない。

四、前號の規定は十八才に満たない者にこれを準用する。

五、前各號にかかげた制限禁止業務は左にかかげるものとす。

（一）十四才未満の兒童に對する禁止業務

左にかかげる事業場、設備における業務（但し、自宅における手傳を除く）

（イ）製作所、（ロ）工場、（ハ）事業場、（ニ）商工

業、（ホ）商店、（ヘ）事務所、（ト）ビルディング
（チ）飲食店、（リ）パン焼場、（ヌ）理髮店、（ル）
旅館、（ヲ）アパート、（ワ）靴みがき、（カ）厩、
（ヨ）ガレーヂ、（タ）洗濯業、（レ）娛樂場、（ソ）
クラブ、（ツ）運轉手、（ネ）煉瓦、材木置場、（ナ）
建築修繕、（ラ）メツセンヂヤ

（二）十六才未満の兒童に對する禁止業務

（イ）運轉中の機械のベルト調整

（ロ）縫合せ、組紐機のベルト

（ハ）運轉中の機械の油差し、拭い、掃除及びその手傳

い

（ニ）左の各號の一にかかる作業若しくは手傳い

1 圓鋸、帶鋸、2 木材切斷機、3 木材接合機、4 鉋、
やすり紙、研磨機、6 木材反轉機、穿口機、7 羊毛、
棉、毛その他の材料のむしり機械、8 梳機、9 紙紐機
械、10 皮みがき機械、11 足力以外の力で運轉する仕事
若しくは圓筒印刷機、12 穿孔、若しくは壓搾鑽孔機、
13 延金若しくは錫製品又は靴、皮革製造、或いは洗濯
機及びら旋止工場で使用される押切器、14 金屬又は紙
裁斷機、15 紙函工場における角を止める機械、16 波
狀、ルーフィング、洗濯板製造工場に使用される、17
波狀ロール、18 各種の給粉器械若しくは破砕器、19 電

線又は鐵を伸縮する機械、20 水車を動かす機械、21 動力による壓搾器若しくは剪斷機、22 洗濯する、挽く、又は混合する機械、23 紙製造におけるカレンダーロール、24 洗濯機

(ホ) 危険な若しくは無防備のベルト、機械或いは連動機に接近する業務

(ヘ) 蒸氣、電氣或いは水力の何れかによる線路上の業務

(ト) 航海又は商業に従事中の船舶内の業務

(チ) 危険又は有害なる酸使用の過程に關連せる業務

(リ) 危険有害染料の製造若しくは使用

(ヌ) 繪具、白鉛又は赤鉛の製造若しくは包裝

(ル) 有害な程度に塵をたてる業務

(ヲ) 健康に有害な量のアルカリ合成物の製造若しくは使用

使用

(ワ) 足場上の業務

(カ) 酒造場、ビール醸造所その他麥芽又はアルコホル液を製造、包裝又はびん詰にする場所における業務

(ヨ) ダム、製煉所、反射爐、製精所、選礦及び製煉工場、X光線の機械、若しくは放射性分子又は物質の使用若しくはそれ等に曝す範疇に入る作業

(タ) 建築業における重労働

(レ) トンネル若しくは發掘における業務

(ソ) 鑛山、碎炭機、コークスの爐若しくは石切場に關連せる業務

(ツ) 煙草を取り合わせ、製造又は詰める業務

(ネ) 自動車、トラックの運轉

(ナ) 球遊び場、賭博場又は玉突場における業務

(ラ) 劇場、音楽場若しくは演劇その他の興業とかショーに關連せる業務

(ム) 兒童の生命又は四肢に危険、若しくは兒童の健康、道徳に有害なその他の業務

(三) 十八才未満の兒童に對する重工業若しくは禁止業務

(イ) 熔鑛爐、ドック、波止場に關連せる業務

(ロ) 建築物の外側での業務若しくは電線の修繕の業務

(ハ) エレベーター若しくは起重機の運轉又は操作における業務

ける業務

(ニ) 爆發物の仕掛機若しくはダイナモに關連せる業務

(ホ) 運轉中の機械に油を差し又は掃除する業務

(ヘ) 劣性金屬又はイリヂウムの製品が製造される場所における、と石車若しくはま滅し、みがき、軟皮でみがく車輪の操作における業務

(ト) スイッチを操作する業務

(チ) 門番

(リ) トラック修繕

(ヌ) 制動手、消防夫、機關手、運轉手若しくは鐵道の運轉士としての業務

(ル) 鐵道電報のオペレーターとしての業務

(ヲ) 水先案内者、船舶の火夫若しくは機關士としての業務

(ワ) ニトログリセリン、ダイナマイト、ヂュアリン、綿火藥、火藥、若しくはその他高度の又は危險な爆發物を製造、調製、又は貯藏する工場における業務

(カ) 白色又は黃色燐若しくは燐のマツチ製造の業務

(ヨ) セメント工場における業務

(タ) ホテル、劇場、音樂堂、娛樂場若しくは酒類が販賣される場所における業務

(レ) 競馬又は勝負事、賭ける事又は賭博場若しくは賭博企業に關連せる業務

十八才未満の少女は、炭坑、石切場若しくは碎炭機に使用してはならない(かかる業務の事務所を除き)

(苦役の禁止)

第四條 兒童を使用する個人、團體又は法人(以下使用者という)は、勞働者使用者双方の同意の有無及び勞働條件の如何にかかわらず、兒童に苦役をさせてはならない。

使用者は兒童の身體の發達について適當な注意を拂ひ且つ適當な休息を與えなければならない。

殊に兒童に深夜業及び時間外勞働をさせてはならない。但し季節的業務における深夜業の時間は局長の定めるところによる。

この法律の目的にかんがみ、十二才以下の兒童に對する苦役に關しては、親、後見人及び保護者(以下親權者という)は使用者とみなす。

(勞働時間の制限)

第五條 十五才未満の兒童(十四才未満の兒童も含む)の勞働時間は、一日七時間一週六日をこえてはならない。

十八才未満の兒童の勞働時間は一日九時間一週六日をこえてはならない。

この法律の規定による勞働時間の中で使用者はその業務及び勞働の性質に應じて、適當な休憩時間及び食事時間を與えなければならない。

(勞働契約)

第六條

一、すべての勞働契約(團體契約を含む)は、この法律に基いた許可書を得なければならない。(本法第一條の規定に

よる權限に基いて局長が發する規則を含む)

かかる契約は、許可書を受けた日から效力を發するものとする。

二、使用に先立つて、労働者又は第三者に報酬を前渡しする業務又は身分的關係を作る業務は如何なる契約によるものでも、これを禁止する。

三、使用契約の期間は一年をこえることを得ない。

契約を更新する場合にはあらためて許可を受けなければならない

(許可の申請)

第七條 この法律第六條の規定により、使用契約に對する許可を受けようとする労働者は、次にかかげる手續によりその地域を管轄する工場監督官又はこの法律施行機關である官吏(以下監督廳という)に申請書を提出しなければならない。

一、申請者並びに親權者は自ら出頭しなければならない、

二、申請書は左の事項を記載し又は書面を添付しなければならない。

- イ 労働者の本籍地、現住所、氏名、性別及び生年月日
- ロ 親權者の本籍地、現住所、氏名、職業及び労働者との續柄

ハ 使用者の現住所、氏名(事業名又は法人名)及び職

業(又は職)

ニ 雇用契約の期間、賃金(請負制の場合は支拂の方法及び額)業務の性質又は種類及び業務の場所、契約に伴う特殊の條件及び契約更新の有無又は更新契約の期間

ホ 申請年月日

ヘ 親權者の同意の記載

ト 年令證明書(戸籍謄本、出生證明書又は當該官吏の發行する同種の證明書の拔萃)

チ 通學記録又は證明書及び課程表

リ 健康證明書

ヌ 労働契約又は事前の協定若しくは同意書

三、申請書には労働者使用者双方及び親權者が、この法律の規定に違反しない旨の誓約を記載し署名捺印しなければならない。

四、労働契約の更新申請書は、第七條第二項に規定する添付書類の全部又は一部を省略することができる。

五、使用者の氏名を變更した場合において許可書の氏名變更申請書には添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(使用許可書)

第八條

一、申請書を認可した場合には、監督廳は申請書を受理した日から三十日以内に次にかかげる許可書を發行しなければならぬ。

二、不法又は欺偽があつたときは許可書を取り消すことができる。

三、使用者は、雇用期間中許可書を備え付けなければならない。

四、使用者が、使用許可書を備え付けていない場合又は監督廳その他の人に見せない場合には、かかる許可書にもとずく使用は違法である。

五、許可書は次にかかげる事項を具備しなければならない。

イ 労働者の住所、氏名、性別、生年月日及び身體の特徴

ロ 親權者の住所、氏名、職業及び労働者との續柄

ハ 使用者の住所、氏名（事業の名稱又は法人名）及び職業（又は職）

ニ 労働契約の期間、賃金（請負制の場合は支拂いの方法及び額）業務の種類及び性質並びに業務の場所、労働契約に伴う特殊の條件、更新契約の區別及び更新契約の期間

ホ 申請書受理の年月日

ヘ 許可書發行の年月日

六、許可書は各年毎の繰込中に番號を付して保存しおき、監

督官はその繰込を調べ、本法を遵守せることを捺印證明する。

七、許可證は二通作製する。

一通は申請者に與え、他は監督官が保存しておく。

許可書の紛失又は毀損のために新許可書が必要である場合は、その者は許可書の再發行を申請できる。

八、再發行を申請する場合、その者は許可證番號、發行の期日及び申請の理由を述べる。

入手できれば原文の寫しを添付し、監督官へ書面で申請する。

九、監督官は事情を調べ、再發行の理由を認めれば、申請書に添付された寫しと、自分の手許に保存してある原文の寫しと照し合せ、相違がなければ、寫しの證明を捺印して是認する。

このようにして再發行する。

十、許可の更新と許可書の名前を變更する申請の際、申請書の内容の檢討及び發行の手續きは簡單にできる。

十一、官廳若しくは法人に雇用される兒童に本法を適用する際、その團體の使用許可證は、本條に規定された許可證と見なす。

（雇傭契約の終了、取消若しくは解除）

第九條

(イ) 雇用契約は次の理由の何れに對しても終了するか若しくは取り消すものとする。

- 1 契約期間の終了
 - 2 許可證の取消
 - 3 使用者の死亡、破産若しくは解除
 - 4 災害のために、企業團體の解散
 - 5 労働者、使用者双方の同意による契約解除の確定
- (ロ) 當事者は次の理由の何れに對しても、契約の解除を要求できる。

- 1 相手方が契約を履行せぬとき
- 2 病氣若しくはその他身體上の障害により、労働者が働けないとき
- 3 労働者が不行跡を働き、悔悛の望みがないとき
- 4 労働者が二十日以上届出なく缺席するとき
- 5 使用者が苦役を強制し、又は労働者を非常に殘酷に取り扱うので、労働者が雇用に耐えないとき、或いは使用者が本條に規定した義務を遂行しないとき

(ハ) 契約解除の要求は、二十日以内に書面で解答する。
(ニ) 就業契約の満了後六十日以内に、使用者は労働者が更新に同意するかどうか労働者へ知らせる。

(ホ) 當事者が契約の解除に關し、協定が成立しないとき、

若しくは一方の側からの解除要求の理由が、他方の側に不適當と思われるときは、當該官吏が定めた規定に従い、監督官の仲裁裁定に提出することができる。

(ヘ) 契約が満了するか若しくは解除すると、使用者は右事實を述べて、満了又は取消後七日以内に監督官へ許可證を返す。

(労働者に對する使用者の義務)

第十條

(イ) 二人若しくはそれ以上の児童を使用する使用者は、児童が雇用される事務所の分り易い場所に、姓名、住所、性別、年令、業務の種類及び就業開始日の表を備え、保存しおき、又記録の一部として寫しを保存しておく。

(ロ) 五人若しくはそれ以上の児童を使用している使用者は同様に、児童の一週間及び一日の労働時間、仕事の開始及び終了の時間、食事その他の大切な事項のために許された時間を示す労働規定を備え、保存しておく。使用者は記録の一部として寫しを保存しておく。

(ハ) 十人若しくはそれ以上の児童を使用している使用者は(以下「認可工場」という。) 児童の教育及び保護に對する詳細な計畫を記録の一部として保存しておく。

(ニ) 寄宿舎を用意している使用者は、労働者の労働時間外

の一般の計畫を、寄宿舎内の目立つ場所へ備え付けておく。

(ホ) 使用者は労働日以外に、休日若しくは労働時間以外の間に、児童を寄宿舎、工場その他指定の場所に止まるよう要求してはならない。但し、總ての労働者のために適當な監視と行動の制限を課することができる。

(身體検査及び醫療)

第十一條

(イ) 使用者は仕事の性質に關係なく、雇用の始めと、その後は三カ月毎に監督廳が指定した醫師が身體検査を行う。

(ロ) 身體検査をして、雇用による疾病又は不健康が發見されたときは、使用者はそれに對し治療と救護を與え、監督廳へその結果を報告する。

(ハ) 本條の規定に必要なあらゆる費用は全部使用者が負擔する。

(ニ) 使用者は身體検査の報告を記録中に綴じ込んでおく。

(病氣、休養、妊娠、出産、育児)

第十二條

(イ) 労働者は毎月二日半を超えない限度で病氣休暇を、全額支給(本俸、手當、その他の支給)でとる權利がある。

且つ、病氣休暇は就業期間中に留めておくことができる。労働者は適當なときに、缺勤が二日或いはそれ以上と思われる際は、缺勤の前日に、書面で使用者に通告する必要がある。

(ロ) 妊娠中の労働者は休養のため、無給で六十日間が與えられる。但し、労働者が少く共六カ月雇用されていた場合のみ妊娠休暇をとる權利がある。

(ハ) 出産の際、女子労働者は、出産の前後六十日間の休暇を本俸の支給を受けてとる權利がある。

(ニ) 幼児に必要な養育に關しては、適當な施設と機會を、右の女子労働者に供されるものとする。

(ホ) 労働者は、病氣、妊娠或いは出産のために缺勤の必要がある場合は、證明書類を提出せねばならない。

(労働者に對する教育、運動及び娛樂)

第十三條

(イ) 認可工場は十八才以下の労働者に對し教育、運動及び娛樂を用意するものとする。

(ロ) 少くとも週に四時間は、仕事に關係のない一般教育の教授にさき、少くとも週に二時間は運動と娛樂にさくものとする。

(ハ) 本條の規定によつて必要な總ての費用と施設は使用

者が負擔し若しくは用意するものとする。

(ニ) 本條により必要な教育と娯樂に對する詳細な規定は、文部省の役人と公衆衛生福祉關係の官吏と協力して適當な官吏が制定するものとする。

(當該官吏に依る詳細な規定の發行)

第十四條 本法における詳細な規定に對する特別規定に加ふるに、當該官吏は次の事項に關する施行規則を制定するものとする。

- 1 兒童の使用許可申請書の形式(第七條)
- 2 使用許可證の形式(第八條)
- 3 備え付けおくリストの形式
- 4 勞働規則の形式(第十條)
- 5 身體検査の結果の報告形式(第十一條)
- 6 認可工場における教育とレクリエーションの詳細(第十三條)
- 7 仲裁に關する報告の形式(第九條)
- 8 違反に關する報告の形式(第十七條と第十八條)
- 9 詳細な規定を要するその他の事項

(監督當局の任命、權限、義務及び勸告)

第十五條

(イ) 監督者は當該局長が任命する。

右の者は第一に地方行政官吏が監督し、第二に當該局長が監督する。

監督者の組織は當該局長が夫々決定する。

(ロ) 監督者は命令を發し調査を行い、本法の規定によつて必要な計畫をたてる權限を持つ。

加ふるに右の者は次の義務をもつ。

- 1 兒童の雇用に關する地方の慣習の調査
- 2 特定産業及び企業或いは一般の最大勞働時間の調査
- 3 勞働條件並びに最高及び最低賃銀の調査
- 4 産業及び商業業務の視察
- 5 認可工場における教育と休養娯樂に對する設備と實際の視察
- 6 勞働條件の改良に關する事項
- 7 本法施行に必要なその他の事項

(ハ) 監督者は、毎月十日前に、本條のホ項に決められた事項に關し、當該局長に報告する。

監督者は、何時にても、自分の義務に關する事柄については意見を述べてよい。

(ニ) 前述の報告と意見は、地方行政官吏を通して具申する。

(ホ) 報告には次の内容を含む。

- 1 姓名——労働者の表
- 2 違反の性質及び結果
- 3 業務、産業及び認可工場を視察せる結果
- 3 身體検査の結果
- 5 監督者の義務に關するその他の批評
- (ヘ) 監督者は義務の遂行に必要な記録や綴込みを備え付けておき、地方行政官や當該局長の要求に懸じて、右の書類を利用せしめる。

(訴訟に依る權利の回復權)

第十六條

(イ) 本法の違反により危害をこうむつた者は、受けた損害を違反した者から訴訟により回復する權利がある。

不法に雇用された児童により又はかかる児童のための訴訟において、被害者の怠慢、危険を引受けること又は仲間の労働者による怠慢は被告の抗辯とはならない。

そして抗辯若しくは緩和のために訴えることも證明することもできない。

又就職する者若しくは雇用された者が年令に關する虚偽の提出は、抗辯又は緩和の問題とはならない。

本條は、回復の利益を得るための詐欺若しくは不法行爲の場合には適用されない。

(ロ) 不法に使用された者は、得た契約賃銀額の十倍に相當する額、何れにせよそれより以上の金額を要求する權利がある。

(ハ) 労働者が法人でない場合、かかる労働者團體の全員は、本條の規定の下に労働者としての義務がある。

(ニ) 本條の規定の何れをも撤回することはできない。

又ここに該當する權利の放棄は、當該回復の權利を妨げるから無効とする。

(ホ) 訴訟の提訴に先き立つて二年前に取りきめた就業期間に對しては、如何なる訴訟も本條の下においては行ふことができない。

(年少者の過失)

第十七條

(イ) 児童が本法の規定に違反し、又は命令に従うことを拒絶し、若しくは監督者による調査の報告を拒絶したり或いは當該調査を許可しないとか、又は虚偽の記述をなすときは、監督者は、犯罪の性質に基づいて次の手段を講ずることが出来る。

- 1 児童に悔悟を促して諫戒を興える。
- 2 學校長と親權者が児童を諫戒し、保證の書面を提出するように要求する。

す労働者は一年を下らざる懲役に處せられる

(内 規)

3 書面による悔悛の誓を要求する。

4 就業許可書を取り消すか若しくは申請書を拒絶する。

前記の手段は別々に若しくは一緒に採ることが出来る。

(ロ) 前記手段が児童の行爲を矯正できない場合は、その児童を、該地區に管轄權を有する少年審判所に連れて行くか又はその地域に審判所がないならば、児童が犯した罪科に裁判權を有する審判所或は司法官のところに連れて行く。

(ハ) 児童が犯した罪科の取扱ひについては、特別な配慮と注意を拂い且つ児童を善導するように斷えざる注意を拂ふこと。

(一般の罰則)

第十八條

(イ) 本法の第三條及第四條の規定の違反を許可し、惹起若しくは違反を犯せる者は、六カ月を超えざる懲役に處せられるか又は一千圓を超えざる科料に處せられる。

(ロ) 第五條或いは第六條の規定に違反する労働者若しくは當該局長又は監督者による調査を許可することを拒絶、若しくはその命令又は報告に従うことを拒絶し、或いは虚偽の記述をなす労働者は、三十日以内の禁錮若しくは五百圓を超えざる科料に處せられる。

(ハ) 本法の規定の何れかを故意に若しくは續いて違反を犯

第十九條

(イ) 本法の有効期日は、許可された職業に児童を雇用する使用者は、六十日以内に、使用許可書の申請をし、且つ申込を審理中は右の許可された雇用を繼續できる。

(ロ) 十四才以下の児童が本法第三條に禁止或いは制限された仕事に使用されるところでは、それに關し有効期日に使用者又は監督者は、六十日以内に、本法の目的に一致する許可された仕事に彼等を割り當てる。

(ハ) 若し右の割り當てが仕事の性質上及び他の仕事を同意することが困難であるならば、許可申請書を本法の第七條に従つて提出する。

申請は第三條の規定にかかわらず、當該局長の特別な取扱による臨時措置として許可される。但し、かかる臨時の就業は一年を超えざるものとする。

(矛盾する法律の廢止並びに實施期日)

第二十條

(イ) 法律の效力を有する總ての法令、規定或いは命令にして、以上の規定と矛盾し若しくは抵觸するものはここに廢

止する。

(ロ) 本法は認可の期日後三十日を經て實施するものとする。

一九四七年五月十六日附許可

第六　ソ　連

一九二二年公布ロシア社會主義連邦ソヴィエト

共和國労働法典

一九二二年十月三十日附ロシア共和國全露中央執行委員會第九回第四期確認(ロシア共和國法令集第七〇號九〇三)

第一章　總　　則

第一條　労働法典の諸規定は、家内におけるもの(家内労働者)をも含め雇傭によつて労働するすべての者に適用され、且つすべての企業、營造物及び經營(軍事關係のものをも含む國營、公營、及び家内作業を配與するものをも含む私營)並びに報酬によつて他人の雇用労働を使用するすべての者に

在鮮合衆國軍政官

陸軍少將　アーナヤ、L、ラーチ

朝鮮臨時立法院により正式に制定せらる

朝鮮臨時立法院

院　長　キム、キトウ、スイク

對して適用される。

(備考一——一〇省略)

第三章　ロシア共和國人民の義務労働への召集手續(拔萃)

第十二條　次の者は全く義務労働に召集されない。

(イ) 十八才未満の者

(ロ) 滿四十五才以上の男子

(ハ) 滿四十才以上の女子

第十三條　次の者は義務労働を免除される。

(イ) 疾病又は傷害によつて一時労働力を喪失した者はその回復に必要な期間中

(ロ) 妊婦は産前八週間、産婦は産後八週間

(ハ) 乳兒を有する女子

(ニ) 勞働及び戰爭による廢失者

(ホ) 八才未滿の子女を有する女子にして、他に保育者の無
い場合

第八章 勞働に對する報酬 (拔萃)

第五八條 被用者の勞務に對する報酬の額は團體協約及び勞働
契約によつて定められる。

第五九條 報酬の額は、それぞれの勞働種別について、又所與
の各期間について、該當國家機關の定める義務的最低賃金を
下ることを得ない。(譯註)

第六〇條 報酬の額は標準勞働日(第九四條以下)を基準とす
る時間拂もしくは出來高拂として協契約中に決定される。時
間外作業に對する報酬は特に協契約中に明示しなければなら
ない。但し右の報酬は最初の二時間に對しては普通の報酬の
一倍半、その後の時間並びに休日又は祭日(第一〇九條以
下)の作業に對しては二倍を下ることを得ない。

第六一條 未成年者には、短縮された勞働日に對して當該職種
の完全勞働日に對するものと同一の賃金を支拂う。勞働人民
委員部に對して、それぞれの經濟部門の性質と條件に應じて
未成年者の賃金の算出及び基準決定の手續を定める權利を附
與する。

第十章 勞働時間 (拔萃)

第九四條 諸生産部門においても、又生産のために必要な補助
的作業においても、標準的勞働時間は八時間を超えることを
得ない。規定の手續によつて七時間勞働日に移動した生産企
業における標準的勞働時間は(季節的性質の生産及び支線運
輸事業を除き)七時間を超えることを得ない。

連續生産週間制又は五日制不連續生産週間制に移動した企
業並びに機關においては、本法典第九四條——第一〇八條の
規定はソ連邦及びロシア共和國の特別の法律をもつて定めら
れる變更を加えて適用される。(一九二九年五月二十七日
(ロシア共和國法令集第四〇號四一四))、(一九三〇年八月
十日(ロシア共和國法令集三七號四六七)) (譯註)

備考 勞働人民委員部は全連邦勞働組合中央評議會と協議し
て政治、勞働組合及び「ソヴィエト」關係の責任ある勞務
者の種別(本條所定の勞働時間の制限をうけない)を定め
る。(一九二九年五月二十七日(ロシア共和國法令集第四
〇號四一四))

第九五條 左に掲げる者については勞働時間は六時間を超える
ことを得ない。(譯註一)

(イ) 滿十六年以上十八年未滿の者

(ロ) 生産に直接關連した作業を除いて精神的及び事務的勞

働に従事する者

(ハ) 労働人民委員部の作成した職業表による地下労働の従事者

特に困難な、又且つ健康上有害な生産部門の従業者については、労働人民委員部所定の職業表及び規程にしたがつて短縮労働日が定められる。

第九六條 第九四條及び九五條所定の労働時間は、夜間においては一時間短縮される。この場合、時間拂のときは夜間作業の各一時間は(イ)八時間労働日の場合は晝間の七分の八時間、(ロ)七時間労働日の場合は晝間の六分の七時間、(ハ)六時間労働日の場合は晝間の五分の六時間として賃金が支拂われる。

出来高拂の場合は、労働者に對して出来高賃金のほかに夜間作業の各一時間について、それぞれの場合に應じ當該労働者の所屬する等級に相當した一時間當りの等級賃金の七分の一、六分の一又は五分の一が追加される。交替制作業(殊に連續生産の場合)においては夜間の労働時間は晝間と同一とされる。この場合時間拂の場合は夜間作業の各一時間について(イ)八時間及び七時間労働日のときは晝間の七分の八時間(ロ)六時間労働日のときは晝間の五分の六時間として賃金が支拂われる。

出来高拂の場合は労働者に對して出来高賃金のほかに

(イ) 夜間作業の各一時間について八時間及び七時間労働日のときは時間當り等級賃金の七分の一、(ロ)六時間労働日のときは六分の一が追加される。午後十時から午前六時までを夜間とみなす。〔一九三一年九月十日(ロシア共和國法令集第五六號四一五)〕

備考 廢止〔一九二九年五月二十七日(ロシア共和國法令集第四〇號四一四)〕

第九七條 家内作業、修繕作業、農業及びその他これと同種の作業の労働日にして、時間拂の給與をうけ且つ恒常的作業に従事する者の労働時間は、これを任意の長さの時間に數回に分割することが出来る。但し作業中の休憩時間は、一日二回を超えることなく、又一カ月の労働時間の總計が一月の標準労働時間(第九四條)を超えてはならない。

第九七條の一 技術上の條件によつて毎日七時間労働をおこなうことを得ない連續生産の諸部門では、雇用者と當該労働組合との協議により且つ労働機關の許可を得て、標準労働日の平均時間數が七時間を超えないことを條件として、別個の作業制度を實施することが許される。〔一九二九年五月二十七日(ロシア共和國法令集第四〇號四一四)〕

第九八條 労働者に對しては、標準労働時間中に休息及び食事のための休憩時間が與えられる。休憩時間は労働時間のうちに含まれない。

備考 中斷を許さない作業においては、労働者に對して労働

時間中に食事の機會が與えられ、且つ内部管理規則の中に食事の場所が指定されなければならない。この種の作業目録は労働人民委員部が作成する。

第九九條 被用者は自由に休憩時間を利用し、且つ休憩時間中は作業場所を離れることができる。

備考 特殊の性質の企業における第九九條の規定の除外例は當該労働組合の同意と労働人民委員部機關の承認を得たときにかぎり、許可される。

第一〇〇條 定期的に中斷し得る作業においては始業後四時間以内に休憩し、且つその時間は三十分以上、二時間以内とすべきである。休憩時間の長さは前記規程の範圍内に於て内部管理規則によつて定められる。

備考 乳兒を有する母性に對する特別の休憩時間に關する規則は第一三四條に記載される。

第一〇一條 労働日の開始及び終了の時間並びに休憩の時間は内部管理規則によつて定められる。

第一〇二條 交替作業の場合、各個の作業集團は標準労働時間中は作業を行わなければならない。一集團と他の集團との交替は内部管理規則所定の時間に正常な作業の進行を阻害しない様におこなわれる。

第一〇三條 標準労働時間を超過する作業（時間外作業）は、

原則としては許可されない。

第一〇四條 時間外作業は左にあげる例外的な場合に限り許される。

(イ) 共和國の國防のため、並びに社會的な災厄及び危險の豫防のために、必要な作業をなす場合

(ロ) 給水、照明、排水、運輸並びに郵便、電信及び電話連絡の正常な機能を阻害する偶發的又は不測の事態を除去するためにこれに關する社會的に必要な作業をなす場合

(ハ) 既に開始された作業で技術的條件による不測又は偶發的な支障の結果、標準労働時間中に終了し得なかつた作業を完了する必要があるとき、しかも既に開始された作業の中止によつて材料又は機械の損傷を生ずる恐れがある場合
(ニ) 機械裝置又は設備の不調が多數の勤務者の作業の停止を招く場合、これらの裝置又は設備の修繕及び復舊に關する臨時的作業を行う時

備考 本條所定の場合における時間外作業の適用は地方評價、爭議委員會の決定によつてのみ、又は同委員會のないときは該當労働組合の同意及び労働監督官の許可を得た場合にかぎり許される。但し緊急の場合には労働監督官の事後通告をもつておこなわれる。

第一〇五條 十八才未満の者は絶対に時間外作業に従事することとを許されない。

第一〇六條 時間外作業は各被用者について一年間に一二〇時間を超えることを得ない。又連續二日間を通じて時間外作業に費やした時間は四時間を超えることを得ない。

備考 季節的性質を有する個々の經濟部門における時間外作業の時間數は、全連邦勞働組合中央評議會と協議して第一〇六條所定の限度以上に増加することができる。

第一〇七條 作業えの遅刻によつて失つた時間を補填するため時間外作業の遂行は許されない。

第一〇八條 時間外作業は、そのつど被用者の賃金手帳並びに特別の時間外作業簿に、時間外作業の開始及び終了の時間並びに時間外作業に對して被用者の受領した報酬を明示して、記入されなければならない。

原註及び譯註

譯註一 ソ連邦における標準勞働時間（勞働日）はソヴェエト政權の樹立以來（一九一七年十月二十九日附人民委員會議布告「八時間勞働日制に關する件」）八時間制を原則とされたが、一九二九年以後工業、運輸、通信、公共事業などの生産企業が逐次七時間制に移行して、戦前一九二九年頃八時間制は建設事業、林業、商業及び農業などの部面に残されるのみであつた。（一九二九年一月二日附ソ連邦中央執行委員會及び人民委員會決定）。なお従事する勞働の性質及び法令に應じて一部のものの勞働日は第九五條所定

のごとく六時間に短縮されていた。しかし一九四〇年六月二十六日附ソ連邦幹部會令によつて八時間勞働日に再び移行し、また第九五條規定の短縮勞働日についても次のように變更が加えられて、それぞれ勞働時間の延長がなされた。〔第三部三参照のこと〕。

舊 新

（イ）一般の勞働者、勤務員

七時間——八時間

（ロ）重勞働及び有害作業の従事者

六時間——七時間

（但しソ連邦人民委員會議所定の有害作業の従事者は六時間）

（ハ）營造物の勤務員

六時間——八時間

（ニ）一六——一八才の未成年者

六時間——八時間

譯註二 週間制の方面でも從來は普通の七日週間制とともに、生産週間として五日週間制と六日週間制とが存在した。五日週間制は勞働者にとつては四日の勞働日と一日の休日とからなるものであるが、主として連續生産制として施行され、企業としては交替制によつて無休で活動する制度であつた。六日週間制は生産週間を六日として、一月を五週間とし、第一日——五日を勞働日、第六日（有休生産の場合）は毎月六日、十二日、十八日、二十四日、三十日（を休日とするもので、部門ないし企業の性質によつて連續（無休）生産と非連續（有休）生産の二種に分れた。五日

週間制は一九二九年以降廣く各部面に導入されたが、一九三一年以後は主として六日週間制が普及してこれが最も主要な生産週間となり、五日制は主として文化、生活部面の諸企業（劇場、映畫館商店、食堂、電車、病院、水道等）にだけ残された。

普通の七日週間制は主として農林業及び農村の企業、營造物（村ソグイェト、村消費組合、調達所等）に適用された。しかるに一九四〇年六月二十六日附前記法令によつて八時間制の復活とともに、週間制も再び七日週間制に移行した。（第三部三）。労働時間に關する本章及び一般に労働法典の條項については上記の一九四〇年六月二十六日附法令を考慮しなければならない。

第十一章 休息時間

第一〇九條 總ての勤勞者に對して毎週四二時間を下らない繼續的休息が與えられる。毎週の休息日は労働組合評議會と協議して地方労働部が（一）定める。但し休息日は當該地方に於ける労働者及び勤務員の民族的、宗教的構成を考慮して日曜日又はその他の任意の週日をもつてこれにあてることが出来る。

連續生産週間制又は五日制不連續生産週間制に移動した企業又は機關においては、本法典第一〇九條第一二〇條の規定は、ソ連及びロシア共和國の特別の法律によつて定められる

變更を加えて適用される。「一九三〇年八月十日（ロシア共和國法令集第三七號四六七）」

第一一〇條 企業、營造物及び經營に於ける労働者のうち作業條件上一般的な所定週休日を利用することを得ない者に對しては、これらの者の便宜とする他の日に休息を與える。本規定は性質上間斷ない操業を要する企業の従業者に對しても適用される。前記の企業に於ては労働者の各集團について一般的な所定休日に代えて特別の休息日が定められる。

第一一一條 左記の祭日には作業を禁止する。

（イ）一月一日 新年

（ロ）一月二十二日 一九〇五年一月九日記念日

（ハ）三月十二日 專制政治顛覆記念日

（ニ）三月十八日 巴里コンミュン記念日

（ホ）五月一日及二日 インターナショナル記念日

（ヘ）十一月七日及び八日 十月革命記念日

（ニ）一九二八年七月三十日（ロシア共和國法令集第九八號六

THH）

第一一二條 労働部は労働組合縣評議會と協議して、労働法典第一一二條記載の祭日のほかに、地方の民族的、生活的な諸條件、住民の構成等に應じて各年六日の特別休息日を定める。

（一九二八年七月三十日（ロシア共和國法令集第九八號六
THH）

備考 労働人民委員部は全連邦労働組合中央評議會と協議してその作業の性質上前記各條所定の休日及び祭日にも作業の繼續を必要とする企業及び營造物の目録を作成する。

第一一三條 休日及び祭日（第一〇九條——第一一二條）の前の労働時間は六時間を超えることを得ない。且つこれらの日については、完全な一労働日としての賃金が支拂われる。出来高拂の場合は本條の規定にしたがつて稼働しない時間に對しては該當職種の等級賃金によつて追加拂がなされる。

備考 日給制によつて支拂をうけるものの賃金からは祭日及びその前日に對する控除は行われない。

第一一四條 五ヵ月以上繼續して稼働した總ての雇用労働の從事者に對しては年一回二週間以上の定期休暇が與えられる。十八年未満の者に對する定期休暇の期間は一ヵ月を下ることを得ない。（一一）

備考 第一一四條によつて定期休暇の權利を與える作業の繼續期間は管理部の命令による一企業又は一營造物から他への移動の場合或いは労働者が作業を休止することなくして國營の一營造物又は一企業より他へ移動する場合においては中斷されない。

第一一五條 特に有害及び危険な企業において従業する者に對しては、第一一四條所定の休暇の外に二週間以上の追加休暇が與えられる。

追加休暇の權利を與えられる生産及び職業の目録は労働人民委員部が定める。

第一一五條の一 氣候上の條件が特に有害な地方における特定職種の労働者もまた特に有害及び危険な企業における労働者（第一一五條）に準じて有害性による追加休暇を受ける權利を有する。

追加休暇を與えられる前記の地方並びに労働者の職種目録は、一九二九年三月六日附、特に有害な氣候條件の地方における特定職種の労働者に對する追加休暇に關するソ連邦中央執行委員會及び人民委員會議決定（一九二九年ソ連邦法令集第一九號一五七）の所定手續によつて定められる（一九二九年八月五日（ロシア共和國法令集第六四號六二六））

第一一六條 労働人民委員部の特別の決定をもつて定められた場合のほか、第一一五條規定の追加休暇並びに未成年者に對する定期休暇（第一一四條）を附與しないこと、又は金錢上の補償（第一九一條）によつてこれに代えることは禁ぜられる。

第一一七條 休暇の利用は一年の全期間を通じておこなわれる。但し企業、營造物及び經營における作業の正常な進行を妨げてはならない。

第一一八條 休暇利用の時期、手續及び順位は評價、爭議委員會によつて、又同委員會のないときは企業、營造物又は經營の管理部と労働者代表（第一五六條）との協定によつて定め

られる。

この問題について異議の發生したときは爭議手續によつて解決される。

第一一九條 疾病又は出産の場合に所定手續によつて勞務者に與えられた休暇は、第一一四條及び第一一五條規定の定期休暇に算入されない。

第二二〇條 定期休暇が勞務者の過失によることなく當年度内に利用されず、且つ勞務者がこれに代るべき補償(第九一條)を受けないときは、翌年度の定期休暇は未利用の期間だけ延長されなければならない。但し三年以上にわたる休暇の合算は許されない。

原註及び譯註

一 一九三三年六月二十三日決定(前記)によつてソ連邦勞働人民委員部は全連邦勞働組合評議會に合併され、また上記中央評議會第六回總會(一九三七年五月)の決定によつて地方の勞働組合評議會の諸機關は廢止された。

二 ソ連邦の新憲法の採擇を記念して、憲法制定日十二月五日は全國民的祭日と定められた(一九三六年十二月五日ソ連邦第八回臨時ソヴェト大會決定)。

三 定期休暇の權利は勞働者及び勤務員に對して、當該企業ないし營造物に十一ヵ月勤続した場合に與えられる(前記一九三八年十二月二十八日附決定第一三條)。

第十二章 徒弟制度

第一二一條 徒弟とは、徒弟學校、教習作業班及び教習工房にある者、並びに熟練勞働者の指導のもとに生産過程において個人的教習を受ける者を意味する。

第一二二條 徒弟期間は、全連邦勞働組合中央評議會及び教育人民委員部と協議して個々の職業別に勞働人民委員部がこれを定める。但し最高の熟練資格についても四年を超えることを得ない。

第一二三條 徒弟の數は、團體協約の締結に際してこれを定める場合にも、又團體協約のない場合にも、勞働人民委員部が全連邦勞働組合中央評議會及び中央經濟機關と協議して當該産業部門について定めた基準を下ることを得ない。

第一二四條 徒弟は、これを同人等の専門的作業の教習に關係しない如何なる作業にも従事させてはならない。

第一二五條 各企業は、勞働人民委員部、教育人民委員部及び最高國民經濟會議並びに必要な場合は該當の經濟機關が共同して公布する決定にしたがい、未成年者の教習状態を正しくするための必要な手段を講ずる義務(二)がある。

第一二六條 所定の期間中に何らかの専門職の教習を終えた徒弟に對しては試験をおこなう。徒弟は徒弟期間の終了前においても試験を受ける權利を有する。

第一二七條 勞働人民委員部に對して徒弟制度の基準及び規則に關する義務的決定を發布する權利が與えられる。

第一二八條 徒弟制度の正しい狀態に對する監督及び監視の任は勞働人民委員部の諸機關に課される。

原註及び譯註

一 一九三三年九月十五日附ソ連邦中央執行委員會及び人民委員會議決定（工場徒弟學校に關する件）（ソ連邦法令集第五九號三五七）。（譯註一）

二 第五三條に對する註（一）參照。

譯註一 ソ連邦の熟練工の養成は從來は主として上註の工場徒弟學校によつてなされたが、一九四〇年十月二日附ソ連邦幹部會令によつて「國家勞働豫備」が設置され、工場徒弟學校はこれに吸收された。（第三部五）

第十三章 女子及び未成年者の勞働

第一二九條 特に困難及び健康上有害な作業並びに地下勞働には、女子及び十八年未滿の者の勞働を使用することを禁ずる。

特に困難及び有害な作業の一覽表、並びに女子及び未成年者各別の重量物負荷の最高限度は全連邦勞働組合中央評議會と協議して勞働人民委員部が定める。

第一三〇條 女子及び十八年未滿の者は夜間作業に従事させる

ことを得ない。

備考 勞働人民委員は、全連邦勞働組合中央評議會と協議して、特殊な必要のある生産部門においては、成年女子に對して夜間作業に就くことを許可することができる。

第一三一條 妊娠中及び授乳中の者の時間外作業及び夜間作業は許されない。

七時間勞働日に移動した企業に於ては、妊娠中の女子は妊娠六カ月目から並びに授乳中の女子は授乳の最初の六カ月間は夜間作業に就業させることを得ない。（一九二九年五月二十七日（ロシア共和國法令集第四〇號四一四））

第一三二條 女子は産前五六日間及び産後五六日間作業を免除される。（一）

妊娠中の女子で輕作業への移動を必要とする者は上記の休暇に入る前の妊娠期間中輕作業に移動され、且つ過去六ヶ月間の計算にもとづく従前の賃金が保存される。（一九三七年五月十日（ロシア共和國法令集第六號四〇））

第一三三條 女子は、妊娠の第五カ月目以降は、本人の承諾なくしてこれを常時の作業場所以外に派遣することを得ない。

第一三四條 授乳中の母性に對しては、一般的休憩（第一〇〇條）のほか授乳のため追加的な休憩時間を定めなければならない。休憩の正確な時間は内部管理規則によつて定められる。但し授乳のための休憩は三時間半に一回以上、且つその

時間は三十分以上とする。前記の休憩時間は労働時間に算入される。

第一三五條 十六年未満の者は雇入を禁ずる。

備考 例外的場合において、全連邦労働組合中央評議會と協議して労働人民委員部の發布する特別の訓令にもとずき、労働監督は満十四才以上の少年の就業を許可する権限を有する。

第一三六條 十六才未満の者にして既に企業に於いて労働する者、又は第一三五條備考の規定にもとずき新たに就業する者については労働日を四時間とする。

第一三七條 産業の各部門に於ける未成年労働者の最低人員は全連労働邦組合中央評議會と協議して労働人民委員部の發布する特別決定によつて定められる。

原註及び譯註

一年次の定期休暇のほかに女子労働者及び勤務員に對して

は、妊娠及び出産の場合、産前三五日（曆日）、産後二八日（曆日）の休暇が附與され、この期間に對しては従前の所定額による手當金が國家の負擔で支給される。但し上記の休暇の附與並びに妊娠及び出産についての手當金の支拂は、當該企業（營造物）において中斷なく七ヵ月以上勤務した者に對して行なわれる（前掲一九三八年十二月二十八日附決定第一四條（一九三九年度ソ連邦法令集第一號一〇）。

譯註一 妊娠中の女子の雇用を妊娠を理由として拒否する場合、又妊娠を理由としてその賃金を引下げの場合、責任者は六ヵ月以内の矯正勞役又は一、〇〇〇ルーブル以内の罰金を課せられ、またこの違反を繰返した場合は、二年以内の禁錮に處せられる（一九三六年十月五日附ソ連邦中央執行委員會及び人民委員會議決定（ソ連邦法令集第五一號四一九））。

第七 中華人民共和國「中華全國總工會の勞資關係に關する

暫行處理辦法」

（一九四九）（拔萃）

第一條 「生産の發展、經濟の繁榮、公私兼顧、勞資兩利」を

貫徹せんとする經濟政策を労働政策に適用するため、特に本

辦法を制定する。

（第二條以下略）

第十二條 勞働者一日の勞働時間は八時間より十時間までを原則とする。もし生産の需要又は勞働者の身體健康に有害なる生産部門においては、勞資双方の協議によつて増加或は短縮することができる。但し勞働者の就業時間の延長は毎日最高十二時間を超えることができない。手藝工人、店員、學生及び雜務人員の勞働時間及び休暇は原則として舊例に依る。但し就業時間が過長であつて勞働者の身體健康に影響する場合にはこれを斟酌して短縮しなければならない。

第十三條 年節及び記念の休暇は、人民政府にすでに規定のあるものは規定により、規定のないものは慣習による。休日及び休憩は當分各企業の舊例に照らして處理する。もし不合理なものがあれば勞資双方による團體協約締結の時に、双方協議して協約中にこれを規定する。

(第十四條以下略)

第十九條 すべて男女の勞働者で、同等の技術があり、同等の仕事をなし、能率相同じい者は、同等の報酬を得なければならない。

(第二十條以下略)

第二十三條 女子勞働者及び婦人職員の産前産後の休業期間及び生兒に對する哺乳時間については、舊く規定のあるものは原規定に照らして處理し、もし規定が無い或は規定が過少ななる場合には、産前産後の休業の期間は四十五日とし、流産

及び妊娠三ヵ月以内の者の休業は十五日、妊娠三ヵ月以上の者の休業は三十日とし、給料を支給する。生兒に對する哺乳は四時間毎に一回とし、毎次十五分乃至二十五分とする。

註 年少者の勞働保護規定は「暫行處理辦法」中に條文が見えないが、これは中央人民政府勞働部の「省市勞働局暫行組織通則」第二の7に「公私營企業中の女工と童工の保護と監督事務」という項目が擧げられているから、現在は行政監督をもつて處理されているものと推測される。

勞働部長李立三の「勞働政策と勞働部の任務に關する報告」(一九五〇・三・八)にも童工と女工の悲惨なる狀況に言及して數百言を費やしている。

(調立勞働調査室)

第八 日本勞基法第六章、女子及び年少者

(適用事業の範圍)

法第八條 この法律は、左の各號の一に該當する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。

- 一 物の製造、改造、加工、修理、淨洗、選別、包裝、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解體又は材料の變造の事業（電氣、ガス又は各種動力の發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。）
- 二 鑛業、砂鑛業、石切業、その他土石又は鑛物採取の事業
- 三 土木、建築、その他工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壊、解體又はその準備の事業

四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

五 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場、又は倉庫における貨物の取扱の事業

六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業

七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業

他の畜産、養蠶又は水産の事業

八 物品の販賣、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

九 金融、保險、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業

十 映畫の製作又は映寫、演劇その他興業の事業

十一 郵便、電信又は電話の事業

十二 教育、研究又は調査の事業

十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娛樂場の事業

十五 焼却、清掃又はと殺の事業

十六 前各號に該當しない官公署

十七 その他命令で定める事業又は事務所

勞基法施行規則第一條 勞働基準法第八條第十七號の事業又は事務所は、次に掲げるものとする。

一 辨護士、辯理士、計理士、稅務代理士、公證人、執行吏、司法書士、代書、代願及び獸醫師の事業

二 派出婦會、速記士會、筆耕者會その他派出の事業

三 法第八條第一號乃至第十五號の事業に該當しない法人又は團體の事業又は事務所

(最低年令)

法第五十六條 満十五才に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四才以上の児童で、命令で定める義務教育の課程、又はこれと同等以上と認める課程を修了した者についてはこの限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六號乃至第十七號の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が輕易なものについては、行政官廳の許可を受けて、満十二才以上の児童をその者の修學時間外に使用することができる。但し、映畫の製作又は演劇の事業については、満十二才に満たない児童についても同様である。

女少規第一條 法第五十六條第一項但書の規定による義務教育の課程は、學校教育法第九十六條の規定による課程とする。但し、昭和二十一年度以前の國民學校修了者にあつては、國民學校令による國民學校初等科の課程及びこれと同等以上と認められる課程とする。

女少規第十五條 法第五十六條第二項の規定による児童の使用許可は、第十三條に掲げる業務の外、次に掲げる業務については、與えないものとする。

一 公衆の娛樂を目的として曲馬又は輕わざを行う業務
二 戸々について又は道路その他これに準ずる場所で、歌

謠、遊藝その他の演技を行う業務

三 旅館、料理店、飲食店又は娛樂場における業務

四 エレベーター運轉の業務

五 労働基準監督署長が児童の生命、健康若しくは福祉に危険若しくは有害であると認めた業務

六 その他労働大臣が指定する業務

(年少者の證明書)

第五十七條 使用者は、満十八才に満たない者について、その年令を證明する戶籍證明書を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前條第二項の規定によつて使用する児童については、修學に差支えないことを證明する學校長の證明書及び親權者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

女少規第二條 満十八才に満たないものを使用する使用者は、法第五十七條第一項の規定により、その年令を證明する戶籍證明書を、その者から提供を受けて、事業場に備え付けなければならない。

前項の證明書は、使用者が満十八才に満たない者の使用をやめるに至つた場合は遅滞なく、これをその者に返還しなければならない。

第三條 滿十五才に滿たない兒童で就業しようとする者（滿

十四才以上で義務教育の課程を修了した者を除く。）は法第五十六條第二項の規定により、勞働基準監督署から様式第一號の就業許可申請書用紙の交付を受け、必要事項を記載の上、學校長及び親權者又は後見人の署名を受け、使用者たるべき者と連名で、その年令を證明する戶籍證明書を添えて、親權者又は後見人の立會のもとに、これをその住所地を管轄する勞働基準監督署長に提出しなければならぬ。

前項の就業許可申請書の作成にあつては、使用者たるべき者、學校長及び親權者又は後見人は、それぞれ所要の事項を記しなければならない。

第四條 兒童の住所地を管轄する勞働基準監督署長は、前條の就業許可申請書について、兒童の就業を許可する場合は、様式第二號の使用許可證明書を使用するべき者に交付すると共に、兒童にその旨を通知し、許可を與えない場合は、就業許可申請書にその事由を記入して、その年令を證明する戶籍證明書を添えて、兒童に返還すると共に、その旨を使用するべき者に通知しなければならない。

勞働基準監督署長は、前項の使用許可證明書に、法第五十六條第二項の規定による許可及び法第五十七條第二項の規定による學校長の證明書並びに親權者又は後見人の同意

書の内容を記載しなければならない。

第五條 第三條及び第四條の規定にかかわらず、兒童及び親權者又は後見人が自ら出頭しがたい事情があるときは、兒童の住所地を管轄する勞働基準監督署長は、臨時使用許可證明書を交付することができる。

前項の規定により臨時使用許可證明書を交付した場合、兒童の住所地を管轄する勞働基準監督署長は、實情を調査した後、これを第四條第一項の規定による使用許可證明書となすことができる。

第六條 滿十五才に滿たない兒童（滿十四才以上で義務教育の課程を修了した者を除く。）を使用する使用者は、第二條の使用許可證明書を事業場に、備え付けなければならない。

兒童の使用は、使用許可證明書に記載された條件においてのみ有効であり、且つ、兒童が二以上の業務に就く場合は、夫々の使用者がこれを備え付けなければならない。

兒童の使用許可證明書を備え付ける使用者は、これを法第五十七條第一項の規定による戶籍證明書及び法第五十七條第二項の規定による學校長の證明書及び親權者又は後見人の同意書に代えることができる。

使用者は、兒童の使用をやめるに至つた場合において、使用許可證明書の交付を受けた勞働基準監督署長に遅

滞なく返還しなければならない。

第七條 使用許可證明書が汚損又は滅失した場合は、使用者は、遅滞なく、その事由を證明する書類を添えて再交付を申請しなければならない。

第八條 使用許可證明書交付の後、就業許可申請書の記載に虚偽又は不正があることを發見した場合、又は兒童の就業が兒童の健康、教育及び福祉に有害であると認めた場合において、労働基準監督署長は、使用者に對し、兒童の使用を一時停止せしめ、事情を職取した後、許可を取り消さなければならない。

第九條 満十五才未満十四才以上で義務教育の課程を修了した者を使用する使用者は、その者の年令を證明する戸籍證明書と共に、修了を證明する學校長の證明書又は卒業證明書の寫を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、兒童の使用をやめるに至つた場合は、前項の證明書又は寫を、遅滞なく、兒童に返還しなければならない。

(未成年者の労働契約)

第五十八條 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

親権者若しくは後見人又は行政官廳は、労働契約が未成年

者に不利であると認める場合においては、將來に向つてこれを解除することができる。

女少規第十條 法第五十八條第二項の規定による行政官廳の解除は、様式第三號により所轄労働基準監督署長がこれを行う。

第五十九條 未成年者は、獨立して賃金を請求することができない。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取つてはならない。

(年少者の労働時間及び休日)

第六十條 第三十二條第二項、第三十六條及び第四十條の規定は、満十八才に満たない者についてはこれを適用しない。

第五十六條第二項の規定によつて使用する兒童については、第三十二條第一項の労働時間は、修學時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。

使用者は、第三十二條第一項の規定にかかわらず満十五才以上（第五十六條第一項但書に規定する満十四才以上を含む。）で満十八才に満たない者については、一週間の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

(参考本法條文)

第三十二條二項 使用者は、就業規則その他により、四週間を平均し一週間の労働時間が四十八時間を超えない定をした場合においては、その定により前項の規定にかかわらず、特定の日において八時間又は特定の週において四十八時間を超えて、労働させることができる。

第三十六條 使用者は、當該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官廳に届け出た場合においては、第三十二條若しくは第四十條の労働時間又は前條の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。但し、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時労働を超えてはならない。

第四十條 第八號第四號、第五號及び第八號乃至第十七號の事業で、公衆の不便を避けるために必要なもの、その他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二條の労働時間及び第三十四條の休

憩に關する規定について、命令で別段の定をすることができる。

前項の規定による別段の定は、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

(女子の労働時間及び休日)

第六十一條 使用者は、滿十八才以上の女子については、第三十六條の協定による場合においても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて労働をさせ、又は休日に労働させてはならない。

(深夜業)

第六十二條 使用者は、滿十八才に滿たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。但し、交替制によつて使用する滿十六才以上の男子についてはこの限りでない。

2 労働に關する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

3 交替制によつて労働させる事業については、行政官廳の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午後十時三十分

まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前五時三十分から労働させることができる。

4 前三項の規定は、第三十三條一項の規定によつて労働時間を延長する場合又は第八條第六號、第七號、第八號、第十四號、及び電話の事業については、これを適用しない、但し、第十四號の事業に使用される満十八才に満たない者については、この限りでない。

5 第一項及び十二項の時刻は、第五十六條第二項本文の規定によつて使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は午後九時及び午前六時とする。(参照安衛規四四、四五、四六)

安衛規第四十四條 使用者は、法第四十九條第二項の規定により、都道府縣労働基準局長の行う技能試験に合格し免許を受けた者でなければ、左の各號の一に該當する業務に就かせてはならない。

- 一 汽罐のふん火その他取扱の業務
- 二 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務
- 三 卷上能力五トン以上の起重機運轉の業務
- 四 アセチレン溶接装置の溶接主任の業務
- 五 映寫機による上映操作(緩燃性フィルムの上映操作を除く。)の業務

前項の規定による免許を受けた者でなければ、當該業

務についてはならない。

第一項の試験及び免許に關する規定は、第四編各章に定めるところによる。

安衛規第四十五條 使用者は、法第四十九條第二項の規定により、技能を選考した上指名した者でなければ左の各號の一に該當する業務に就かせてはならない。

- 一 第九條の火元責任者の業務
- 二 第十條第三號乃至第十一號の當該係員の業務
- 三 汽罐据付工事における作業主任者の業務
- 四 卷上能力五トン未満の起重機運轉の業務
- 五 積載能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ運轉の業務
- 六 動力による軌條運轉の業務
- 七 動力による卷上機(電氣ホイスト及びエアホイストを除く。)運搬機又は索道運轉の業務
- 八 電氣工作物の施行又は高壓(特別高壓を含む。)電線路及びこれに屬する電氣機械及び器具の取扱の業務
- 九 原動機(十馬力未満の電動機を含む。)の運轉又はその運轉中における掃除、注油又は検査の業務
- 十 と石車の取換及び試運轉の業務
- 十一 天井走行起重機の玉掛又は合圖の業務

十二 消費量毎時百ガロン以上の液體燃燒器の點火の業務
十三 電氣溶接の業務

十四 動力による土木建築用機械の運轉の業務

十五 前各號の外、中央勞働基準審議會の議を経て勞働大臣の指定する業務

前項の規定によつて指定された者以外の者は、同項各號の一に該當する業務に就いてはならない。

所轄勞働基準監督署長は、第一項の規定によつて指名された者の技能が不適當であると認めたときは、その者の就業を禁止することができる。

安衛規第四十六條 使用者は、法第四十九條第一項の規定により、六カ月以上の経験を有する者でなければ、左の各號の一に該當する業務に就かせてはならない。

一 運轉中の原動機より中間軸までの動力傳導裝置の掃除、注油、検査、修繕又は調帶の掛換の業務

二 ゴム、エポナイト等粘性質のロール練りの業務

三 徑二十五センチメートル以上の丸鋸盤（横びき用のものを除く。）又は動輪の徑七十五センチメートル以上の

帶鋸盤における木材の送給の業務

四 動力によつて運轉する壓機のカ型若しくは切斷機の一部の調整又は掃除の業務

五 採車場構内における軌道車輛の入換、連結又は解放の

業務（六十時間以上の正規の訓練を経た者については、これを除く。）

六 軌道内であつて隧道の内部、見透距離四百メートル以内又は車輛の通行ひん繁な場所における單獨の業務

七 前各號の外、中央勞働基準審議會の議を経て、勞働大臣の指定するもの

前項の経験を有する者以外の者は、同項各號の一に該當する業務についてはならない。

女少規第十一條 法第六十二條第三項の規定により勞働をさせる使用者は、様式第四號により所轄勞働基準監督署長の許可を受けなければならない。

（危険有害業務の就業制限）

法第六十三條 使用者は、滿十八才に滿たない者又は女子を第四十九條の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。（参照女少規一二）

使用者は、滿十八才に滿たない者を、毒劇藥、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆發性、發火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有毒ガス若しくは有害放射線を發散する場所又は高温若しくは高壓の場所における業務その

他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。(女少規一三)

前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて命令で満十八才以上の女子にこれを準用することができる。(女少規一四)

第二項に規定する業務の範囲及び前項の一定の業務の範囲は、命令で定める。

女少規第十二條 法第六十三條第一項に規定する重量物を取り扱う業務は次に掲げるものとする。但し、満十八才以上の女子については、様式第五號により、斷續作業については四十キログラム、繼續作業については三十キログラムを超えない範囲において労働基準局長の定める標準に基づいて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合はこの限りでない。

區 分	斷 續 作 業	繼 續 作 業
滿十六才未満	十二キログラム	八キログラム
〃	十五〃	十〃
滿十六才以上	二十五〃	十五〃
滿十八才未満	三十〃	二十〃
滿十八才以上	三十〃	二十〃

第十三條 滿十八才に滿たない者を就かせてはならない業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 汽罐のふん火その他取扱の業務
- 二 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務
- 三 汽罐の据付工事の作業主任者の業務
- 四 起重機運轉の業務
- 五 アセチレン溶接装置の作業主任者の業務
- 六 映寫機による上映操作の業務
- 七 火元責任者の業務
- 八 壓縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者の業務
- 九 危険物の取扱主任者の業務
- 十 捲上能力二トン以上のガイデリック又は高さ十五米以上のコンクリート用エレベータの組立、移動若しくは解体の作業主任者の業務
- 十一 溶鑄爐、金屬熔鑄爐又は電氣爐の作業主任者の業務
- 十二 金屬の熱間壓延の作業主任者の事務
- 十三 三十馬力以上の原動機による制限壓力二キログラム毎平方センチメートル以上の空氣壓縮機の作業主任者の業務
- 十四 乾燥室の作業主任者の業務
- 十五 積載能力二トン以上の入荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エ

レベータ運轉の業務

十六 動力による軌條運轉機關並びに乗合自動車及び積載能力二トン以上の貨物自動車の運轉の業務

十七 動力による捲上機（電氣ホイスト及びエヤーホイストを除く。）運搬機又は索道運轉の業務

十八 高壓（特別高壓を含む。）電線路及びこれに屬する電氣機械及び器具の取扱の業務

十九 運轉中の原動機及び原動機から中間軸までの動力傳導裝置の掃除、注油、検査、修繕又は調帶の掛換の業務

二十 天井定行起重機の玉掛け又は合圖の業務

二十一 消費量が毎時百ガロン以上の液體燃焼器の點火の業務

二十二 動力による土木建築用機械又は船舶荷拔用機械の運轉の事業

二十三 ゴム、エポナイト等粘性質のロール練の業務

二十四 直徑二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く。）又は動輪が直徑七十五センチメートル以上の帶のこ盤における木材の送給の業務

二十五 動力によつて運轉する壓器の金型若しくは切斷機の刃部の調整又は除掃の業務

二十六 操車場構内における軌道車輛の入換、連結又は解放の業務

二十七 軌道内であつて、ずい道の内部見透距離四百メートル以内又は車輛の通行頻繁な場所における單獨の業務

二十八 蒸氣又は壓縮空氣による壓機、又は鍛造機械を用いる金屬加工の業務

二十九 動力による打拔機、切斷機等を用いて厚さ八ミリメートル以上の鋼板加工の業務

三十 バイレン機を用いる鑄物の破壊の業務

三十一 木工用かなな機、單軸面取機を用いる業務

三十二 岩石鑛物の破碎機に材料を送給する業務

三十三 火藥、爆藥、火工品、塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族ニトロ化合物、硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆發性の物を取扱う作業で爆發の危険のある業務

三十四 カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイド、生石灰、黃りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる發火性の物の製造又はこれ等を取扱う作業で發火の危険ある業務

三十五 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルーエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で發火の危険のある業務

三十六 壓縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる

の業務

の業務

の業務

の業務

の業務

の業務

の業務

の業務

の業務

の業務

の業務

の業務

の業務

業務

三十七 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸、その他これに準ずる有害なものを取扱う業務

三十八 鉛、水銀、クローム、砒素、黄りん、弗素、塩素、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なもののガス、蒸氣若しくは粉じんを發散する場所における業務
三十九 土地の崩壊の危険がある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務

四十 高さ五メートル以上の吊足場若しくは、棒はりの上又はこれに準ずる高所における業務

四十一 丸太足場の組立又は解體の作業、但し、地上における補助作業を除く

四十二 直徑三十五センチメートル以上の伐木の業務

四十三 木馬道、修ら又は管流等による木材搬出の業務

四十四 土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著しく發散する場所における業務

四十五 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務

四十六 多量の高熱物體を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

四十七 多量の低温物體を取扱う業務及び著しく寒冷な場

所における業務

四十八 異常氣壓下における業務

四十九 さく岩機、鋳打機等の使用によつて身體に著しい振動を與える業務

五十 ボイラー製造等強烈な騒音を發する場所における業務

五十一 病源體によつて汚染のおそれ著しい業務。但し、保健婦、看護婦、助産婦令により免許を受けた者及び養成中の者を除く。

五十二 酒類釀造の業務

五十三 燐却、清掃又は屠殺の業務

五十四 監獄又は精神病院における業務

五十五 酒席に侍する業務

五十六 特殊の遊興的接客業における業務

五十七 前記各號の外中央勞働基準審議會の議を経て勞働大臣の指定する業務

女少規第十四條、滿十八才以上の女子を就かせてはならない業務の範圍は前條各號の中次に掲げるものとする。

一 第一號及び第二號

二 第四號 但し、卷上能力五トン未満のものを除く。

三 第十號乃至第十三號

四 第十五號

(育 兒 時 間)

- 五 第十八號乃至第二十號
- 六 第二十二號
- 七 第二十四號
- 八 第二十六號
- 九 第二十八號乃至第三十二號
- 十 第三十八號乃至第四十三號
- 十一 第四十六號乃至第四十九號

(坑内労働の禁止)

法第六十四條 使用者は、滿十八才に滿たない者又は女子を坑内で勞働させてはならない。

(産 前 産 後)

法第六十五條 使用者は、六週間以内に出産する豫定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後五週間を経過した女子が請求した場合において、その者について醫師が支障ないと認めた業務に就かせることは、差支えない。

使用者は、妊娠中の女子が請求した場合においては、他の輕易な業務に轉換させなければならない。

法第六十六條 生後滿一年に達しない生兒を育てる女子は、第三十四條の休憩時間の外一日二回各々少くとも三十分、その生兒を育てるための時間を請求することができる。
使用者は、前項の育児時間中は、その女子を使用してはならない。

(生 理 休 暇)

法第六十七條 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。

前項の業務の範圍は、命令で定める。

女少規第十六條 法第六十七條の規定により生理に有害な業務の範圍は、次に掲げるものとする。

- 一 大部分の労働時間が立業又は下肢作業で占められる業務

- 二 著しく精神的神経的緊張を必要とする業務

- 三 任意に中断できない業務

- 四 運搬、牽引、持上げその他相當の筋肉的労働を必要とする業務

- 五 身體の動搖、振動及び衝撃を伴う業務

六 その他中央労働基準審議會の議を経て労働大臣の指定する業務

使用者が、次に掲げる措置を講じた場合においては前項の規定はこれを適用しない。

一 第一號乃至第三號の業務について、使用者が生理日の労働者に對し特別の休憩時間及び休憩のための施設その他の必要な施設を與えた場合

二 第四號及び第五號の業務について、その作業が斷續的であるか、又は極めて部分的であるとき、使用者が生理日の労働者をその作業に就かせないように必要な措置を講じた場合

三 各號の業務を通じ、使用者が労働者の生理日において各號以外の業務に就かせる措置を講じた場合

前二項の規定にかかわらず、生理日の就業が著しく困難な女子が生理休暇を請求したときは、使用者は、その者を就業させてはならない。

(歸郷旅費)

法第六十八條 滿十八才に滿たない者又は女子が解雇の日から十四日以内に歸郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、滿十八才に滿たない者又は女子がその責に歸すべき事由に基いて解雇され、使用者

がその事由について行政官廳の認定を受けたときは、この限りではない。

女少規第十七條 使用者は、法第六十八條但書の規定による事由の認定については、様式第六號によつて、所轄労働基準監督署長からこれを受けなければならない。但し、労働基準法施行規則第七條の規定による認定を受けた者については、この限りでない。

法第百條の二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特殊の規定、改廢及び解釋に關する事項を掌り、その施行に關する事項については、労働基準局長及びその下級の官廳の長に勸告を行うとともに、労働基準局長が、その下級の官廳に對して行う指揮監督について援助を與える。

婦人少年局長は、自ら又はその指定する所屬官吏をして、女子及び年少者に關し労働基準局若しくはその下級の官廳又はその所屬官吏の行つた監督その他に關する文書を閲覧し、又は閲覧せしめることができる。

第百一條第一項及び第四項並びに第百五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所屬官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關し行う調査の場合に、これを準用する。

女少規第十八條 法第百條の二第三項の規定により婦人少年

局長及びその指定する所屬の官吏を婦人少年局調査員といふ。

婦人少年局調査員の携帯すべき證票は、様式第七號による。

女少規第十九條 常時十人以上の女子を使用する使用者は、女子保護實施狀況に關する事項について、毎年一回様式第

八號によつて所轄勞働基準監督署長に報告しなければならない。

第十九條の二 この命令に定める許可又は認定の申請に用いるべき様式は、必要な最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、第三條に基く様式第一號を除く外は、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

第九 附錄一米國各州の兒童街頭勞働法

勞働省婦人少年局譯編

(一九五〇・八・一)

街頭勞働について

連邦勞働委員會

最低年令

一四才未満の少年又は一八才未満の少女は街頭勞働に使用してはならない。但し、例外として、一二才もしくはそれ以上の少年で夕刊を住宅地區近邊において、一定の經路を配達してまわることは、この限りでない。

勞働時間

一六才未満の少年は、午後七時から午前七時までの間においては使用してはならない。就學日における勞働時間は、三時間を

職章

勞働者の補償

街頭勞働

アラスカ州
アリゾナ州

規定なし

超えてはならない。

街頭勞働職章と許可證は、學校の代表者によつて發行されねばならない。

新聞賣子には、勞働者補償法が適用されねばならない。

最低年令 少年は一〇才、少女は一六才、但し、あらゆる街頭又は公共の場所において、新聞、雜誌、定期刊行物、その他

の商品を販賣する場合。(この規定は、すべての都市に適用される)。

兒童は一〇才、但し、あらゆる街頭又は公共の場所において靴磨きの労働に就く場合(州全體に適用)。

規定なし

アルカンサス州
カリフォルニア州

檢事總長は、街頭労働に使用されている兒童は、その他の使用されている一般兒童と同様の規定にしたがわねばならないことを定めている。但し、使用許可證は、獨立(自營)請負業者として労働している兒童の場合においては不要である。實際には、使用許可證は、兒童の両親が使用者として同意するならば、この許可證を必要とする年令の兒童に對して發行される。

特殊の街頭労働法は、人口二三、〇〇〇又はそれ以上の都市に適用され、それは次のように規定している。一〇才未満の少年および一八才未満の少女は、あらゆる街頭又は公共の場所において労働する新聞、雜誌、定期刊行物、回覽物、もしくは、行商、靴磨その他の仕事について、使用され

コロラド州

コネチカット州
デラウェア州

てはならず、又就業を許可されてはならない。

なお、午後一〇時から午前五時の間における行商、販賣の禁止については上記法の深夜労働の項を参照すること。

最低年令一少年はなし、少女は一〇才、但し、あらゆる町または市の街路または通路において、新聞、定期刊行物その他出版物または商品を販賣もしくは配達する場合。あるいはその他の事業または職業に就業し、もしくは營業する場合。

規定なし

(この規定は、一九二〇年國勢調査決果による人口二〇、〇〇〇以上の都市のみに適用される)。

最低年令一少年は一二才、少女は一四才、但し、あらゆる街頭、又は公共の場所において、新聞、雜誌、定期刊行物、その他あらゆる種類の商品について、夫々販賣のための配達、賣捌き、陳列、提供をなす場合。

徽章一、二才以上一六才未満の少年およ

適用されない。

労働時間―夜業は、一六才未満の少年について、午後七時から午前六時までの間に於いて労働してはならない。但し、一定の経路を、新聞、雑誌、定期刊行物の配布に就労している場合においては、この限りでない。

一六才未満の少年で、使用許可證を得ていない場合は、就學中においては労働してはならない。

一六才未満の少年は新聞の詰込みに使用してはならず、又、一六才以上一八才未満の少年のこのような労働は、一週四〇時間を超えてはならず、又一週一夜以上繼續して使用してはならない。

夜業は、午後一〇時から午前六時までの間に於いて労働してはならない。但し、このような仕事について、毎週一夜だけ労働する場合においては、この限りでない。

最低年令―少年は一〇才、少女は一八才、但し、あらゆる街頭、その他公共の場所又は、戸別に新聞、雑誌、定期刊行物、

び一四才以上一六才未満の少女について適用される（臨時使用許可證は街頭労働について又發行される）

労働時間―一六才未満の年少者の労働は使用許可證を得ていない場合は、就學時間中は労働してはならず、又午後七時から午前六時までの間に於いて労働してはならない。

コロンビヤ地區

最低年令―少年は一二才（但し、一〇才もしくはそれ以上の少年で、一定の経路を、新聞、雑誌、定期刊行物を配布してま

わる場合においては、この限りでない。）

少女は一八才、但し、あらゆる街頭又は公共の場所において、新聞、雑誌、定期刊行物、その他のあらゆる種類の品物や商品の販賣のための配布、賣捌き、陳列、提供、あるいは廣告ビラまたは回覽物の配布、あるいは靴磨き、その他の労働に就く場合。

徽章―一二才以上一六才未満の少年について適用される。（徽章は、一〇才もしくは

はそれ以上の少年で、一定の経路を新聞、雑誌、定期刊行物を配達してまわる場合は

および靴磨等について、夫々、販賣のための賣捌き、提供、勧誘、募集、陳列、配布をなす場合。

徽章ノ規定なし。但し、修學時間中における使用については、使用許可證が、一四才以上一六才未満の少年について適用される。

労働時間一四才未満の少年は修學時間中においては労働してはならず、又一六才未満の少年は、午後八時から午前五時までの間においては労働してはならない。

一六才未満の児童は、就學時間中においては一日について四時間、就學時間外においては一日について八時間、一週間について四〇時間を超えない限り、住宅區域において新聞を販賣、配布することを使用して差支えない。このような仕事は、午後九時から午前五時までの間においては使用してはならず、又就學時間中においては労働してはならない。

新聞の販賣、配達に關する仕事は、法律の適用から除外される。

イリノイ州
インディアナ州

アイオワ州

規定なし

特別の規定なし。前節における新聞配達
の除外例參照

この法律は、人口一〇、〇〇〇もしくはそれ以上の都市のみに適用される。

最低年令一少年は一才、但し、許可證が上級裁判官、市役所、少年審判所の勸告にしたがつて、學校の責任者によつて發行された場合においては、この限りでない。

少女は一八才、あらゆる街頭又は公共の場所で行商、靴磨きの街頭における仕事、新聞、雜誌、定期刊行物、回覽物について配布、販賣をなす場合。

徽章ノ徽章は一才以上一六才未満の少年に必要である。

労働時間一六才未満の少年は正規の許可證を得ない場合は修學時間中に労働してはならず、又は午後七時三〇分から午前四時までの間において労働してはならない。(夏季、休暇中は午後八時三〇分から午前四時までの間において労働してはなら

カンサス州
ケンタッキー州

ない。

規定なし。

特殊の規定で街頭労働を取締つていない。但し、最低年令一八才で少女があらゆる街頭や公共の場所において、新聞、雑誌、定期刊行物、行商、あるいは靴磨き、その他の街頭における仕事について、配布又は販賣に使用する場合。

少年が一定の経路を、新聞配達をしてまわる場合は、あらゆる營利的仕事に使用されるすべての規定から除外される。

ルイジアナ州

最低年令一少年は一四才、少女は一八才、あらゆる物品、所有物商品、商賣上の

サービス、ポスター、回覽物、新聞、雑誌について、販賣のための賣捌き、提供、

勧誘、陳列をなす場合、あるいは新聞、定期刊行物を配布、募集をなす場合。但し、

一二才および一三才の少年が住宅區域で、

一定の経路を、新聞の日曜版を含めて、夕刊を配達し、集める場合は、この限りでない。

しかしこのような仕事については、日曜日に、午前六時以前に就業してはならな

い。

許可證一六才未満の少年に適用される。

労働時間一六才未満の少年は、修學時間中あるいは午後七時（四月一日から九月三〇日までは午後八時）から午前四時三〇分までの間においては労働してはならない。一四才未満の少年は朝刊の配達は許されぬ。但し、一二才および一三才の少年が、午前六時以降に一定の経路について、日曜版の夕刊を配達する場合においてはこの限りでない。

規定なし。

この規定は人口二〇、〇〇〇もしくはそれ以上の都市に適用される。

最低年令一少年は一二才、少女は一六才、あらゆる街頭、公共の場所において、

新聞、雑誌、定期刊行物について夫々販賣のための配布、賣捌き、陳列をなす場合、

但し、特別に許可された一〇才の少年は新聞を午後三時三〇分から午後五時までの間において、一定の経路を配布してまわるこ

メイン州
メリーランド州

とについては、この限りでない。(實際には、このような特別の許可證は發行されていない。)

少年は一四才、少女は一六才、あらゆる街頭、公共の場所において、靴磨き、その他の労働や仕事をなす場合、あるいは、新聞、雑誌、定期刊行物を除く、廣告ビラ、回覧物、その他、物品を配布する場合、(この仕事については最低年令一二才について規定された項参照)

徽章と許可證一六才未満の少年に適用される。

労働時間一六才未満の少年は、午後八時から午前六時までの間においては、上述のあらゆる労働や仕事について労働してはならない。一四才の少年は使用許可證がなければ修學時間中において労働してはならない。

最低年令一少年は一二才、少女は一八才、あらゆる街頭、公共の場所において新聞、雑誌、定期刊行物、その他のあらゆる種類の商品について、夫々、販賣のための

賣捌き、陳列、提供をなす場合、あるいは靴磨、市街掃除夫その他の労働に就業する場合。

徽章一二才以上一六才未満の少年に適用される。このような徽章は、もしも少年が法律に定められた一定の修學をなすうえに、このような仕事に労働することが、肉體的に、あるいは精神的に不適當であるかあるいは不可能であることが判明した場合には拒否される。

労働時間一六才未満の少年は修學時間中においては労働してはならない。但し、一四才の少年で児童の福祉に最上の労働條件であるとき、學校の代表者によつて特別の許可證が發行される場合においては、この限りでない。又一六才未満の少年が街頭新聞を配達する経路において、新聞、雑誌、定期刊行物を販賣、配達する場合は、午後八時から午前六時までの間において、労働してはならない。又、あらゆる街頭や公共の場所において、他のあらゆる種類の商品、あるいは靴磨き、市街掃除夫その他

の労働に就業し、販賣のための賣捌き、陳列、提供をなす場合は、午後九時から午前五時までの間において労働してはならない。

街頭労働に關する仕事については主法文の規定から除外されている。

街頭労働とは、a)新聞、雑誌、その他の定期刊行物について誹謗豫約の勧誘。

b)新聞、雑誌、定期刊行物、廣告物について夫々、販賣のための配布、賣捌き、提供。

c)靴磨業。d)ボーイスカウト、ガールスカウト、その他青年團體の所有および經營校のある地區において、ハジケ玉蜀黍、南京豆、菓子、果物、酒精分なしの飲物について夫々販賣のための賣捌き、提供を意味する。

この法律は、第一級、第二級、第三級の都市、即ち人口、一〇、〇〇〇もしくはそれ以上の都市に適用される。但し、新聞配達、新聞賣子として、彼等の住宅區域あるいは、一定の事務所のある場所で定期誹謗讀者のために、新聞、雑誌に配布する仕事に

正規に使用されている場合においては、この限りではない。

最低年令は少年は一二才、少女一八才、

あらゆる街頭、公共の場所、行商、靴磨き、あるいは新聞、雑誌、定期刊行物、回覽物を配布販賣する場合（配達人の除外例については上記参照）

職章許可證と一六才未満の少年に適用される。（配達人の除外例については上記参照）

労働時間一ニ才以上一四才未満の少年は、修學時間中において労働してはならず、又、一四才以上一六才未満の少年で、使用許可證のすべての要求事項を満たすものでなければ労働してはならない。又午後八時から午前五時までの間においては労働してはならない。但し、許可證および職章を得ている少年が午後八時以降特別に販賣をなす場合においては、この限りでない。

規定なし。

規定なし。前節において述べた新聞、雑誌、定期刊行物の販賣もしくは賣捌き、配

布をなす場合の特別の除外例参照

モンタナ州

規定なし

ネブラスカ州

規定なし

ネーバダ州

規定なし

ニューハンプシ

ヤ州

最低年令一少年は一〇才、少女は一六才、あらゆる街頭、公共の場所において新聞、雑誌、定期行物、その他、商品の販賣をなす場合、児童は一〇才、あらゆる街頭、公共の場所における靴磨に労働する場合。

労働時間一夜業は午後七時から午前六時三〇分までの間において労働してはならない。但し、一二才もしくはそれ以上の少年で、午後四時から午前八時まで、および一四才もしくは、それ以上の少年で午前五時以降において新聞を配達する場合は、この限りでない。

ニュージャージー州

最低年令一少年は一四才（一二才の少年で近隣の住宅区域において一定の経路を新聞、雑誌について夫々配布、勧誘、募集をなす場合はこの限りでない。）少女は一三才、街頭労働とはあらゆる街頭、公共の場

所、あるいは戸別に、物品、品物、商品、商賣上のサービス、ボスター、回覧物、新聞、雑誌、靴磨等について夫々販賣のための賣捌き、提供、勧誘、募集、陳列配布を意味する。

特別の許可證一六才未満の少年に適用される。

労働時間一六才未満の少年は修學時間中において労働してはならない。

最大許容労働時間および夜業一二才以上一四才未満の少年については（新聞、雑誌の配達については前に詳述したとおりである）一日について八時間、一週間について四〇時間、一週間について六労働日とし、夜業は、午後六時から午前七時までの間において労働してはならない。

一四才以上一六才未満の少年については一日について八時間、一週間について四〇時間、一週間について六労働日、夜業は新聞、雑誌の配達、販賣については午後六時から午前五時三〇分までの間において労働してはならず、その他の街頭労働について

は、午後六時から午前七時までの間において労働してはならない。

一六才未満の年少者は修學時間を通算して一日について八時間を超えてはならない。

規定なし

ニューメキシコ州
ニューヨーク州

この法律は、人口二〇、〇〇〇もしくはそれ以上の都市に適用され、且つ教育委員會で決定すれば人口四、五〇〇もしくはそれ以上の都市、および學校の地區にも適用される。人口二〇、〇〇〇もしくはそれ以上の都市における學校の代表者は、一八才未満の少年の労働の保護を更に促進させる権能を有する。この法律は獨立して労働している少年だけに適用されていると解釋されている。これら使用されている者は休暇が使用許可基準労働によるものでなければならぬ。

最低年令一少年は一才、少女は一八才、新聞、定期刊行物、靴磨について販賣のための運搬、配達、賣捌き、陳列、提供をなす場合。

ノース・カロラ
イナ州

徽章一徽章は一才から一才までの少年に適用される。

労働時間一七才未満の少年は午後七時から午前六時までの間において労働してはならず、又、かれらが通學を要求されている時間中は労働してはならない。

最低年令一少女は一八才、少年は一四才、あらゆる街頭、公共の場所において新聞、雑誌、定期刊行物、菓子、飲物、南京豆その他の商品について夫々販賣のための配布、賣捌き、陳列、提供あるいは靴磨きに労働する場合、但し、一才もしくはそれ以上の少年で修學時間外で、労働者の許可をうけて、一日について七五軒以下の得意先に新聞、雑誌、定期刊行物を夫々販賣し、配達する場合はこの限りでない。

労働時間一週間について一〇時間、一才以上一四才未満の少年が修學日で、修學時間外に、一日について七五軒以下の得意先に新聞、雑誌、定期刊行物を販賣し、配布する場合、一日について八時間（修學時間を通算して）一週間について四〇時

間、一週について六労働日、一四才以上一六才未満の街頭労働に従事している少年の場合、そして、この場合最低年令は一四才である。但し、一定の経路を、新聞、雑誌、定期刊行物を配布してまわる少年で、一週について七労働日（午前五時から午後八時までの間）一日について四時間、一週について二四時間を超えない場合においては、この限りでない。

夜業一 一二才以上一四才未満の少年は就學時間に午後七時から午前六時の間に就いて労働してはならず、又、就學時間外において新聞、雑誌、定期刊行物を販賣、配布する労働をなす場合は、一日について七五軒以上の得意先を超えてはならない。

あらゆる街頭労働について、一四才以上一六才未満の少年は午後七時から午前六時までの間において労働してはならず、又、一六才以上一八才未満の少年は零時から午前六時までの間において労働してはならない。そして、この場合兩者とも最低年令は一四才満である。但し、一定の経路を一週

間について七労働日、新聞、雑誌、定期刊行物を配布する少年の場合は、午後八時から午前五時までの間において労働してはならない。

使用許可證一 一八才未満の少年に必要である。使用者と、被使用者の關係が、年少者が販賣をなす商品の供給者と年少者との間に關係がない場合、両親又は後見人は使用許可證を得なければならない。

規定なし

規定なし

最低年令一 少女は一六才、あらゆる都市においても街頭、公共の場所、新聞、定期刊行物の販賣をなす場合。

規定なし

オレゴン州
ペンシルバニア州

最低年令一 少年は一二才、少女は二一才、自營で、あらゆる街頭、公共の場所において、新聞、雑誌、定期刊行物その他の出版物、およびあらゆる種類の商品について、夫々販賣のための賣捌き、配布、陳列提供をなす場合。少年は一四才、使用されて、このような仕事に労働している場合。

少年は一四才、少女は二一才、あらゆる街頭や公共の場所において働く市街掃除夫、靴磨、その他の労働や業務に就く場合。

徴章なし。但し、使用許可證は、一六才未満の少年を、新聞、雑誌、定期刊行物、その他の出版物を配布、販賣に使用する場合に適用される。

一八才未満の少年は、その他の街頭労働に使用してさしつかえない。

労働時間一日について九時間、一週間について五一時間、一四才もしくはそれ以上の少年で、新聞、雑誌、定期刊行物、そのため出版物の配布に使用される場合。夜業は一二才以上一四才未満の少年については、午後七時から午前七時までの間において労働してはならず、又、一四才以上一六才未満の少年で上述せる、あらゆる街頭労働に關しては午後八時から午前六時までの間において労働してはならない。

最低年令一少年は一四才、少女は一八才、行商に使用されている場合。

ここにいう行商とは、あらゆる街頭、公共の場所、あるいは戸別に物品、製品、商品、回覧物、新聞、パンフレット、富籤、靴磨、その他販賣、事務について、夫々販賣のための賣捌き、提供、勧誘、募集、配布を意味する。

許可證使用許可は就學時期外のみになされ、許可證は、一四才以上一六才未満の少年に適用される。

労働時間一六才未満の少年は、午前七時から午後六時までの間において労働してはならず、又修學時間中にも労働してはならない。

一六才以上、一八才未満の少年は、街頭一〇時から午後六時までの間において労働してはならない。

雇用關係この法律では、街頭で労働している年少者と、この年少者に新聞、雑誌を提供している者との間においては、雇用關係があると規定している。

法律は人口四〇、〇〇〇以上の都市のみに適用される。

最低年令一少年は一二才、少女は一六才、新聞、雜誌、定期刊行物、その他の物品について夫々販賣のための賣捌き、提供あるいは、靴磨、市街掃除夫の勞働をなす場合。

徽章および許可證一一二才以上一六才未満の少年に適用される。

勞働時間一一二才以上一六才未満の少年は午後九時から、午前五時までの間において勞働してはならず、又、修學時間中勞働してはならない。

南カロライナ州

南ダコタ州

テネシイ州

テキサス州

ユタ州

規定なし

規定なし

規定なし

規定なし

最低年令一少年は一二才、少女は一六才、あらゆる街頭、公共の場所において、

新聞、雜誌、定期刊行物、廣告物、その他の商品について、夫々販賣のための配達、賣捌き、陳列、提供をなす場合、但し、一〇才の少女で、住宅區域で一定の經路を新聞、雜誌、定期刊行物、ビラを配達する場

合は、この限りでない。

少年は一四才、少女は一六才、あらゆる街頭、公共の場所において、靴磨、その他の勞働をする場合。

徽章および許可證一八才未満のあらゆる街頭勞働に適用される。檢事總長の意見に基づいて、一九四四年二月一日附で使
用許可證は、使用者として、もしくは獨立請負業者と見なされる契約のもとに働く場合のいづれであつても、新聞を配達する少年の場合は適用される。

勞働時間一六才未満の年少者は、あらゆる街頭勞働について、修學時間中勞働してはならない。一二才未満の少年および一六才、一七才の少女は、あらゆる街頭公共の場所において新聞、雜誌、定期刊行物、廣告物、その他あらゆる商品について夫々販賣のための配達、賣捌き、列陳、提供をなす場合は、午後九時から午前五時までの間において勞働してはならない。一六才未満の少年は、あらゆる街頭、公共の場所において磨靴の勞働を含めてその他の勞働は

午後七時から午前六時までの間において労働してはならない。

規定なし

バーモント州
ヴァージニア州

最低年令 少年は一四才、少女は一五才、街頭、公共の場所において行商、その他の利益ある業務に就勞する場合。但し、新聞、雜誌、定期刊行物、回覽物の販賣、靴磨、使い走り、小荷物配達、ゴルフ場球拾い、その他戸外で労働する仕事、あるいは一定の経路において、新聞を配達している少年（の配達人）の場合においては、この限りでない。

許可證および徽章 特別の許可證は、一二才以上一六才未満の少年で一定の経路を新聞を配達してまわる配達人の場合は適用される。この許可證を得るために新聞の出版業者は、官公所で發行された業者の名前、年令、住所、通學について記書されたものを報告しなければならない。少年は、保健所又は校醫による學校における健康な場合、あるいは健康上、適切である許可のサインのいずれかによつて、健康上さしつ

かえないことが判明しなければならない。その他の街頭労働に就業している場合、許可證は必要でないが、徽章は一二才以上一六才未満の少年は得なければならない。このような徽章は、一般使用許可證の發行に必要な諸條件にしたがつて發行される。

労働時間 一六才未満の少年は、一日について八時間、一二才以上一六才未満の少年は午後七時から午前六時までの間にいて労働してはならない。但し、一四才以上一六才未満の少年で、一定の経路を新聞を配達してまわる配達人の場合は午後七時から午前五時までの間において労働してはならない。修學時間中は労働してはならない。

規定なし

規定なし

ワシントン州
西ヴァージニア州
ヤ州
ウイスコンシン州

最低年令 少年は一三才、少女は一八才、あらゆる街頭、公共の場所、あるいは戸別に新聞、雜誌、品物、物品、商品、商賣上のサービス、ポスター、回覽物、磨靴等について、夫々、販賣のための賣捌き、

提供、勧誘、募集、陳列、配達をなす場合。

徽章および許可證入口一、〇〇〇もしくはそれ以上の都市村において、一三才以上一八才未満の少年は徽章を備えなければならず、又この少年の使用者は、街頭労働許可證を得なければならない。

（産業委員會は、徽章、および許可證について、異議、部分修正を要求し得る權能を有する。）

雇用關係に兒童が新聞、雜誌を販賣又は配達する場合。

獨立せる新聞機關、出版業者の販賣機關、兒童が新聞あるいは雜誌を配達、販賣する出版業者に該當しない場合は、使用者と見做される。

兒童が、あらゆる街頭労働に就業している場合。販賣もしくは配布のための物品を提供している者、あるいは、靴磨きのための物品を常時提供している者は、使用者と見做される。

労働時間一六才未満の少年は、一日に

ユースミング州

ついて八時間、一週間について二四時間。夜業は午後七時三〇分から午前五時までの間においては労働してはならない。

労働は、一六才未満の少年で義務教育の課程を修了していない場合は、修學時間中において労働してはならない。一六才以上一八才未満の少年は、一日について八時間、一週間について四〇時間、あるいは、又、このような少年は通學を法律で要求されている時間中は労働してはならない。

規定なし

労働形態	説明	適用される州名
物品の販賣と	住宅地区で新聞を配達、賣取する場合 新聞、定期刊行物について販賣する場合 新聞、雑誌、定期刊行物、回覧物について配達、販賣する場合 新聞、雑誌、定期刊行物、回覧物、ポスター、商品、財産、労働率仕について販賣のために賣捌き、提供、勧誘、陳列、募集する場合	ジョージア オクラホマ アイオワ ルイジアナ
配布の行爲	新聞、雑誌、定期刊行物、その他あらゆる商品について販賣のために配達、賣捌き、陳列、提供する場合	デラウェア
物品の販賣配布	新聞、雑誌、定期刊行物について販賣のために賣捌き、提供、勧誘、募集、陳列、配達する場合及び靴履をする場合 新聞、雑誌、定期刊行物その他の商品を販賣する場合及び靴履をする場合 新聞、雑誌、定期刊行物、回覧物について販賣のために賣捌き、配達をする場合	フロリダ アリゾナ、ニューヘンブリヤ ア、ロードアイランド（但し市街掃除を含む） カリフォルニア、ミネソタ
及び修理清掃の行爲	新聞、誌、雑誌、定期刊行物、廣告ビラ、回覧物について販賣のために配布、賣捌き、陳列、提供をする場合及び靴履をする場合 新聞、雑誌、ポスター、回覧物、商品、労働率仕について販賣のために提供、陳列、配布、勧誘、募集、賣捌きをする場合及び靴履をする場合	アラバマ ニュージャージー、ウイスコンシン

	する場合 新聞、定期刊行物について販賣のために配達、陳列、提供、運搬、賣捌きする場合及び靴磨きをする場合 新聞、雑誌、定期刊行物、菓子、飲物、南京豆、その他の商品について販賣のために、配達、陳列、提供をする場合及び靴磨きをする場合 物品、製品、商品、回覧物、新聞、パンフレット、富くじ、その他について販賣のため賣捌き、提供、勧誘、募集、配布をなす場合及び靴磨きをする場合	ニユーヨーク 北カロライナ グエルト・リコ
物品の販賣配布 修理清掃及びその他の行為	新聞、雑誌、定期刊行物、その他の出版物、商品を販賣、配達する場合及びその他の事業または職業、就労または営業する場合 新聞、雑誌、定期刊行物、回覧物について、販賣配布する場合及び行商、靴磨、その他の働をする場合 新聞、雑誌、定期刊行物、回覧物について販賣する場合及び靴磨、使い走り、小荷物配達、ゴルフ場の球拾い、その他戸外で雇用される場合	コロラド エダー、エロンビア、ケンタッキ、ペンシルバニア、メリーランド、デラウェア（但し市街清掃夫を含む） バージニア

第二表 最低年齢令

年令	性別	労働形態	適用されている州名
10才	男	物品の販賣配布の行爲 物品の販賣配布及び修理清掃の行爲	アリゾナ カリフォルニア、フロリダ、ニューハンプシャー
	女	物品の販賣配布及び修理清掃その他の行爲	コロラド
11才	男	物品の販賣配布の行爲	アイオワ
12才	男	物品の販賣配布の行爲	デラウェア（但し、その他の行爲をなす場合は14才） アラバマ、マサチューセツツ、ミネソタ、ニューヨーク、 ロードアイランド、コロンビア（但し、新聞、定期刊行物を 住宅地帯で一定の経路を配達する場合は10才）
		物品の販賣配布及び修理清掃の行爲	
14才	男	物品の販賣配布の行爲	ルイジアナ及びニュージャージー（但し、新聞の日曜版を 含めて、夕刊を住宅地帯で一定の経路を配達する場合は12 才）北カロライナ（但し、修繕時間外で労働省の許可をう けて1日に75軒以下の得意先に新聞、雑誌、定期刊行物を 販賣、配達する場合は12才）
		物品の販賣配布及び修理清掃の行爲	アエルト・リコ

		物品の販賣配布修理清掃及びその他の行爲	ケンタッキークー
	女	物品の販賣配布の行爲	デラウェア
16才	女	物品の販賣配布の行爲 物品の販賣配布及び修理清掃の行爲 物品の販賣配布修理清掃及びその他の行爲	アリゾナ及びニューハンプシャー（但し、靴磨の場合は10才）オクラホマ メリーランド、ロードアイランド ユタ（但し、住宅地帯で一定の経路を新聞、雑誌、定期刊行物を配達する場合は10才）
18才	女	物品の販賣配布の行爲 物品の販賣配布及び修理清掃の行爲 物品の販賣配布修理清掃その他の行爲	アイオワ、ルイジアナ、ミネソタ、ニューヨーク、ウイスイ ンソシ 北カロライナ（但し、修學時間外で、労働省の定可を5けて一日に75軒以下の得意先に新聞、雑誌、定期刊行物を配達する場合は12才）アラバマ、カリフォルニア、フロリダ、 ニュージャージー、アエルト・リ ケンタッキークー、マサチューセッツ、バージニア、コロ ンビア
21才	女	物品の販賣配布修理清掃及びその他の行爲	ペンシルバニア

（備考）

最低年齢の規定不明の州は左の通りである。

男子の場合 エロラド、オクラホマ、ジョージア
女子の場合 ジョージア

第三表 労働時間

深			夜		業
時 間	年 令	勞 働 形 態	適 用 さ れ て い る 州		
自午後～自午前					
6.00～5.30	16才	物品の販賣配布の行爲	ニュージーランド		
6.00～7.00	14才 16才	物品の販賣の配布行爲 物品の販賣配布及び修理清掃の行爲			
7.00～4.30	16才	物品の販賣配布の行爲 但し4月1日から9月30日までは午後8時から午前4時30分まで 12才と13才の少年は日曜日は午前6時以上は禁止	ルイジアナ		
7.00～5.00	16才	一定の経路を新聞配達する場合	ヴァージニア		
7.00～6.00	16才 " "	物品の販賣配布の行爲 物品の販賣配布及び修理清掃の行爲 物品の販賣配布修理清掃及びその他の行爲 但し、一定の経路を新聞配達する場合を除く	デラウェア ヴァージニア 北カロライナ エタナ アエルト・リ コソロピア		

7.00~6.30	少年 10才 少女 16才	物品の販賣配布及び修理清掃の行爲 但し12才以上の少年で午後時4から8時まで、及び 14才以上の少年で午前5時以降新聞配達させること は許される	ニユーハンゾグヤア
7.00~7.00	14才	物品の販賣配布の行爲	ベソシルザアニア
7.30~4.00	16才	物品の販賣配布の行爲、但し夏季休業中は午後8時 40分から配布4時までの間	アイオア
8.00~5.00	16才 "	物品の販賣配布の行爲 物品の販賣配布及び修理清掃の行爲	ミネソタ アラバマ
8.00~6.00	16才 " "	物品の販賣配布の行爲 物品の販賣配布及び修理清掃の行爲 物品の販賣配布修理清掃その他の行爲	マサチューセツツ ベソシルザアニア ケンタッキ マリナーラソド
9.00~5.00	16才 "	物品の販賣配布の行爲 物品の販賣配布及び修理清掃の行爲	ジョージア、ユター ロードアイラソド マサチューセツツ
10.00~5.00	16才	物品の販賣配布及び修理清掃の行爲	カリフォルニア

10. 00～6. 00	18才 ”	物品の販賣配布修理清掃その他の行爲 物品の販賣配布及び修理清掃の行爲	エロソビエ フェルト・リエ
12. 00～6. 00	18才	物品の販賣配布及び修理清掃の行爲	北カロライナ

第三表 その二 労働時間

年 令	労働時間	労働形態	適用される州名
10才の少年	修學時間を通算して1日について8時間 1週40時間、1週6労働日 1日4時間、1週24時間、1週7労働日	物品の販賣配布修理清掃の行爲 —— 一定の往路を新聞雑誌、定期刊行物を配達販賣する場合	北カロライナ
12才と13才の少年	1週10時間	修學時間外に、1日について75軒以下の得意先に新聞、雑誌、定期刊行物を販賣配布する場合	
16才の少年	修學時間中の労働を禁止、修學時間を通算して1日8時間、1週40時間、1週6労働日	物品の販賣配布、修理清掃その他の行爲	ニュージャージー

16才の少年	修學時期——1日4時間 修學時期外——1日8時間、1週40時間	新聞の配布販賣する場合	ジョージア
14才の少年	1日 9時間、1週 51時間	物品の販賣配布	ペンシルヴァニア
16才の少年	1日8時間、修學時間中の労働を禁止	物品の販賣配布、修理清掃その他の行爲	ヴァージニア
16才の少年	使用許可證のない場合修學時間中の労働を禁止	物品の販賣配布 物品の販賣配布、修理清掃の行爲 物品の販賣配布、修理清掃その他の行爲 修理清掃の行爲	デラウェア ミネソタ ケンタッキー メリーランド
17才の少年 16才の少年	修學時間中の労働を禁止 " 修學時間中の労働を禁止し、但し14才未満で児童の福祉上、最上の労働條件であるとき、學校代表者により特別の許可證が發行された場合は許可される。	物品の販賣配布の行爲 " 物品の販賣配布、修理清掃の行爲	ニューヨーク アイオワ ルイジアナ ベサチュエッツ

第四表 使用許可證及び徽章

使用許可證	徽章	適用されている州
自營業の場合不要、しかし實際は、親が兒童の使用者として同意すれば許可證を必要とする年令の兒童に發行される。		カリフォルニア
臨時使用許可證を發行	12才以上18才未満の少年及び14才以上16才未満の少女に適用	デラウェア
修學時間中、14才以上16才未満の少年に適用		フロリダ
許可證が上級裁判官、市役所、少年裁判所の勸告にしたがつて、學校の責任者によつて發行された場合は最低年令11才は除外される。	11才以上16才未満の少年に適用	アイオワ
14才以上16才未満の少年に適用。但し、新聞を配賣または配布する場合は適用されない。	上記と同じ	ケンタッキー
16才未満の少年に適用	上記同文	ルイジアナ メリーランド

16才未満の少年に適用		ニエー・ジャージーイ ニエー・ヨーク ペンシルヴァニア ロードアイランド
16才未満の少年で物品の販売配布をする場合適用	11才と12才の少年に適用	ナシ
12才以上16才未満の少年に適用	同上文	ロードアイランド
18才未満の少年に適用、検事総長の意見に基づいて、1944年2月14日附で使用者として、もとは獨立諸負業者と見做される契約のもとに働く場合のいずれであっても、新聞を配達する少年の場合適用される。	18才未満の少年に適用	ユタ
時前の許可證は、12才以上16才未満の少年で一定の経路を新聞を配達してまわる場合適用される。この許可證を得るために新聞の出版業者は官公所で發行された児童の名前、年令、住所、通學について記載されたものを報告しなければならない。児童の健康にさしつかえないことが判明した場合は證明書は児童に發行される	12才以上16才未満の少年に適用	ヴァージニア
人口1,000以上の都市、村において13才以上18才未満の少年を使用する場合適用	同上文	ワイヌコンソン
14才以上16才未満の少年で、就學時間外に働く場合適用	12才以上16才未満の少年に適用、但し10才以上の少年で、一定の経路を新聞、雑誌、定期刊行物を配達する場合は適用されない。	コロンビヤ アエルト・リコ

第九 附錄二、各國年少勞働者保護規定一覽表

(勞働省婦人少年局年少勞働課編)

一八八

國 際 基 準 (國際勞働條約案)	最 低 工	最 低 業	年 年	令 令
アメリカ合衆國	(一)十六才 (二)例外(ニュー ヨーク) (1)十四才以上で ハイスカールを 卒業したもの (2)高等教育をう けることができ なくとも (3)十五才 人又は親又は後見 人又は管理人の ために農事又は 外務労働に從 事するものは十 二才	(一)十四才 (二)街頭労働 (三)男子(アメリカ 十三才) (四)街頭兒童 (五)男子(ニューヨーク 十二才) (六)女子(ニューヨーク 十二才) (七)修學時間外でな ければならない	十 四 才	十 四 才
ソビエツト社會 主義共和國連邦	十六才	十六才	十六才	十六才
英 國	十六才	十六才	十六才	十六才
朝 鮮	十六才	十六才	十六才	十六才
日 本	十五才 義務教育の課程 を終了した者は 十四才	十二才 但し映畫、演劇 の子どもは十二才 以下でも働かう る	十二才	十二才

度 制 書 明 證	今年護保
(一) 九はをい(三)ない及兒たの童右度身又ら(二)求のるの見機く(一)者十 (二) 六三は着ては街上別商業につ (三) 回はなせしめな七(一)け草 (四) 昭和七(一)け草	十八才
(一) 働ル(三)兒十(二)以從又修(一)が年(三)明特くる高(二)が雇身使年(一)ニ (二) 十侍學十六才以從事のす才に事に (三) 十四童時以上ゴ (四) 才以上ゴ	十八才
(一) 職特委を中全勞 (二) を別員以央ソ働 (三) 許訓部會連基 (四) 可令のて議邦準 (五) するに發勞と監 (六) 基布働の働督 (七) 就す人協組官 (八) 就る民議合が	十八才
(一) するけ檢 (二) る證當查 (三) 明該醫 (四) 書を務の檢 (五) を必に查 (六) 要適を (七) とす受	十八才
(一) なを十受督す用して年 (二) ら發日理督可交用使令者 (三) ない行以し應可交付證令者 (四) い内たは申書付許明令者 (五) なに日申書をされ可書明令者 (六) け許か請書を必要添請者 (七) れ可ら書要とをえ (八) ば證三を	十八才
(一) いけを卒學育五(三)た義者(二)者(一) (二) な事業又校修を才使用者務(二)者(一) (三) け業證は長了終未十用を教(十)年八 (四) ばに場書證證しで才可くを才才證才 (五) な備の明明義以證終以未明未 (六) らえ寫書書務上明了上滿滿 (七) 付る教十書しでの	十八才

證 明 書 制 度				
	(國際勞働條約案)	美國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
	の兒童は使用許可證明書は不要である	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
フロリダ	(一) 十四才より十	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
六才迄の者は	使用許可證明書	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
(二) 十二才より十	六才迄の者で休日	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
六才迄の者で休日	及び修學時間外に	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
働く時	特別使用許可證	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
特別使用許可證	明書	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
(三) 十六才より十	八才迄の者	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
八才迄の者	年令證明書	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
年令證明書	明書	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
ユタ	(一) 十四才より十	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
(一) 十四才より十	五才迄の者	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
五才迄の者	使用許可證明書	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
(二) 十六才より十	才迄の者	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
(二) 十六才より十	正規使用許可證	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
正規使用許可證	明書	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
明書	(三) 十八才以下の	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
(三) 十八才以下の	兒童で通學義務あ	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
兒童で通學義務あ	る者	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
る者	特別使用許可證	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
特別使用許可證	明書	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
明書	(四) 十八才より二	アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦
(四) 十八才より二		アメリカ合衆國	アメリカ合衆國	ソビエツト社會主義共和國連邦

國際勞働條約案

アメリカ合衆國

ソビエト社會主義共和國連邦

英

國

胡

鮮

日

本

一九〇

[illegible]

間時働勞	間時働勞	
外例	則原	
		(國際勞働條約案)
ニ （一） くはる方○人 ホは避暑市人口 テ節的町以一 ルのた村下五 におひめにの いら或地の○	街 十頭 一六 八才勞 週才働 以二以 四八下 十時の四 時間男 間子間 子間 フ れ兒 十童 六才 才修 以學 時下 間の修 を入學 （四） ては十 二日は 一は年 週二間 日は 八四學 時間校 間のの をの六 超る才 一労働 る働以 除くは學 （一）の 三校の 十時間 三時あ 間は勞 を働働 る一時間 週に間	アメリカ合衆國
と働對 がに十 で八才 き從これ な事未 いせ滿 いし時 め間の る者 こ外 勞絶		ソビエト社會主義共和國連邦
就一務 十二業繁 時間間忙 十二時全 時間十作 時間時業 間業時 （一） その他 一季節 日の特 の別若 ときく の業は ささ せて は時間 外勞働 を		英國
		朝鮮
必い避い間 要事ける但 がある由ること るによつてが 場合は臨でき 行時な他		日本

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(四) (I), (II), (III)
を除いた工業的、
非工業的企業に適
用される

〔註〕

(一) 本表の年令は満を意味する

(二) 本表に用いた資料は

一九三八年制定の公正労働基準法、一九四六年制定のニューヨーク州、一九四一年制定のプロ
アメリカ合衆國は リダ州児童労働法、ユタ州の児童使用許可證明書發行規定

一九三七年制定のアメリカの児童街頭労働法

ソビエツト社會主義共和國連邦は、一九三八年制定の露西亞社會主義連邦ソビエツト共和國労働法
英國は、一九三七年制定の英國工場法

朝鮮は、一九四七年南鮮臨時政府制定の朝鮮児童労働法
による。

41頁 第9行と第10行との間に
「(二) 勸告」をそう入
41頁 第10行「9」を「1」に訂正

